総務産業常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 平成30年3月7日・8日・9日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 303委員会室

3. 委員会審查順

審査順序	課 等 名	ページ
1	企画振興課・みのわの魅力発信室	2~20
2	総務課	$20 \sim 57$
3	税務課	57~64
4	産業振興課・商工観光推進室	6 4~9 7
5	建設課	98~114
6	水道課	114~131
7	会計課	132~134
8	議会事務局・監査委員事務局	1 3 4~1 5 2
9	請願・陳情	152~160

議事のてんまつ

○13番 中澤総務産業常任委員長 おはようございます。一同[「おはようございます。」] 定刻になりましたので総務産業常任委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員についてですけれど、3番 荻原委員、6番 下原委員を指名いたします。ご覧のとおり委員 全員が出席しておりますので委員会は成立したということでございます。よろしくお願いいたします。

午前9時 開会

- ①企画振興課・みのわの魅力発信室
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは、本委員会に付託されました企画振興課に 係る案件を審議したいと思います。議案第1号 箕輪町土地開発基金条例を廃止する条例 制定についてを議題といたします。課長から説明をお願いします。課長
- ○中村企画振興課長 それでは議案第 1 号 箕輪町土地開発基金条例を廃止する条例につきましてよろしくお願いしたいと思います。この条例につきましては、地価の急激な高騰時に迅速に公共用に供する土地を取得するために当該基金を設置して運用してきたところでございますが、近年土地の下落傾向が続いておりまして、土地を先行取得する必要性が薄れ、また今後の活用についても見込まれないことから本基金を廃止したいとするものでございます。この条例の施行日は平成 30 年 4 月 1 日でございます。細部につきまして財政係長から説明するのでよろしくお願いします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○高橋財政係長 それでは議案第 1 号 箕輪町土地開発基金条例を廃止する条例制定につきましてよろしくお願いをいたします。箕輪町土地開発基金は、昭和 46 年 10 月に公共もしくは公共用に供する土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をするために設置されたものでございます。設置当時は土地の価格が急激に上昇することもあり、事業に必要な土地については一刻も早く取得をする必要がございました。しかし昨今では土地の価格は下落を続けており今後も土地の(聴取不能)は想定しづらいため、土地を先行取得する必要性が薄れ、基金の当初の目的を達したものとしてこの条例を廃止したいとするものでございます。以上説明でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 説明が終わりました。ただいまの説明に対して質疑 ある方は挙手をしてお願いいたします。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますでしょうか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第1号 箕輪町 土地開発基金条例を廃止する条例制定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決 することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

 \bigcirc 13番 中澤総務産業常任委員長 ご異議なしと認めます。それでは、議案第 1 号は原 案のとおり決するものとして本会議に報告をしてまいります。

続きまして議案第 2 号 箕輪町土地開発公社の解散についてを議題といたします。課長から説明を求めます。課長

○中村企画振興課長 それでは議案第 2 号 箕輪町土地開発公社の解散につきましてよろしくお願いいたします。土地開発公社につきましては設立以来様々な工業団地、住宅団地等の造成を行ってまいりまして、町の発展に大きく貢献してきたところでございます。昨今町として大規模な土地造成事業なども当面予定がなく、また土地価格も下落傾向が続くものと見ておりますので、土地開発公社の目的は達成したものとしまして土地開発公社の解散手続を進めてまいるものでございます。細部につきまして、財政係長に説明させますのでよろしくお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 財政係長

○高橋財政係長 それでは議案第 2 号 箕輪町土地開発公社の解散につきまして、よろしくお願いいたします。箕輪町土地開発公社は昭和 49 年 2 月に公共用地、公用地などの取得管理処分などを行うことにより、町の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に設置をされたものでございます。これまで幾つかの工業団地や住宅団地の造成、道路整備などの用地取得などを手掛けてまいりました。しかし近年では主立った事業も少なくなってきており、木下の統合保育園の用地についても町が直接事業を行っていること、また土地の下落傾向が続くものと今後も見込んでおり、土地の先行取得の必要性が薄れたことなどにより平成 29 年 11 月 22 日の土地開発公社理事会で解散の決議をしたところでございます。解散に向けては町の議会の議決を得て県知事が解散を認可することとなってございます。また今後の進め方でございますけれども、現時点で発生する資金不足額の 1,900万円につきましては町からの出資金として今回の補正で計上をしているところでございます。この後精算手続きに入り所有している土地、資本金などの財産は町に移管されることとなります。

すみません、先ほど追加でお配りしました A4 の横の資料をご覧ください。A4 の 1 枚ですけれども、経費を除く 1 枚ですけれども図書資料としまして今回の補正で載ってございます、1,900 万円の資金不足額の額の内訳となってございます。公有地としましては県道の南小河内、伊那松島停車場線の代替地ということで伊那路橋のすぐ脇のところにある土地でございます。もう一つが松島の大原公園墓地の用地でございます。一応この二つの土地につきまして土地代としまして額はそちらに記載してございますけれども、そこから推定の評価額を差し引きまして公社としての損失額を右側の三角印で評価損と売却損ということで掲載してございます。そちらの合計がマイナス 1,853 万 8,468 円ということでなってございます。これから解散に向けまして支出を見込んでおりますごみステーションの移設費用、公社の清算結了までの経費、理事会の報酬等でございますけれどもそういったもの

約 46 万 484 円見込んでございまして、そちらの①、②の合計 1,899 万 8,952 円が足りないということで、町の出資金ということで今回 1,900 万円の補正を含めてお願いをするものでございます。説明を終わらせていただきます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ただいまの説明につきましてご質疑ある方は挙手を お願いいたします。浦野委員
- ○8番 浦野委員 大原の公園墓地の関係で、簿価があってそのまんま売却損ということで 434 万 5,000 円。これの説明をしてください。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 財政係長
- ○高橋財政係長 上の公有用地につきましては、今後第三者の方に売却する可能性もあるということでございまして、その分の評価額を加味してございますけれど、松島大原墓地公園につきましては町がそのまま取得しまして墓地として造成するということになりますので、第三者に売ることはないので、そのまま売却損と言うことで計上してございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 そうすると今後ね、解散しといてこれから売れたらということですね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 財政係長
- ○高橋財政係長 そうです。これから売れれば町の方で収入になります。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。議長
- ○15番 木村議長 解散の予定、許可が来る予定はいつ頃になりますか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○高橋財政係長 今後の予定でございますけれども、今回、議決をいただけましたら県の 方に認可の申請をあげてまいりたいと思っております。この後、公社の方でも理事会とか を進めまして解散の認可申請を平成30年の7月ぐらいを予定してございます。県の方から ですね、解散の認可が下りてくるのが1、2か月くらい通常かかっているということを県に 確認してございますので、7月に認可申請をあげて順調に来れば9月に公社の解散の認可が 下りてくるであろうと予定をしてございます。その後、精算人の選出などを含めまして、 清算事務に入っていきたいと考えております。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございませんですか。議長
- ○15番 木村議長 当初予算の中に土地開発公社清算金と300万円諸収入にありますが、 これってこの中に加味されていますか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 財政係長
- ○高橋財政係長 新年度予算の中に 300 万円の公社の清算金が載っています。これ、町の方から最初に頂きました資本金の部分になります。それにつきましては、今回の 1,900 万円の部分には入ってございません。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 議長
- ○15番 木村議長 ということはどういうことになるか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

- ○高橋財政係長 公社の資本金につきましては 300 万円を定期で別に積んでありまして、 その分がございますので町の方にお返しする時は解約をして返すことになります。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 この前視察に行った時に松島のマイタウンのところ、売却しているんですね。それでここに載ってこないということなんですけど、その時簿価上でマイナスが出たんですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 高橋係長
- ○高橋財政係長 今のとおりでございます。松島で駐車場でお貸ししていた部分につきましては、昨年 12 月の時に売却が決まりまして、第三者の方にお譲りしたので今回ここには載っていないということでございます。その時、お売りした価格と簿価価格が 1,300 万円ほどございますが、その分は含めてございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野議員 理事会の中では意向は言ったんだけど、売れたんですね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 高橋係長
- ○高橋財政係長 一般公募を掛けまして、売却が決まりました。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 もう一点。あそこにあったごみステーションの移転費用として 25 万円 あるんですが、なくなるとあの地域の方が困ると思うんですが、どこか具体的に決まったんですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 高橋係長
- ○高橋財政係長 ごみステーションの移設につきまして常会長さんと調整をとっております。移転先としましては、あそこの土地から松島の駅に下って行ってカーブで曲がるところがございます。左へ曲がりまして道路の法じきがございまして、あそこに移設を予定してございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。質疑はございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑は以上と認めます。討論ございますでしょうか。 (「なし」の声あり)
- \bigcirc 1 3番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第 2 号 箕輪町土地開発 公社の解散についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 箕輪町土地開発公社の解散については原案のとおり 決することに本会議に報告してまいります。

それでは議案第 2 号 箕輪町土地開発公社の解散については提案のとおり決するという ことに本会議に報告してまいります。

議案第3号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。それでは課長の方から説明を求めます。課長

○中村企画振興課長 それでは議案第 3 号 指定管理者の指定につきましてよろしくお願いいたします。議案にございます 13 施設につきまして今までの指定期間の期限が切れたもの、また新たに指定管理とするものにつきまして指定管理者の指定をお願いするものでございます。細部につきましては財政係長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○高橋財政係長 それでは議案第 3 号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定についてよろしくお願いをいたします。議案に書いてあります表をご覧いただきたいと思います。この表のとおり、それぞれの施設の指定管理者としてそれぞれの団体に管理させることとしたいので、地方自治法第 244 - 2、第 6 項及び箕輪町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回提案します施設は 13 の公の施設でございます。上段から社会福祉総合センターは公益社団法人伊那広域シルバー人材センター、デイサービスセンターゆとり荘と老人福祉センターゆとり荘は社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会、みのわ温泉ながた荘から一番下のにこりこキッチンたべりこまでの 10 の施設につきましては、株式会社みのわ振興公社をそれぞれ指定管理者とするものでございます。なお、指定管理の期間につきましては、社会福祉総合センターから箕輪町ながた自然公園までの 9 施設は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間、箕輪町農産物直売所にこりこから下の 4 施設につきましては平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間となってございます。

社会福祉センターでございますけれども、現在箕輪町社会福祉協議会に指定管理者をしているところでございますけれども、管理者がこの施設にいる時間が月水金の午前9時から午後5時と現在なってございます。利用者の利便性を向上させるためにこの4月から平日月曜日から金曜日までの午前8時半から夜の10時までを管理者を常駐させるために、今回公益社団法人の伊那広域シルバー人材センターに指定管理をするものとなってございます。箕輪町農産物直売所にこりこ以下4施設につきましては、今まで3年間の指定期間であったものを今回1年ずつということで指定の期間の変更となってございます。説明につきましては以上となります。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 説明は以上でございます。ただいまの説明につきまして、質疑はございますか。小島委員
- ○1番 小島委員 振興公社いくつも持っているので、今までの状況を見ると経営センス があんまりかんばしくないという気がするんだけれども、民間で経営するようなところへ 当たるとか、そういうこと考えたことはあります? 実際には振興公社以外に。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○中村企画振興課長 ながた荘周辺につきましては、振興公社にお願いしているところで

ございますが、ほかのところに検討はしたことはないのではないかと思います。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員
- ○1番 小島委員 半分意見になるけど要するにこれからね、赤字ばかり続いているのは良くないから、今後やっぱり経営センスが良いような民間でもいいし、何か受け手があるならそういうことも検討していった方がいいと、今後のことを考えてもらいたいという気がします。答弁できれば。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○中村企画振興課長 今のご意見につきまして検討させていただきたいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。下原委員
- 〇6番 下原委員 今の続きですが、振興公社の場合、3年と1年に分かれるんだけれど、農産物直売所にこりこから下が1年でその上が3年と言うんですがその根拠はなんですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○中村企画振興課長 通常3年をお願いしてございまして、にこりこ以下の施設につきましては、その周辺の今後の方向性もございまして、今回1年とさせていただきたいとするものです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 今後の方向性というふうなニュアンスで勝手に想像したり、今までの 経過から考えるとね、わかるような気がするんですけどね、実際にどこか違うところ切り 離して物事を考えていくんだよというふうに解釈していいですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○中村企画振興課長 そのようで結構だと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 開発のことについて一般質問にも出ておりましたけれども、JA あるいはグレースあたりにあたって動きがあるということですが、その中で土地の問題が絡んでくるとお聞きしてるんですよ。そういうことは町としては把握しているわけですか。土地の問題というのは要するに地権者がそこは離さないという話が出ているんではと思うんですけど。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○中村企画振興課長 申し訳ありません。詳しい点につきましては把握しておりませんので、産業振興課に確認したいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 確認して後で言ってくれるということ?
- ○中村企画振興課長 どうしますか、産業振興課の時に…。
- ○14番 伊藤委員 それは何故、その話をするかというと、1月末に地権者のところに担当者が行ってるんですよね。それは事実行ってるんですよ。そういう部分の話があったからこそお聞きしているものですから、多分産業振興課の方で分かると思うので聞いてください。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 にこりこの開発についてということですので、その時に答弁してくれればいいです。
- ○中村企画振興課長 では産業振興課にはそういうふうに話しておきますので。
- \bigcirc 13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第3号 箕輪町 公の施設の指定管理者の指定について採決をいたします。本案は原案のとおり決すること にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは、議案第3号 箕輪 町公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり決することに本会議に報告してま いります。

続きまして箕輪町平成 29 年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。 それでは課長の方から説明をお願いします。課長

- ○中村企画振興課長 それでは平成 29 年度 箕輪町一般会計補正予算 (第8号) につきまして説明を申し上げたいと思います。歳入と歳出について当課に係る部分がございますので財政課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○高橋財政係長 それでは議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)についてよろしくお願いいたします。それでは6ページの方をお開きください。第2表の繰越明許費の補正でございます。そこに掲げてございます、農林水産業費の関係を含めまして全部で土木と農林水産事業費含めまして5件ございます。その合計で5,124万円を繰越をさせていただきたいというものでございます。それぞれの事業につきまして上の方から県の補助金の内示に対する事業精査に時間を要したためでございます。町単独の土地改良工事につきましては、コンクリート養生期間の見直しなどを行い、時間が必要となったためでございます。2番目の道路舗装補修、側溝等の補修工事につきましては、地域住民との工事内容調整に時間を要したということでございます。町道142号線の道路改良事業につきましては、駐車場等の予定地が売却された等、代替用地の調整に時間を要したためということでございます。一番下の町道6号、316号線の道路改良につきましては地権者との交渉に時間を要してしまったということで理由ということで上がってございます。

続きまして 7 ページの第 3 表の債務負担行為補正をお願いしたいと思います。追加でございます。先ほどのお話でさせていただきました、公の施設の指定管理に係わるものでございます。社会福祉総合センターの指定管理料を平成 30 年から 32 年度まで 1,068 万円、信州萱野山荘の指定管理料を同じく 3 年間ということで 726 万円、箕輪町ながた自然公園の指定管理料として同じく 3 年間の 2,100 万円ということで合計 3,894 万円となるもので

ございます。

続きまして 8 ページをご覧ください。第 4 表の地方債補正でございます。こちらは廃止 でございます。体育施設の建設業債 3,600 万円の限度額を廃止させていただきたいという ものでございます。内容につきましては、町民プールの解体分ということで今回の補正で 出てきてございます、それに伴う廃止ということでございますのでよろしくお願いをした いと思います。

続きまして 12 ページをご覧ください。こちらは歳入になります。12 款 地方交付税でございます。こちらについては 4,000 万円計上してございます。続きまして 17 ページをご覧ください。18 款の財産収入でございます。土地建物の売払収入増ということで 87 万 1,000円でございます。それにつきましては三日町にございます、公衆用道路を売却したものに伴う収入ということになってございます。続きまして 18 ページをご覧ください。19 款の寄附金でございます。そのうちの 01 一般寄附金ということで 81 万円計上してございます。こちらにつきましては長野県の町村会の方から町村振興費として振り込まれるものの補正ということになってございます。続きまして 19 ページをご覧ください。20 款の繰入金でございます。01 財政調整基金の繰入金ということで 2 億 4,000 万円の減額ということでございます。また土地開発基金への繰入金としまして 1 億 1,000 万円計上してございます。続きまして 24 ページをご覧ください。こちらから歳出になります。

- ○鈴木まちづくり政策係長 24ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。 0235 企画費でございます。こちら役務費の広告料 146 万 1,000 円の減でございます。当初 予定しておりました新聞広告等を実施しなかったための減でございます。
- ○清水みのわの魅力発信室係長 0236 の移住・定住推進事業費になります。07 の賃金の計 37 万円の減となっております。これは体験住宅を管理する職員の賃金減となります。次に 19 の負担金、補助及び交付金 237 万 7,000 円の増です。こちらにつきましては空き家の改修費等補助金が 137 万 7,000 円、空き家の解体事業費補助金が 100 万円の増ということに なっております。こちらにつきましては現在問い合わせ等いただいている件数に見合わせて増額をさせていただくものになります。
- ○高橋財政係長 続きまして 42 ページをお開きください。13 款の諸支出金ということでございます。土地開発公社の出資金ということで先ほどご説明を申し上げました 1,900 万円を計上してございます。次の 43 ページをご覧ください。14 款の予備費でございます。予備費の減ということでマイナス 26 万 3,000 円ということで歳入歳出の調整ということになってございます。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして質疑のある方は挙手をお願いします。下原委員
- ○6番 下原委員 繰越明許でですね、今説明を聞いていると県の交付金が遅れたとか地 権者と合意に達したのが遅かったとかお聞きしたんですが、特に分からないのが地権者と 合意されなかったというのはこれは元々はなんですか。区の要望なりそこをこうしてほし

いよという要望の基に進んできてるかと思っているわけですよね。それにはある程度の部分というのは予測されている思うので、この場に及んであるいは工事を始めてから実はもっと高くしてくれとかなんとかという話で遅れちゃってるのか、理由をもう少し、地権者と合意しなかったというそれだけでなくて中身について触れていただければと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○中村企画振興課長 ただいまのご質問の地権者との交渉に時間がかかったということですが、この補正につきましては町道 6 号線、伊那プリンスホテルの東側の道路を北に向かって拡幅をしているところですが、この補正につきましては、地区の要望というよりは町の方で計画的に進めている路線でございましてそれを北の方に延長していくときに、そこの地権者と時間がかかってしまったというふうに聞いております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 挙手してください。下原委員

○6番 下原委員 町道 6 号線から先の方に進めていくということで 500 万円でしょ。繰越明許に関係することが。私が聞いている話で行くと、6 号線のところはプリンスホテルのすぐそばまでしか実際に工事をやらない、駐車場の辺りまでしかやらないというふうに聞いているけど、そのことも真実かどうかもわからないんだけど、そういう範囲だから向こうの人たちはもっと早くやればいいのにな、どうしてよという話が圧倒的に多いわけですね。プリンスホテルの駐車場の真ん中辺りまでしかやらないと、こういうことで、今言う説明と必ずしも一致していないと思うが違いますかね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 財政係長

○高橋財政係長 町道 6 号、316 号線の今回の 500 万円の繰越明許につきましては、これ土地の購入費ということになってございます。下原委員さんがおっしゃられたとおり、工事自体は伊那プリンスのところまでになっておりますが、今回計画してございます道路改良事業分の用地の購入をですね、全部一括して行うということで地権者と先の部分も含めて進めております。地権者との交渉の中で土地に抵当権ですとか、相続がうまくいっていない部分などの土地が出てきておりまして、そういった部分を含めて土地代ということでしめて 500 万円ということでさせていただいております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいでしょうか。下原委員

○6番 下原委員 いまいち分かりにくいですが、土地の購入は先行してやっていくという理解でいいわけですね、今のことについては。そういう部分でそれは繰越明許、最初の時からそういう予定であったものが500万円、足りなんだと、あるいは繰越明許が500万円なんだということだね。そこのところはもうすこしあれしてっからでないとわからないけれど、上の方の二つね。142号線と道路の舗装補修側溝の工事等について1,500万円、1,000万円というものについても、先ほどの説明でいくと地権者と折り合いがつかなかったいう話があったと思うんですね。そのへんのところの説明が課長からなされなかったんで、再度お尋ねをしたいと思いますが。

○13番 中澤総務産業常任委員長 財政係長

○高橋財政係長 142 号線道路改良につきましては、工事の方は発注してございます、工事の方は進んでいるんですけど、その中で理由としましては、工区内での住宅の建設がですね、当初予定されていなかったものがありまして、住宅の建設にともなう交通の出入りの確保をするということも含めまして工程や工期の変更が必要になってきたという部分と先ほどお話をさせていただきました、仮設の駐車場の予定地が売却されてしまったということで、代替えの駐車場が使えなくなってしまったというような形で、代替えの用地を再度調整、探すというようなことでも時間を要してしまったということのなかで、要因がいくつか重なりまして、工期内に工事をしゅん工させることができないということで、今回繰越をさせていただきたいということで明許の補正をあげているところでございます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 交渉に入ったり、お話をするのが地権者の人たちと交渉に入る時期が遅かったんじゃないの?みなさん年末の方に行ってこのくらいでいいわって言って、変な言い方だけど途中だとかなんでって、急に思いついたっていうそういう言い方でなくてですね、これもやらなければいけないなということでスタートの時期を失してるということはないの?繰越明許を出すことについて。その辺はどうです?
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 実際にやっておられるのは建設ですが、答えられる 範囲で。課長
- ○中村企画振興課長 今のご指摘ですが、取り掛かりが遅いのではないかということですが、原課に確認してみないとあれですけれど、そういう面ももしかしたらあるかもしれませんので、そういうことのないように工事の進捗ですね、全体の工事の進捗については早急に進めていくようにこちらからも言っていきたいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にはございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)、企画振興課分につきましては原案のとおり決することにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決するものとして本会議に報告いたします。

それでは平成 30 年度箕輪町一般会計予算につきまして説明を申し上げたいと思います。 最初に全体的な予算の説明申し上げましてそのあと当課に係る分について説明したいと思 いますのでそれぞれ係長から説明させますので、よろしくお願いします。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 財政係長
- ○高橋財政係長 先にこちらの横版の平成30年度箕輪町予算書という白い表紙のものをご

覧ください。こちらにつきまして関係するものにつきましては 8 ページをご覧ください。 第2表という地方債というものがございます。こちらについてお願いをしたいと思います。 こちらにつきましては庁舎の施設整備事業債や保育園の建設事業債を始め 7 事業というこ とになってございます。庁舎につきましては 1 億 1,470 万、保育園建設業債 6,010 万、観 光施設の整備事業債 3,300 万、地方道路等の整備事業債 6,850 万、公共事業等債 5,770 万、 消防施設事業債 480 万、臨時財政対策債ということで 4 億 1,000 万円ということで合計 7 億 4,880 万円の地方債を計画しているものでございます。説明につきましては以上でござ います。

続きまして今度こちらの平成 30 年度一般会計及び特別会計予算給与費明細書並びに主要 事業の概要等調書の白い表紙の方をご覧いただきたいと思います。まず 3 ページをご覧く ださい。平成30年度の一般会計歳入歳出予算の款別の一覧表ということになってございま す。左側が歳入、右側が歳出ということでこちらにつきましては施政方針などでご説明さ せていただいてきておりますので、省略をさせていただければと思いますのでよろしくお 願いをしたします。続きまして 30 年度の 4 ページをご覧ください。平成 30 年一般会計当 初予算の款別の内訳でございます。こちらにつきましては歳入ということになってござい ます。大きいものでいきますと 12 番にございます、地方交付税というものがマイナス 7,000 万円の減ということになってございます。こちらは地財計画ですとか税の増収を見込んで いるということでマイナスになってきているものでございます。続きまして 5 ページをご 覧ください。平成 30 年度の一般会計当初予算のこちらは今度性質別の内訳の歳出でござい ます。 人件費につきまして本年度予算が 22 億 887 万 3,000 円ということになってございま す。昨年度より増えてきてございますけれども、こちらにつきましては給付費の改定や人 員の増によるものでございます。また扶助費も 10億 1,682万 4,000円ということで減には なってきておりますけれども、こちら臨時福祉給付金や指導手当などの減によるものでご ざいます。公債費につきましては9億2,940万3,000円万でございます。こちらにつきま しては長期償還返済金の減などによるもので減ということになってございます。歳出の性 質別につきましては以上でございます。概要等調書につきましては関係するところは以上 でございます。続きまして今度こちらの緑色の箕輪町予算に関する説明書の方をご覧いた だきたいと思います。

大変申し訳ございません。先ほどの概要等調書にもう一回お戻りください。ちょっと説明を落としていたところがありましたのでお戻りいただければと思います。先ほどの概要等の調書でございます。10ページでございます。白い表紙のページの概要等の調書、もう一度先ほどのところにお戻りいただければと思います。行ったり来たりで申し訳ございません。こちらの白い表紙の概要等調書の10ページをご覧ください。こちら債務負担行為でございます。平成31年度以降にわたっているものについて記載をしてございます。今年度新たに下の方にあります三つの施設、今回指定管理を行うものについて新たに掲載をしてございます。昨年度から変わってきて減ってきているものについては西部土地改良区の補

助金が終わりました。あと、特別養護老人ホームコスモス園の建設の負担金、ながたの湯の改修事業の償還金、農産物等の災害経営支援利子等の助成の補助金、みのわ~れの指定管理料などの 5 施設分のものが昨年度から減少してるような状況でございます。続きまして地方債の 11 ページをご覧ください。28 年度末における現在高並びに 29 年度末の調書ということになってございます。28 年度末の現在高が 89 億 6,723 万 5,000 円、平成 29 年度末の現在高見込みが 95 億飛んで 739 万 5,000 円、30 年度末の現在高見込みが 94 億 8,918 万 3,000 円ということになってございます。行ったり来たりして申し訳ございませんでした。

続きまして今度は緑色の方の予算説明書の方にお願いをしたいと思います。それでは 5 ページをお開きください。2款の地方譲与税でございます。地方揮発油譲与税ということで 2,900 万円、それから自動車重量譲与税ということで 7,000 万円見込んでございます。続き まして6ページをご覧ください。03款の利子割交付金ということで300万円見込んでござ います。それから 7 ページでございます。配当割の交付金ということでこちら 700 万円を 見込んでございます。続きまして8ページ、株式等譲渡所得割の交付金ということで1,200 万円。それから9ページ、地方消費税交付金ということで5億1,000万円見込んでござい ます。続きまして10ページをご覧ください。自動車取得税の交付金ということで2,100万 円、11ページの地方特例交付金ということで1,300万円見込んでございます。それから12 ページの地方交付税ということで 18 億 2,000 万円見込んでございます。13 ページでござい ます。交通安全対策特別交付金につきましては300万円ということで見込んでございます。 それから 15 ページをご覧ください。15 ページにございます 14 款の分担金及び負担金の中 の 06 農林水産業費負担金というところの中のふるさと林道緊急整備事業等償還金の諏訪市 負担金ということで 581 万 5,000 円載ってございます。 こちらは平成 5 年から 17 年までの 間に林道日影線を整備したときに掛かった諏訪市の負担金ということの収入ということに なってございます。

〇清水みのわの魅力発信室係長 16ページをご覧ください。15款になります、使用料です。 02の総務使用料の 01 としまして総務管理使用料になります。331 万 4,000 円となっております。こちらにつきましては音声告知放送の受信料現年分、音声告知の放送利用料と音声告知放送の受信料の滞納繰越分を見込んだものになります。

〇鈴木まちづくり政策係長 19ページをご覧いただきたいと思います。16 款 国庫支出金でございます。2 目の総務費国庫補助金、2 節の総務費補助金でございます。そのうち 28地方創生推進交付金ということで 1,500 万 2,000 円ということでこちら地方創生に係ります交付金の継続分で地方創生女性活躍推進事業、また継続のもう一つ、信州伊那谷で暮らしやすさ日本一を目指す事業、また新規といたしまして産業支援センターみのわを核とした新たな働き方プロジェクト、輝くゲンバプロジェクトの事業につきまして交付金をいただいて充当するものでございます。

○高橋財政係長 27 ページをご覧ください。18 款の財産収入でございます。01 の財産貸

付収入ということで中段にございます、町有地の貸付収入 4 万 9,000 円、こちらは民間の 方に土地を貸している部分の収入でございます。それから電柱の敷地の貸付収入ということで中電や NTT などへの貸付として 46 万 2,000 円計上してございます。続きまして利子及び配当金です。財政調整基金の運用収入 300 万円などそれぞれの基金の運用収入をこちらの方で見込んでございます。それから一番下段にございます、不動産の売払収入ということで土地建物売払収入 1,000 万円を計上してございます。こちらにつきましては町民プールの方の跡地の売却予定ということで計上させていただいてございます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○鈴木まちづくり政策係長 29ページをご覧いただきたいと思います。19 款 寄附金でございます。こちら総務費寄附金ふるさと応援寄附金ということで 6,000 万円見込んだものでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○高橋財政係長 次のページをご覧ください。20 款の繰入金でございます。こちら 02 の基金繰入金の 01 財政調整基金繰入金ということで 3 億 8,000 万円見込んでございます。こちらは庁舎のエアコン等に掛かるものということで見込んでございます。それから 08 の生涯学習まちづくり基金の繰入金ということで 892 万 9,000 円などを見込んでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 鈴木係長
- ○鈴木まちづくり政策係長 続きまして 30 ページ、18 目 ふるさと応援基金繰入金でございます。こちら 5,303 万 9,000 円ということでこちら 29 年度にいただきました、ふるさと応援寄附金等を議会費から青少年健全育成費まで繰り入れるものでございます。
- 〇高橋財政係長 続きまして 32 ページをご覧ください。21 款の繰越金でございます。こちら前年度繰越金ということで 3 億 2,000 万円計上してございます。続きまして 35 ページをご覧ください。35 ページ 22 款の諸収入でございます。右側の 1 番下段にございます、雑入の 1 ということで土地開発公社の清算金ということで 300 万円、こちらが先ほどお話ししました出資金ということで計上してございます。
- ○鈴木まちづくり政策係長 続きまして 36 ページをご覧いただきたいと思います。22 款 諸収入でございます。そのうち企画振興課に係わる部分につきましては 0239 企画事業費のコミュニティ助成事業補助金でございます。こちら 1,360 万円でございます。こちら(聴取不能)総合センターの方に現在申請をしておりまして後ほど詳細につきましては歳出の方でご説明させていただきたいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 高橋係長
- ○高橋財政係長 続きまして 39 ページをご覧ください。39 ページ、23 款の町債でございます。15 目の臨時財政対策債ということで 4 億 1,000 万円計上してございます。歳入につきましては以上になります。続きまして歳出をお願いしたいと思います。
- ○清水みのわの魅力発信室係長 それでは 49 ページの方をご覧ください。02 款の総務費の 文書広報費になります。こちらにつきましては本年度魅力発信室に係わる部分について説

明をさせていただきたいと思います。08の報償費になります。こちらについては12万円ということで、広報業務の協力者の謝礼となっております。主なものにつきましては13の委託料費になります。広報誌の作成委託料としまして738万3,000円、広報の発送業務の委託料としまして395万1,000円、自主番組の制作業務委託料としまして345万6,000円となっております。次に14の使用料及び賃借料になります。新しいものとしましては一番下にあります音声告知放送機器のリース料としまして209万4,000円を計上してございます。○高橋財政係長 続きまして52ページをご覧ください。02款の総務費でございます。0232の財産管理費でございます。13の委託料ということで普通財産管理業務委託料ということで20万円、こちらは町で管理しております用地の草刈り等を含めたものでございます。それからその下にあります境界立会等の測量調査業務委託料ということで、土地を売払いする場合に必要となってくる境界立会いの業務委託料を計上しているものでございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 鈴木係長

○鈴木まちづくり政策係長 続きまして 54 ページをご覧いただきたいと思います。2 款 総務費の 0235 企画費でございます。主なものといたしまして 8 節 報償費 36 万 8,000 円 でございます。こちらまちづくりアドバイザー指導・助言謝礼ということで政策研究会に お越しいただきます、アドバイザーの謝礼等でございます。続きまして 11 需用費の印刷製 本費 21 万円でございます。こちらふるさと応援寄附金に係りますパンフレット、またリー フレット等の印刷でございます。続きまして55ページをご覧いただきたいと思います。こ ちらは 12 節 役務費の広告料 170 万 4,000 円でございます。こちら、ふるさと応援寄附金 の広告につきまして雑誌等を現在予定しているものでございます。13 節 委託料でござい ます。こちら、ふるさと応援寄附金業務委託料ということで 3,518 万 4,000 円、こちら返 戻品等に掛かります委託料でございます。その下、交流推進調査研究委託料 200 万円でご ざいます。こちら、現在も行っております大正大学との調査研究委託料でございます。続 きましてクラウドソーシング人材育成業務委託料 450 万円でございます。こちら地方創成 推進交付金を活用いたしまして主に女性の方を対象に新たな働き方について紹介する仕組 み等を構築する委託料でございます。続きまして 25 節 積立金でございます。こちら、ふ るさと応援基金積立金ということで先ほど歳入でもご説明いたしました 6,000 万円と利子 分を含めた 6,000 万 2,000 円でございます。

○清水みのわの魅力発信室係長 引き続き 55 ページをご覧ください。0236 の移住・定住推進事業費になります。報償費につきましては非常勤職員としまして移住アドバイザー1名、210万円、地域おこし協力隊が1名で204万円となっております。続きまして56ページをご覧ください。12 節の役務費になります。広告料としまして95万1,000円となっております。田舎暮らしの本ですとか移住者を対象とした本の方へ広告の掲載をしていきたいと考えております。13 の委託料になります。下から二段目になりますが新しいものとしまして、まちづくりワークショップの業務と委託料になります。こちらが100万円となります。こちらにつきましてはまちづくりを行っていくために講師の方をお招きしながら駅前などの

まちづくりについて考えていこうというものになっております。

続きまして一番下段になりますけれども移住定住サイトの新元号対応業務としまして 31 万 6,000 円を計上させていただいております。こちらにつきましては移住定住のホームページがございますが、こちらの新元号が始まるということでそちらに対応するようにシステムを改修するものになります。次に 57 ページになります。19 節の負担金、補助金及び交付金の補助金になります。こちらにつきましては空き家等改修費の補助金が 250 万円、若者世帯の定住支援奨励金が 1,760 万円、空き家の解体事業費につきましては 200 万円を計上させていただいております。

〇鈴木まちづくり政策係長 続きまして 57 ページの 0239 企画事業費でございます。こちらにつきましては 13 節 委託料でございます。こちら官民連携によります地域活性化事業業務委託料 100 万円でございます。こちらの事業につきましては地域活性化につながります、政策等につきまして民間のサービスとマッチングをし官民連携を図って地域活性化を図っていく事業でございます。現在想定しているものはみのわファンクラブ事業について想定しているものでございます。続きまして 19 節 負担金、補助及び交付金でございます。こちらコミュニティ助成事業補助金ということで 1,360 万円でございます。先ほど歳入でも同額を計上させていただきましたがこちら自治総合センターの方に申請をしているものでございます。こちらにつきましては松島の堺の常会の公民館の建設、また沢区の公民館の冷暖房設置、南小河内区の複合機の設置、また木下区の公民館の備品といたしまして椅子、机等の整備に掛かります補助金を交付するものでございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 高橋係長

○高橋財政係長 続きまして 59 ページをご覧ください。0250 の財政調整基金費ということで積立金ということで財政調整基金の利子分300万円、それから0299 の減債基金費ということで同様に減債基金の積立金の利子分ということで 5 万円計上してございます。続きまして 88 ページをご覧ください。88 ページ、04 款の衛生費でございます。0401 一般保健費、右側の一番下にございます 19 の負担金、補助金及び交付金ということで長野県の上伊那広域水道用水企業団の負担金ということで 453万6,000円計上してございます。それからページが飛んでしまいますが 160 ページをご覧ください。12 款の公債費でございます。1201長期債の償還元金ということで長期債の償還金元金8億5,691万2,000円、それから12・02長期債の償還利子ということで6,949万1,000円、さらにその下の1203一時借入金の利子ということで300万円計上してございます。それから次のページの161ページをご覧ください。こちら14款の予備費でございます。予備費としまして3,000万円のうち、緊急対応事案の分ということで850万円ということで例年どおりの金額を計上してございます。予算に関する説明書の説明は以上になります。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑に入りたいと思います。ただいまの説明に対して質疑のある方は挙手をしてお願いします。小島委員
- ○1番 小島委員 27ページですか、プールの土地売却ということで 1,000 万あるんだけ

ども、いくらか話は前から聞いているんだけれど、不動産屋が入ってやっているのかある いは個人的なものに町が形を取っているのかそこら辺は。それで、住宅になるのかな?ど うです。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○中村企画振興課長 プールの跡地につきましては概算を設計業者にお願いしておりまして、そのあとの売却につきましては不動産あるいは建設業です。使途としましては住宅用地に限定して売却していきたいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。議長
- ○15番 木村議長 12ページの地方交付税 7,000 万円減ということですけど、地財計画でいくととてもこんなに減額にはならないと思うんですけど、実績ということなんで、税収の減ということですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- 〇中村企画振興課長 普通交付税につきましては大きく減を見ておりますが、地財計画もマイナス 2%と税の増収分、それから下水道事業の方で平準化債を借りておりまして、それを借りることによりまして交付税が減ってしまうことを加味しまして減を見込みました。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございますでしょうか。小島 委員
- ○1番 小島委員 先日も伊藤委員の質問があったんだけど、音声の告知放送、やめるっていってまたやる、要するに先をどう考えるかよくわからないんだよね。あれを私も廃止するのはまずい気がして、全戸に入る方がいいとは思うんだけど、色々周りの状況を聞くと、ここはこうやってますよ、あそこはこうやってますよという情報があるんだから、そういう良いところの市町村の情報を受けて将来の展望をはっきりしてもらったほうがいいと思うんだけど、将来がよく見えないんだけど、どう考えているのか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 今井課長
- ○今井みのわの魅力発信室長兼政策調整担当課長 今回継続させていただくということでご提案させていただいているんですが、12月の答弁でも廃止の方向で検討したいということで答弁を申し上げたところですが、伊藤委員からのご質問の中で災害情報を行っているのに廃止というのはどうかという話もありましたので、そういった面で再度検討をさせていただきました。近隣の岡谷市とか、防災の方と一緒に検討したものですから、すみません、詳細をしっかり承知していなくていけないんですが、岡谷市の方では個々に防災ラジオを配布してアナログの電波らしいんですけど、そこから飛ばしていると。ただ、そのアナログも何年後だかには使えなくなってしまうということで、そういう課題もあるとお聞きしています。災害情報を残すにあたって検討したんですが防災行政無線、スピーカーで流れる、あれを直接音声告知放送のシステムを通さずに直接各家庭に流せないかと、今のシステムで考えたんですけどその場合に個別受信機が対応ができないということになりまして、そうすると防災ラジオみたいなものを各家庭に置かなければいけない。そうすると

コストがかかるということが一点。

それと、デジタル防災無線機を配布したらいいかなと。そのデジタル防災無線機も一台 5 万円ぐらいと、費用面ではかなり高額になってしまうといったことで比較した中で、今の 告知放送を続けるということで費用も 1,000 万円機械の更新に掛かるということも 12 月に させていただいたんですが、この辺も業者の方と確認をさせていただいて、何とかリース という形でできないかということで今回 5 年間リースということで、単年度経費を抑えさ せていただいて 200 万ということで今回計上させていただきました。将来的に今回続ける ということになりましたので、広報の方としては正直そこから情報を取っている人というのは少ないということは住民満足度調査の方でも出ているものですから、その辺につきましては当面はそのとおりいきたいと思っているんですが、ご意見等を聞きながらですね、その辺も決めていかなければいけないなというふうには思っております。一部今回は災害情報の観点で、はやり災害情報を切ってしまうということになるものですから、そうするとどうしても後ろ向きというふうにやっぱり行政的には後ろ向きになってしまうものので、今回はそれを続けるということで、いろんな検討をさせていただいた中で音声告知放送を継続させていただきたいということでお願いをした次第でございます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 関連でお願いしたいけれども39ページにある防災行政無線の関係で480万予算に盛ってあるこれについては総務省から出た各自治体でJアラートの関係をするための予算というふうに理解していいですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○中村企画振興課長 Jアラートの起動に今若干時間がかかっておりまして、それを短くするための設備だと聞いておりますが、これにつきましては総務課の方でしてますのでそこで詳しいことをきいていただければと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 先ほど一回やめるといったものをまたという説明を受けたんですが、 元々止める理由が加入率が低くてね、あまり効果がないということであったと思うんです が、岡谷の例が一般質問でそのほかにもデジタルの例、行政でも負担をして買っていただ くという私の例を示したわけですが、私も加入率が低すぎると思う。せめて8割とか9割 とか家庭に入っていないとあまり意味がないんじゃないかと思いますので、始めてしまっ たというんですけど、音声告知放送のリース料だけでも200万は払うわけですから5年や ると1,000万ですからそういうふうに考えて早めに、この加入率だったら早めにいろいろ取 り替えるということ、ほかの方法も考えた方がいいと思うんですがその辺どうですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 今井課長
- ○今井みのわの魅力発信室長兼政策調整担当課長 浦野委員のおっしゃるように加入率に つきましては低い状況でございます。答弁でも申し上げたように加入率が3月上旬現在で 27.5%の加入率になっています。そういったことから、元々はそういったことから音声告知

の見直しということでお話し申しあげてきたところですが、続けていくと申し上げたのは、 先ほど申し上げた説明のとおりなんですが、今回も防災ラジオを導入するとかデジタル防 災無線機などを委員さんからもお話のあったような形で個々に配布するようなことも併せ て検討したんですけれど、当面は費用的にかなりコストがかかることになりますので、一 番続けていくという中で音声告知放送ということを選択させていただいたんですけど防災 の面につきましては、また防災の面で検討していきたいというか、総務課さんとの話にな ると思うんですけど、防災の情報をどう届けるかっていうことを総務課さんともう一回今 後ですね、考えていきたいというふうに思います。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 そういう関係で今後検討だと思うんですけどね、各地区にいい方法があるようなので、例えばフリーダイヤルですぐ聞けるようなシステムというのが奈良市なんかでとられているようなので、そういうような面でね、検討していただいてまたどんな方法がいいのか視察でも行ってもらって検討していただければ。安い方法でできれば最高だと思いますから、是非そのようにお願いしたいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 今井課長
- ○今井みのわの魅力発信室長兼政策調整担当課長 いろんな例を参考にしながら、総務課 さんと相談をしながらということになりますけれども、今回告知放送の方は自然に流れてくるということで何もしないでも流れてくるよというところが一つのメリットというかだ と思いますので、そういった面も含めて検討していきたいと思います。ありがとうございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 加入率は低いんですが、今若い人ってあまり有線というかあれを、有線に入っていなければつながらないということで、若い人たちはアンテナでやってしまうという例が、私の息子の例も含めてある。だから加入率はほぼ下がる一方じゃないかというふうに考えるとね、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 今井課長
- ○今井みのわの魅力発信室長兼政策調整担当課長 若い方の使用とかそういうことも含めて考えさせていただきたいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他ございますでしょうか。議長
- ○15番 木村議長 申し訳ございません。57ページの上の補助金のところなんですけれ ど、若者世帯定住支援奨励補助金、1,760万円ございますけれども、40歳未満の若者という ことで、どのくらいの世帯を予定しているか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 清水係長
- ○清水みのわの魅力発信室係長 こちらの金額につきましては若者世帯で郡外からの転入者につきましては70万円、そして郡内での異動者につきましては30万円というような形で金額が二本立てとなっております。こちらの方がですね、70万円の世帯を8件と見込みまし

て560万円、そして郡内移動の30万円を40件と見込みまして1,200万円となっております。 合わせまして1,760万円の予算とさせていただいております。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員
- ○1番 小島委員 今、その下の空き家の解体の事業なんだけれども 200 万円盛ってあるんだけど、今も結構進んでいるところもあるんだけど、4 月以降の希望的なものがあるのかどうか、どうですか。要望的なものが出ているかどうかですが。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 清水係長
- ○清水みのわの魅力発信室係長 空き家の解体の補助につきましても次年度に向けた問い合わせなどいただいてございますので、こちらを参考にしながらの予算となっております。 ○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございませんか。一つ私の方からお伺いしたいんですが、地方債でたまたま保育園建設事業債 6,010 万円ですか、予算書の8ページね、入ってるんですけど、事業内容は福祉の関係になっってしまうので聞けないんですが、この6,010 万円って大体どういう使途に充てられるの予定なんでしょうか。高橋係長
- ○高橋財政係長 保育園建設事業債の 6,010 万円でございます。それの元になるものなんですけど、保育園の建設ということで土地代を 7,200 万円、補償費を 320 万円考えてございます。それの合計が 7,520 万円ということで、これの充当率が 80%ということでそれをかけた 6,010 万円ということで限度額を設定させていただいているということでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 土地の購入に充てるということですか。では建設のはこの後出てくるということですね。他ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算でございます。企画振興課分について討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。では採決をいたします。平成30年度 箕輪町一般会計予算、企画振興課分については原案のとおり決するということでご異議ご ざいませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 ご異議なしと認めます。原案のとおり決すべきものと本会議に報告いたします。

【企画振興課・みのわの魅力発信室 終了】

②総務課

○13番 中澤総務産業常任委員長 会議を再開いたします。議案第4号 箕輪町一般会計補正予算(第8号)でございます。これの総務課分について今から審議を開始いたします。では課長から説明をお願いいたします。総務課長

○戸田総務課長 それでは議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)の 総務課に係る部分、順次担当係長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

〇井上セーフコミュニティ推進室係長 お手元の予算書の14ページをご覧いただきたいと 思います。16款 国庫支出金になります。02項の02目 総務費国庫補助金でございます。 節の 02 番 総務費補助金になりますけれども社会保障・税番号制度システム整備費補助金 ということで 275 万 4,000 円の歳入の増額補正の方させていただきました。これでありま すけれども国の方から指示があったものでありますけれども、社会保障・税番号制度シス テムの整備をするということでございます。内容ですけれどもマイナンバーの記載等の変 更等になりますが、大きく言いますと旧姓のですね、表示をするような形でということで システムの改修の方の依頼が来ております。情報の出力をしたりだとかですね、入力、ま た表示、画面の改修等を行ったりだとか、また住民票の様式だとか住民票の写し等にも旧 姓の出力をするということでございます。また転出証明書の関係も関連してくるものでご ざいます。また関連しまして住民基本台帳ネットワークシステムのデータ連携のレイアウ トの変更、また同じく住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報との整合のため の機能改修と、そういったものの指示がございましてこれがですね、改修につきましては 国の方の 100%補助ということでございますのでシステムの方は上伊那広域連合の方で行 っておりまして上伊那広域連合の負担金の方で支出の方しておりますけれども、その分の 国庫補助金の収入ということで見ております。

○川合総務係長 続きまして 16 ページをお開きください。0302 の総務費委託金でございます。05 の統計調査費委託金としましてそちらにございます住宅・土地統計調査、工業統計調査、それから就業構造基本調査のものにつきまして交付決定額が確定しましたのでここで増減いたしますので補正をするものでございます。続きまして 23 ページでございます。歳出の方になります。はじめに 0201 一般管理費でございます。

〇田中人事係長 01 報酬でございますが年度途中に退職されまして不用額が生じましたので 241 万 2,000 円の減額、その下の方 07 賃金につきましても今年度該当がありませんので、執行見込みがなく不用となりましたので減額補正するものであります。職員手当につきましては後ほど人件費でまとめて説明させていただきたいと思います。

○川合総務係長 14 の使用料及び賃借料でございます。こちらの方、公共施設廃棄物処理ということで伊那の清掃センターへ払う使用料が 4 万 2,000 円の増、それから庁舎で使っております複写機の関係のものが 49 万 6,000 円の増ということで合わせて 53 万 8,000 円の増でございます。19 の負担金、補助金及び交付金でございますが 01 の負担金としまして上伊那広域連合負担金の減ということで 1,291 万 6,000 円、それから南信地域町村交通災害共済費負担金増ということで 4 万円でございます。こちらにつきましては本年度、来年度分という形なるんですけども南信交通災害の未就学児の分を町が負担するということで人数の変更がございましたので 4 万円増とさせていただくものでございます。続きまして

0202 の調査管理費でございます。11 の需用費でございますが02 の燃料費56 万円の増ということで、こちらの方特に秋早く寒くなったということで空調関係で今も燃料使ってるわけですけどもそういったこともございまして、ちょっと今年度は56 万円増えている見込みということで補正させていただきます。それから05 の光熱水費でございますがこちらの方はですね、70 万 9,000 円増額補正するのでございますが、こちらの方情報通信センターの1 階と2 階で漏水が起きていることが判明しまして、それに伴うものが主なものでございまして増額補正するものでございます。

続きまして 0220 文書広報費でございます。12 の役務費の通信運搬費でございましてこちらの方 179 万 6,000 円増でございますけども、こちら郵券料が主なものでございまして郵券料が単価が上がったことがかなり影響がしました。また昨年度まであった国の補助金がですね、投入できないものになってしまったもの、それからアンケート調査等が非常に多く発生しましてそれらをもろもろを含めまして増額になるものでございます。続きまして次のページでございます。0255、一番下でございますけども選挙管理委員会費でございますけれども次のページにわたりますが、19 の負担金としまして上伊那広域連合の負担金が 4 万 1,000 円増額になったのでございます。続きまして次の統計調査費でございますけれどもそちらの方も歳出の方も額が固まってまいりましたので必要な増減の補正をそれぞれで行うものでございます。

○丸山消防防災係長 37 ページ、願いしたいと思います。9 款の消防費に関するものについて説明を申し上げます。最初に0901 の常備消防費になります。こちら上伊那広域消防の関係の負担金なんですけれども、ここで減額補正を行うものであります。165 万 6,000 円の減ということであります。また0933 の防災推進事業費の14 使用料及び賃借料のAED リース料の関係ですけれどもこちらリースの方確定したことに伴いまして60 万不用額が生じましたのでここで補正をするものであります。

〇田中人事係長 続きまして人件費の関係について説明いたします。44 ページをご覧いただきたいと思います。補正の項目は職員手当に係るものであります。内容につきましてはこちらに記載してあるとおりで統計事務に係る不用額の減、時間外勤務の増加に伴う増、広域消防等に対する退職手当負担金等に計上補足がございまして追加に計上するものでございます。時間外勤務手当の増加の要因といたしましては総務課におけるセーフコミュニティの再認証事務の情報システムの強靭化に掛かるもの、企画振興課における地区懇談会、交付税検査に係るものを税務課におけます平成30年度の評価替えに掛かるもの、福祉課におきます福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画の策定に掛かるもの、農業委員会を含め産業振興課における農業委員会制度の変更やにぎわい会議などに掛かるもの、文化スポーツ課における子どもスポーツ教室、フェンシング教室、ナイトラン等イベントの増加によるものでございます。介護保険の人件費の要因もの先ほどの福祉課の掛かるものでございます。説明について以上でございます。

○戸田総務課長 議案第 4 号に係わります総務課の関係、説明は以上でございます。よろ

しくお願いします。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 説明は以上で終わったようでございます。質疑のある方、挙手をしてお願いします。浦野委員
- ○8番 浦野委員 今、聞き落としちゃったんだけど、37ページのAEDの関係、リース料の60万円これの減額になった要因。ちょっと聞き落としたのかもしれないんですが。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- 〇丸山消防防災係長 AEDのリース料の関係ですけども、今回13区でリースが切れまして、このリース契約を結んだところ、60万円の不用額が出たために今回減額補正をするものであります。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 リース契約が切れて再リースということで安くなったと。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○丸山消防防災係長 再リースという形ではなくて、新たにリース契約を結んだところ、 不用額が生じたものです。
- ○8番 浦野委員 契約において安くなったと。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。下原委員
- 〇6番 下原委員 25ページのですね、統計調査費の三角の96万というところはあれかな、 人の報酬の件でこうなっていると解釈していいですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○川合総務係長 ここ全般的にですね、職員の人件費の部分の減、そこまで掛からなかったという減というとこでお願いします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 人権費に係る部分だけで他のことにどうのこうのということではなくていいわけなんだね。それで要するに、要はね、人件費96万円経費が掛からなかったと、やっていけれるということかい。その人がいなくなっても。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○6番 下原委員 決してそういうことではなくてですね、要は統計調査のボリューム感がそこまでなかったとお考えいただければと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。ちょっと一つ聞きますけれど、一般管理費で広域連合負担金、これ1,300万円近く減額してますし、それから常備消防費でも160何万円減額しているんだけれど、当初が過大見積もりすぎるんじゃないの?それは皆さんのせいではないんだけども、それはきちんと申し入れるべきだと思うんですけど。課長
- ○戸田総務課長 一般管理費の方は伊北環境行政組合、精算事務が今年29年度で行ったんですけれどもそれで関係市町村の方へその精算をした関係で減額になってきたということであります。ですので当初はそこまで見込めなかったというかですね、そういうのがなか

ったんですけど全体の中では要因とすれば、そういう要因があったということでございます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 そうは言っても1,600万円もあればもっと何かできるものだから、いずれにしろもう少しきっちり見込んでもらうように要望していただきたいと思います。ほかにございますでしょうか。下原委員
- ○6番 下原委員 わからないので頓珍漢な質問をするかもしれませんが、14ページのですね、税の番号制度のシステムの整備費補助金というような形でやって、この部分についてのね、税の番号制度っていうものに対するものの考え方が私が勉強不足でわからないものでなんでしょうけど、皆さんから見るとどういうものなので、そういう質問をすると本当になんでお金かかるのと、いうこう部分を聞きたいんだけどね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- 〇井上セーフコミュニティ推進室係長 税・番号制度はですね、国の方で今進められていているものでございます。住民の方一人ひとりにですね、番号を持っていただいて、その番号をもとにして、今進められているのはいろいろな付加価値をつけようという国の動きもありますけれども、今一番の一つはですね、税の申告の時に番号を付けてもらってその番号をもとにして課税漏れを防ごうということだと思います。

もう一つはですね、自治体の方に手続きをする際にですね、自治体間で情報をやり取りする必要があるんですけれども、例えば他の市町村に住んでいた方が箕輪に転入して来て所得証明を出すということが今までありました。それをマイナンバーというものを期にいたしまして、ほかの市町村からデータを取り寄せるということができるようになりました。それによって手続される方は所得証明をわざわざ持ってこなくてもマイナンバーを提示することによって所得だとかいうことが、この情報の開示を許可したという形で提示していただくことによって、我々自治体の方では他の市町村の方に持っている所得情報そ連携してくることによって我々の手元の方に必要な情報を持ってくることができるようになりました。ですので住民サイドの方からしてみれば、手続きの時にわざわざ所得証明とか持ってこなくても手続きができるというメリットがありますし、我々の方はシステムを介して他の市町村からデータを取り寄せることによって情報を反映させることができるといったメリットが、そういう仕組みです。国の方ではもっと付加価値を付けないと活用というものが図られていかないので、いろんな付加価値を今のところ考えているようですけれども現状としてはそういう形での付加価値かと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 マイナンバーとのこれのシステムの制度っていうのは同一番号ではないと思うんですよ、そういうふうになった時にマイナンバーとの関連はどうなるのと。マイナンバーはマイナンバーで別途に生きていると、こういう趣旨で生きているというふうになると国民の方は私なら私自身が二つのナンバーを持ち合わせてやっていかなければいけないと、こういうことかい。そのためにね、お金がこれだけ、275万4,000円の余、余計

にかかっていると。その辺のところはどう解釈すればいいかね。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○井上セーフコミュニティ推進室係長 マイナンバーはあくまで住民の方お一人おひとり に付けられていますので、その番号というのは一意の番号ですね。カードの番号も我々が 申し出いただいて取り扱う番号も同じマイナンバーの番号ですので同じものだという解釈 で結構です。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 マイナンバーカードの関係で、要はマイナンバーを利用するにはなく てもいいんだけれども、マイナンバーカードを持っていると色々やりやすいと思うんです が、それが普及してないと思うんですよね、あんまり。普及率って箕輪町の場合どれくら いあるかな。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- 〇井上セーフコミュニティ推進室係長 ちょっと手元にですね、普及率把握しておりませんので、すぐにお出しできる資料ございませんけれども窓口の方でですね、発行の手続きしておりますので、数字の方はすぐ拾えるかと思います。総務省の方では地域通貨とか、ドコモですとか、民間とのやり取りをする中で新たな付加価値をつけて普及をさせていこうという動きがありますが、町としてメリットがあるかも判断してどういう形でマイナンバーを活用していけるのかという対象になっているかと思います。
- ○8番 浦野委員 後でもいいので、どのくらい普及しているか教えてください。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。よろしいかね、質疑。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。討論ありますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)、総務課分について採決いたします。これにつきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 ご異議なしと認めます。それでは、原案のとおり決するものと本会議に報告してまいります。

議案第12号 箕輪町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といた します。課長から説明を求めます。課長

- ○戸田総務課長 それでは議案第12号 箕輪町個人情報保護条例の一部を改正する条例制 定についてでございますけれども総務係長の方から説明しますのでよろしくお願いいたし ます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○川合総務係長 それでは議案第12号についてご説明いたします。提案理由につきまして

はそちらにございますように行政機関個人情報保護法等改正法が平成 29 年 5 月 30 日に施工されたことに伴い、個人情報及び要配慮個人情報を定義するため所要の改正をするものでございます。それでは詳細につきましては新旧対照表でご説明したいと思いますので資料の 3 ページをご覧ください。まずは第 2 条の改正でございますが、用語の意義でございます。その中の第 2 号の個人情報につきまして意義の改正でございます。特定の個人が識別され、または認識され得るものをアとあイに分け、アは当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等、電子的方式でつくられる記録、または音声その他の方法を用いて表された一切の事項、それからイにつきましてはアで除くとした個人識別符号が含まれるものに改めるものでございます。ここで個人識別符号とはということでございますが、これにつきましては身体の特徴の一部である顔、声紋、指紋、DNA などのそういったデータのもの、それから運転免許証、パスポートなどの番号や記号、こういったものを個人識別符号といって定義している、これを個人情報に定義しているとこでございます。

続きまして 4 ページをお願いいたします。第 3 号の改正としまして、要配慮個人情報について追加するものでございます。こちらの方は今までも条項としては入ってはいる部分もございましたけれども、明確にですね、そちらにございますように本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規律を含めて個人情報といたすものでございます。続きまして第 3 の追加によりまして、第 3 号以下が 1 号ずつ繰り下がるものでございます。また、第 7 号では番号法の準用規定が追加されています。第 7 条 収集の制限ですけれども第 3 号に要配慮情報が追加され、それに伴う改正になっております。続きまして 5 ページをお願いいたします。第 8 条でございますが、個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧でございます。第 6 号として個人情報に要配慮個人情報が含まれるときはその旨を追加するものでございまして、第 5 号が第 6 号に繰り下がるものでございます。先ほど説明しました要配慮情報を収集する場合にはその旨を登録簿の方に記載するということになります。それから第 19 条 利用停止等の請求第 1 項では番号法の条番号の改正に伴うものでございます。

続きまして6ページをお願いいたします。第23条 開示の実施方法等のところでは、実施機関が情報の訂正をしたときに番号法第8条に規定する条例事務関係情報照会者、条例事務関係情報提供者後を加えるものでございます。第32条では、第2条の号ずれの改正です。第34条は第2条改正に伴う改正でございます。お戻りいただきまして最初のところでございますけども、2ページですね、すみません、失礼しました。2ページでございますけれども条例の施行日につきましては公布の日から施行したいとするものでございます。なお冒頭説明しました、法律の改正は昨年の5月30日に施行されたわけでございますけれども、総務省から都道府県を通じてですね、法改正に伴う技術的助言、通知があったのはですね、実は5月25日でございました。また、総務省の全国的に行った説明会も6月に入ってからということで、非常になかなか改正まで時間がかかったわけでございます。この原

因としましてはですね、法改正の中に非識別加工情報の提供の仕組みというものがございます。なかなかわかりづらいものなんですけども、行政が持っている個人情報といいますか、莫大な情報をですね、個人を特定できないようにして民間事業者に情報提供できるという法改正がなされております。この部分のですね、技術的な仕組みづくりというのは非常に遅れているわけでございまして、この改正をどうするかというのが全国的に考えさせられた部分でございます。秋にも全国調査が行われたわけですけども、今年度中に条例改正を行うと回答した自治体はごく少数でございまして長野県自体もですね、他県の動向を見て対応するという方針になりましたので町としましてもそういった状況を踏まえまして今回改正する部分のみ条例改正を行うことといたしますのでよろしくお願いいたします。以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ただいまの説明に対しまして質疑のある方は挙手を してお願いします。浦野委員
- ○8番 浦野委員 今まで、第7条の関係ね、思想とか人種だとか、あるいは犯罪歴だとか それについて当然収集してはならないというふうになっているんですが、実際には他の法 律の関係で持っていたと思うんですが、その点は3条の要配慮個人情報という形にはなった んですが、前と中身は変わっていないということですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○川合総務係長 今回のこの法改正そのものがですね、個人情報ないし要配慮個人情報というのを明確に定義しようと。今までなかなかグレーゾーンと言われまして、どれが個人情報というのがなかなか法律の中でもはっきりしなかったというのがございまして、そこではっきりさせてその取扱いを厳格にしましょうという改正が主なもので、今までの条例の中には一部この文言が含まれておりますし、もちろん現在も住民課ないし福祉課を中心にこういったものの情報は特に保有しておりますので、こういうものを保有して使う場合にはさらに先ほどご説明しました登録簿の方にちゃんと記載するということが今回の改正でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 明確ということで私もそうだと思うんですが、逆に言うと現行の方が これだ、これだというふうになっているような気がして、今回は一つの要配慮個 人情報というくくりに中に、逆を言えば分りずらいかなと思うんですが、その辺大丈夫で しょうか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○川合総務係長 定義の中にですねそこに含まれている部分でなっていますし、また更にですね、すみません、ご説明し忘れましたが規則の方でもですね、更に明確に細かく定義する位置づけするということで予定しておりますのでお願いいたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ほかにございますか。 (「なし」の声あり)

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは議案第12号 箕輪町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 ご異議なしと認めます。本案は原案のとおり決すべきものと本会議に報告してまいります。

続きまして議案第13号 箕輪町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題 といたします。課長から説明を求めます。課長

- ○戸田総務課長 それでは議案第13号 箕輪町情報公開条例の一部改正条例制定について でございます。内容の説明につきましては総務係長の方でいたしますのでよろしくお願い いたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○川合総務係長 議案第 13 号の提案理由としましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正が平成 29 年 5 月 30 日施行されたことに伴い、個人に関する情報について定義とするため、所要の改正を行うものでございます。これにつきましては先ほどの第12 条と関連性がございまして、先ほど個人情報保護法関連法が改正されたことに伴いまして、合わせてこの情報公開の方の関係の法律の改正、施行されたということで今回条例改正を合わせて行うものでございます。それでは詳細につきまして新旧対照表でご説明したいと思いますので資料の 2 ページをご覧ください。第 2 条 用語の定義の第 1 号の電磁的記録が改正の第 6 条で出てくるため、以下同じという表現を追記しているところでございます。それから第 6 条 情報公開義務のところでございますけれども、第 2 号において議案第 12 号でご説明しました、個人情報保護条例の改正の中で個人情報の定義の改正がありましたのでそれを受けまして非公開情報として内容を改正するものでございます。先ほどの関連する部分の個人情報の部分を位置づけたということでございます。1 ページ目にお戻りいただきましてこの条例の公布の日でございますけれども、条例は公布の日から施行したいというものでございますのでよろしくお願いします。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑を行いたいと思います。ただいまの説明につきまして、ご質疑ある方はお願いをいたします。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

議案第13号 箕輪町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決すべきということで本会議に報告いたします。

続きまして議案第14号 箕輪町行政経営委員会設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。課長から説明をお願いいたします。

- ○戸田総務課長 課長 それでは議案第 14 号 箕輪町行政経営委員会設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。こちらの方につきましては人事係長の方から説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○田中人事係長 この条例は課の所掌事務の見直しに伴い改正するものでございます。行政経営計画につきましては現在第 2 次行政経営計画が終わりまして至っているところであります。この間、第 5 次振興計画が策定されましてこの計画に基づきさらに政策を推進するため、また人口減少、働き方改革を初めとする勤務環境の改善、さらなる生産性の向上と新たなる課題が生じているところであります。この度これらの課題の解決に資するようさらに効率的な業績を図るため方策を検討するとともに所管について検討いたしまして企画振興課から総務課へ移管するため改正するものであります。以上でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それではただいまの説明に対しまして質疑を行いたいと思います。ご質問ある方は挙手をしてお願いいたします。いいですか。では私が。企画振興課を総務課に改めるという、改める理由を説明していただけないでしょうか。企画振興課ではあんまりやらないからとか。はい、どうぞ。
- ○田中人事係長 町長からの指示というのもあるんですけど、内容がやはり働き方改革と か業務の見直しに係る部分、人事に係る部分があるというふうなところで総務課の方へ移 管したのであろうと思います。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございませんね。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 議案第14号 箕輪町行政経営委員会設置条例の一部を改正する条例制定につきまして採決を行います。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決しましたということで本会議に報告いたします。

続きまして議案第15号 箕輪町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を 改正する条例制定についてを議題といたします。課長から説明を求めます。

○戸田総務課長 課長議案第15号 箕輪町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例

の一部を改正する条例制定についてでございます。これにつきましても人事係長の方から 説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○田中人事係長 この条例は町の財政状況を考慮し、町長の給与抑制を平成30年度に限り実施するものでございます。改正内容は附則に18個を加えるもので平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間町長の給料月額を3%削減するものでございます。資料2ページを合わせてご覧いただければと思います。これによりまして町長の給料月額83万円が80万5,100円となります。この条例の施行日は平成30年4月1日となっております。特別職の給料につきましては、平成29年から特別職報酬等審議会で諮問いたしまして2月に答申をいただきました。内容といたしましては審議会としては減額を継続する確たる要因はないと考えるので、本則を適用し減額する必要ないと判断すると、期末手当は給料月額が基礎となっているため、本則額を基礎額とすることが適当と判断するという答申をいただいているところでございます。町の財政状況を考慮しますと決して良い状況と言えない部分もございまして審議会の答申を最大原則とさせていただきながら自主的に3%の減額を行うというものでございます。説明については以上でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑を行います。それではこれにつきまして質疑ある方はお願いいたします。浦野委員
- ○8番 浦野委員 答申を見ると、近隣市町村の状況を見て今までどおり引続き減額をする必要がないというというような判断をしているんですが、近隣市町村はどうであるのかお聞きします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- 〇田中人事係長 伊那市ですとか南箕輪はしておりませんし、減額の幅のここにきて低く しているという状況でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 減額をしてないということでありますので、普通から言えばそのとおり減額をしないということなんですが、その3%の判断というのはどういうことか。どこの自治体も財政状況は良くないわけですからうちだけが良くないからと言って3%というのはちょっとあまり理解できないんですが、その辺は町長の判断ということですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○戸田総務課長 今、浦野委員さんが言われたとおり、自主的に減額しているところが先ほど言ったところ、それ以外のところはしているという形になるんですけれども、5%、7%、10%というのがあります。ですけど今まで教育長等については箕輪は最初に無くしてきたわけですけども改正に伴って、そういう形で他の市町村も教育長についての減額措置を行っているとろこは29年度でいけば宮田だけが3%になっているというように変わってきています。それで、あとは副町長についても昨年度5%、町長が7%だったわけですけれども、ここで一気に町長さんとしてもゼロという、審議会の答申を尊重しつつも経済状況とか見

る中でゼロというわけにはいかないという形の中で3%、これが妥当かどうかっていう判断は何とも言えませんけれども、そういうような経過の中で3%、今年に限ってという形で今回の条例改正になったということでございます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございませんか。荻原委員
- ○3番 荻原委員 これずっとこういうふうに来ていて、いっそのこと本則を直した方がいいくらいだという気持ちもあって、これをずっと続けるつもりですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○戸田総務課長 今、荻原委員さんから言われた考え方も確かに続けてきているという形になればあるというような形にもなろうかと思いますけれども、同類の市町村規模とか見る中で審議会の方でも根拠とかそういうのは同類の市町村とか同規模のっていう様な形にはなっているとこあるわけですけれども、本則に戻してという判断の中で今回は本則を変えるというのではなくて本則に戻して運用していった方がよろしいのではないかという形の答申を受けたということでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。そういう答申を受けたけど本則にしないということかね。ただね、私も過去に発言したことあるんだけど、そうは言っても審議会の答申は尊重すべきなんじゃないかなと、ずっとこういうことやってきているわけなんでね。そういう気がするんですけどね。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 そうしますと、討論はございますでしょうか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 本案につきまして採決を行いたいと思います。議案 第15号 箕輪町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定 について、につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決するものと本 会議の方に報告してまいります。

議案第22号 箕輪町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを 議題といたします。課長から説明を求めます。

- ○戸田総務課長 それでは議案第22号 箕輪町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について消防防災係長の方から説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- 〇丸山消防防災係長 提案理由につきましては 1 ページにお示しをしてあるとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。条例の施行日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日であります。細部につきまして新旧対照表で説明をいたしますので資料 1 ページをご覧いただきたいと思います。第 1 条 補償基礎額の第 1 項中第 1 号及び第 1 号から第 1 号に

該当する扶養親族については一人につき 217 円に、第 2 号に該当する扶養親族については一人につき 333 円とするよう改正するものでございます。3 ページをご覧ください。改正が必要となった経過ですけれども、平成 28 年 11 月に一般職の職員の給与に関する法律が改正され、29 年度以降段階的に変更されております。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象については給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象を基に定められております。今回の改正では補償基礎額の加算額を段階的に改正するもので平成 30 年度以降について改正するものであります。2 の改正の概要ですけれども、表の一番下の網掛けをしてある部分を確認いただきたいと思います。平成 30 年度以降ということで第 1 号区分につきましては加算額 333 円を 217 円に、第 2 号区分を一律に 333 円に、第 3 号から第 6 号までを一律に 217 万円に改正するものであります。本改正に伴いまして現段階で箕輪町における該当者はおりません。説明は以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ただいまの説明につきましてご質疑ある方は挙手を してお願いします。質疑ございませんか。浦野委員
- ○8番 浦野委員 加算額が以前に比べると下がっているということなんですが、これについてその理由はなんですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○丸山消防防災係長 先ほど説明の中で申し上げましたけれども、この増減につきましては一般職の給与に関する法律の一部改正に伴いまして改正をしております。その中で扶養手当につきまして減額されていることに伴ってこちらも減額の対象になっているということでありますので、よろしくお願いいたします。
- ○8番 浦野委員 要は扶養手当が下がっているのでそれに伴うということですね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。それでは質疑なしと認めます。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、議案第22号 箕輪 町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。本 案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決すべきものと本会議で報告いたします。

会議を再開いたします。冒頭、総務課長の方から発言があるようですのでよろしくお願いします。課長

○戸田総務課長 先ほどの議案第4号の一般会計補正予算(第8号)の中で浦野委員さん

から質問のございました、マイナンバーカードの交付の率ということでございますけれども、3月1日時点の人口が2万4,984人、交付枚数が1,890枚ということで率といたしまして7.56%でございます。以上でございます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは議案第25号 平成30年度一般会計予算についてを議題といたします。課長から説明をお願いいたします。
- ○戸田総務課長 議案第 25 号 平成 30 年度箕輪町一般会計予算の総務課に係る部分でございますけれども、順次歳入、歳出という順番で各係長が説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○川合総務係長 初めにまず当初予算書の方ですね、当初予算書の 8 ページの方をお願い したいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 最初にお願いしておきますけれど私どもなかなかこれ追うの大変ですので開き終えたところで説明をお願いします。
- ○川合総務係長 そちらの一番最上段になります地方債の計画になっておりますけども、 一番上にあります庁舎施設整備事業債ということで 1 億 1,470 万円でございます。こちら の方、後ほどまた歳出の方でも説明いたしますが、空調設備の更新にかかわる起債計画と なっておりますのでよろしくお願いいたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○丸山消防防災係長 同じページの下から 2 列目をご覧いただきたいと思います。消防施設事業債ということで 480 万計上しております。こちらにつきましても後ほどの収入の方で説明をしたいかと思いますが、内容としましては J アラートの機器の更新に係わる起債ということでありますのでよろしくお願いします。以上です。
- 〇川合総務係長 それでは続きまして今度は箕輪町予算に関する説明書の方をお願いいたします。そちらの 14 ページをお願いいたします。そちらの下段の方になりますけども 14 款 分担金負担金でございますが 02 の総務費負担金でございます。こちらの方 04 としまして選挙費負担金としまして 11 の西天竜土地改良区総代選挙費負担金でございまして 122 万 8,000 円計上させていただいております。こちらの方は全部の総代選挙があります伊那市、辰野町、南箕輪村、箕輪町の土地改良区総代の選挙費の負担金となっております。続きまして 17 ページでございます。15 款の使用料及び手数料でございますが、02 の総務手数料としまして 01 の総務手数料 1,000 円でございまして地縁団体証明手数料でございます。続きまして 19 ページをお願いいたします。下から 2 番目ですけれども 02 の総務費国庫補助金でございます。こちらの方の 28 地方創生推進交付金としまして 0233 の男女共同参画社会費でございまして 249 万 8,000 円、この 3 ヶ年の(聴取不能)になりますけれどもこちらの方の歳入を見込んでおります。

〇井上セーフコミュニティ推進室係長 同じくですね、細節 30 番になりますが公衆無線 LAN 環境整備支援事業費等補助金ということで国の補助金を頂戴しまして平成 30 年度公

衆無線 LAN 環境整備を行う予定でございます。詳細はすみません、歳出でご説明いたしますけれども、国庫補助金 2 分の 1 の補助ということになりますので 300 万を計上いたしまして 0221 の情報化推進費の方へ充当する予定でございます。

○川合総務係長 続きまして 21 ページになります。16 の国庫支出金でございまして 0302 の総務費委託金でございます。その中の01総務管理費委託金としまして自衛官募集事務委 託金として2万 5,000 円、こちらの方計上しております。続きまして 25 ページをお願いい たします。県支出金でございまして 0302 の総務費委託金でございます。そちらの方の 04 選挙費委託金としまして 01 県知事選挙費委託金でございます。それから 02 在外選挙人名 簿登録事務委託金、それから 11 県議会議員選挙費委託金でございます。こちらの方は 31 年4月施行になりますけれども例年といいますか毎回ですね、3月中から準備をしなくては いけないということで委託金の一部が支払われているということで 306 万 4,000 円計上さ せていただいております。それから 05 の統計調査費委託金でございますけども、そちらに ありますように各種統計調査に係わる委託金として 173 万 7,000 円計上しております。31 ページをお願いいたします。20 款 繰入金としまして 0301 財産区繰入金としまして、そ ちらにございますように財産区議会議員選挙費 256 万 8,000 円、それから財産区繰入金と いうことでございまして 1,770 万円、例年のものでございますけども繰り入れるというこ とになっておりますのでお願いいたします。続きまして 33 ページをお願いいたします。 0501 雑入でございます。03 の複写機使用料の中の 0201 の一般管理費分として 5 万円計上 してございます。続きまして35ページをお願いいたします。20の雑入でございます。その 中の 02 の自動販売機電気料としまして 0202 庁舎管理費分として 5 万 6,000 円、それから 一番末になりますが 12 の雑入の 2 ということで次のページにわたりますけれども、次の 36 ページにまたがりますけども上段から県民手帳の取扱手数料、生協事務の交付金、それか ら周辺案内看板の広告料、情報公開の資料代、伊那警察署の警部交番の土地の賃借料の負 担金、それから南信交通災害事務費、切手等の販売手数料、それから建物共済各区からの 負担金を計上しております。

○田中人事係長 今のところですが一つ飛ばしました0201上伊那広域連合人件費等負担金ということで1,987 万5,000 円、こちら退職手当負担金の相当額ということで収入を予定しておるものでございます。以上です。

○丸山消防防災係長 35ページの20の雑入であります。06としまして消防団員等公務災害補償等共済基金受入金ということで661万9,000円計上しております。こちらにつきましては来年度退団予定者が26名いるということで称えの報償金と公務災害補助金ということで15万円の計上となっております。

○井上セーフコミュニティ推進室係長 続きまして 36ページをご覧いただきたいと思います。中段くらいになるんですけれども 20 の雑入のうちのですね、交通安全指導員の報酬町 交通安全協会の負担金ということで現在交通安全指導員さんお一人勤務していただいておりますけれども、その分交通安全協会との折半ということでありますのでその分の収入を

見込んでいるところでございます。

○丸山消防防災係長 同じく 38ページご覧いただきたいと思います。20の雑入の12の雑入でありますが0911の消防団費としまして消防団員安全装備品整備等助成ということで50万計上しております。こちらにつきましては来年度、安全靴の購入を予算化しておりましてそれに伴う補助ということであります。上限額は50万ということで計上してあります。続きまして0931の防災行政用無線管理費ということで12万7,000円、こちらにつきましては萱野中継局の電気料負担分ということで南箕輪の分ということで計上してあるものであります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

〇川合総務係長 続きまして 39 ページをお願いいたします。23 款の町債でございます。先ほど説明しました 02 総務債としまして 1 億 1,470 万円歳入で見込んでおりますのでお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○丸山消防防災係長 同じページであります。09の消防債であります。01の消防施設事業債ということで480万計上しております。こちらにつきましては、Jアラートの受信機の新規移行更新に伴う費用ということで100%充当ということで480万計上となっております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○川合総務係長 続きまして 42 ページからでございます。42 ページから歳出になりますのでよろしくお願いいたします。初めに 0201 一般管理費でございます。01 の報酬の方には連絡事務嘱託員長の関係の報酬、それから非常勤職員の運転手の報酬となっております。 ○田中人事係長 こちら同じく報酬でございますが特別職報酬等審議会、今年度並みでございます。その下の行政経営委員会委員報酬でございますが、今年度新たに計上させていただいておるものでございます。給料、手当、共済費につきましては後ほどまとめて説明させていただきたいと思います。07 賃金でございますが産休・育休代替臨時職賃金ということで一般職1名分と保健師1名分ということで予算化させていただいております。08 報償費でございますけれども今年度、町功労者表彰ということで5人分ということで計上させていただいております。以上です。09 でございますが旅費特別職職員普通旅費と一般職と非常勤職員に掛かる費用弁償ということで107万8,000円計上させていただいております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○川合総務係長 引き続き 10 の交際費でございます。町長交際費でございますが 220 万円計上させていただいております。こちらの方実績等を考慮しまして前年度比マイナス 20 万円となっておりますのでお願いいたします。続いて 11 の需用費でございますが、消耗品や食糧費の関係、あと名刺の印刷代等となっております。それから 12 の役務費でございますけども電話料、それから広告料、それからクリーニング代等の手数料となっております。

それから 13 の委託料でございますけども例規システムからあと庁舎周辺の整備の委託料、それから法律相談の関係になっております。この中でですね、一番その中の新電力プロバイダー業務委託料と入れておりまして 351 万 3,000 円でございます。こちらの方が新電力に切りかえるためのものになっております。このプロバイダーというのがどういう役割をということなんですけどもいわゆる新電力の発電所とですね、使用する我々のところの施設等とですね、中間に入って調整をしていく電力の需要情勢で電力会社幾つも抱えているものですから、それを振り分けていくという、それで安定供給をしていってもらうというような役割を担うものです。いわゆるインターネットでいえば例えばケーブルテレビとかNTT だとかそういう役割を担ってもらうというところでございます。一応一般会計分の施設、14 施設が対象施設としておりますけども、そちらを一括してこちらの方に計上してございます。

続きまして 14 の使用料及び賃借料でございますけれども、こちらの方は自動車の借上料から有料道路の通行料、それから印刷機のリース、次のページ 44 ページにまたがりますけれどもごみの処理費用等になってございます。それから 19 の負担金、補助及び交付金でございますけれども県町村会の負担金から始まりまして上伊那広域連合負担金で 1 億 2,297万 9,000円ということで前年比 1,060万 5,000円増となっております。それから南信地域町村交通災害共済負担金ということで、これが未就学児分 1,400 人見込んでおりまして 49万円、それから区長会視察研修等の負担金として 4万円計上しています。

〇田中人事係長 先ほど飛びました県職員派遣負担金ということで 1,070 万円でございますが、今年度同様、来年度におきましても県の方から自治法派遣ということで要請をしているところであります。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○川合総務係長 次の補助金でございますが北部保護司会補助金として 45万円それから交付金でございますが 2,091 万 5,000 円で、区長会交付金、それから事務支援交付金、区交付金としまして財産区から繰り入れているものをまた区へ戻す交付金として 1,770 万円になっております。なお、活性化交付金につきましては 0239 の企画事業費へ 30 年度から移すということになっておりますのでまた後ほど説明したいと思います。続きまして 0202 庁舎管理費でございます。報酬、非常勤職員(電話交換手)の関係等になっております。それから 11 の需用費でございますけれども、消耗品、燃料費ありまして 05 の光熱費ということで 452 万 4,000 円になっております。先ほど説明しました、プロバイダープラス、この光熱水費、電気料が掛かるということでのものになっておりまして対前年予算とすれば 69 万円のマイナスということにはなっております。なお、プロバイダーと使用料の関係でございますけども、実際のところ電力の関係かなり値上がりもしてきて実績等を見る中での削減額から予想すると調査の分ではマイナス 90 万円ぐらい削減されるのかなというふうに思っているところでございます。また先ほど言いました、14 施設全体からしますと 700 万円ちょっと削減できるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。そ

の続きで12の役務費でございますけれども家電リサイクルの手数料ということで計上させていただいております。それから13の委託料でございますけども庁舎建物衛生管理業務の委託料から始まりまして諸々の庁舎管理に係わる部分の委託料として714万8,000円、それから使用料及び賃借料でございますけれども敷地の借上料等のものとして44万4,000円、それから19の負担金、補助金としまして防火管理等の講習会協会の負担金ということで6,000円計上しております。

○井上セーフコミュニティ推進室係長 続きまして0203の防犯推進事業費についてご説明 いたします。 要求額 579 万 5,000 円ということで前年度比 41 万の減ということでございま すが平成29年につきましては再認証ということでございまして再認証に掛かる経費分が減 額になったと、そういう状況でございます。この事業につきまして SC の活動費に合わせま して防犯だとか犯罪被害者の支援といったものも全部含んでいるというものでございます。 はじめに 01 の報酬でございます。セーフコミュニティの推進協議会の委員等報酬というこ とでございますが、平成29年度中につきましてですね、委員の構成の見直しを若干図りま したので 17 万円ほどでありますけれども減額になってございます。続きまして 08 の報償 費でございますがセーフコミュニティの記念式典関係とアジア会議の参加謝礼ということ でございます。来年度ですけれども、11 月神奈川県の厚木市のアジア会議ということで開 催されます、アジアのセーフコミュニティに取り組む地域のそれぞれの団体だとか関係者 が集まる会議になりますけれども来年度ですね、日本で開催されるということでこういっ た機会あまりございませんので今回ですね、地区のセーフコミュニティの関係の皆様にも ちょっとお声がけをしたいというふうには考えております。またそういった皆様のですね、 発表の機会も調整する中でちょっと取れそうかなというところもございますので、そうい った形での参加を促していきたいということで15万円ほど計上してございます。9番 旅 費でありますけれども、セーフコミュニティの関係旅費ということで、先ほどお話ししま したアジア会議、また研修だとか他の自治体のですね、再認証等の式典等の参加旅費でご ざいます。11番 需要費でございますが、31万6,000円ということで消耗品、印刷製本費 等で前年度比同額で計上してございます 12 の役務費につきましては防災指導員の保険料で ございます。13 の委託料ですけれどもセーフコミュニティの管理委託料といたしまして、 日本セーフコミュニティ推進機構の支援を受けたり、また信州大学の塚原教授の方に対策 委員会の方にご参加いただいて委員長としてご指導いただいている関係の委託料も含めま して、セーフコミュニティの取り組みに関する委託料でございます。19 の負担金補助金に つきましては 254 万 6,000 円ということで計上させていただいております。01 の負担金で ございますけれども37万円、アジア会議の参加登録負担金ということで計上させていただ きました。先ほどの地区のセーフコミュニティの皆様の参加の関係の負担金、また展示ブ ースへの借入等に関します負担金ということで計上してございます。

○川合総務係長 続きまして 0204 公用自動車管理費でございます。こちらの方、消耗品から始まりまして必要な点検料、手数料等を計上させていただいておりますし、また公用車

のリース料等計上しているところでございます。なお 13 の委託料の町有バス運転代行委託料でございますけども、こちらの方伊那バスに今まで委託してまいりましたが伊那バスの方から受けられないということになりましたので、一応今最終調整しておりますけども町内の自動車販売会社の方で複数人バスの運転手をできるということでございますので、そちらの方で委託して支障がないようにしていくところでございます。

○田中人事係長 続きまして 0205 職員研修費の説明をいたします。総額といたしまして前年比 263 万 7,000 円の減となっております。主な減の要因といたしましては 09 の職員派遣研修旅費でございますが、これまで厚生労働省へ職員を 1 名派遣しておりましたが今年度で終了ということで 193 万 2,000 円の減となっております。その他 19 負担金の方で 36 万 1,000 円減額というふうになっております。続きまして 0206 職員福利厚生費の説明をいたします。昨年と比較いたしまして主な変更点といたしましては 11 の需用費でございます。こちら職員貸与被服でございますが今年度から作業着のデザインの変更をしております。今年度 31 着、来年度 40 着、再来年にかけて作業着のデザインを変更していくということを予定しております。説明以上でございます。

〇川合総務係長 続きまして 0208 物品等集中管理費でございます。こちらの方は共通消耗品、全庁で使う消耗品、それから公用封筒の印刷費となって約 426 万円計上しております。 続きまして 0209 集会施設建設事業費でございます。次の 48 ページにまたがりますけれども 19 の負担金補助金 02 の補助金としまして 718 万 8,000 円、公民館で 12 カ所、集会所で 2 カ所の要望が出ておりまして全部の要望とおり計上させていただいております。なお、30 年度から集会施設につきましても補助率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げ公民館同様の補助率に変更いたします。それから続きまして 0210 の庁舎施設整備事業費でございます。 こちらの方 13 の委託料等ということで 450 万 4,000 円、こちらが庁舎空調設備改修に伴う実施設計の委託料でございます。それから 15 の工事請負費としまして 1 億 4,500 万円ということで空調設備の改修工事でございます。 こちらの方につきましては実施時期を非常に検討していかなければならないところですけれども夏明ける頃から着手して冬が始まる前までには完成させてしまいたいというふうに考えているところでございます。

〇井上セーフコミュニティ推進室係長 続きまして 0211 情報通信センター事業費について ご説明いたします。経費要求額といたしましては 253 万 6,000 円ということでございます。 前年度比ですけれども 679 万 7,000 円の減ということになってございますがこちらにつきましては今までですね、情報システム関係の所管が企画の方でございまして自主番組制作、また喪中放送の関係が事務事業の中に含んでおりましたけれどもこちらの方の事業につきましては 0220 の文書広報費の方へ移管されておりますのでその分の移管された分が大幅に減という形になっておりますので、よろしくお願いいたします。 11 番の需要費から 14 番の使用料及び賃借料までにつきましては情報通信センターの維持管理に伴います光熱水費、情報関係の通信費、また委託料使用料等でございますがそのうちの 11 需用費の 05 光熱水費でございますが 171 万 7,000 円計上しております。こちらにつきましては前年度の状況

を見る中で実際の使用の額というところに合わせまして 62 万 8,000 円の減額とという形で 計上しているところでございます。以上です。

〇川合総務係長 続きまして 0212 交流推進費でございます。こちらの方、例年と同じように外国人相談員 1 名の報酬等から入りまして、19 のところの交付金としまして国際交流協会が 3 月に解散しますのでやはり外国人向けの日本語教室は非常に重要なところになりまして、これはいろんな話し合いする中でやはり日本語教室についてはもちろん参加される外国人の方の負担金を取っているわけですけども、さらに町としても応援というところで30 万円計上させていただいているところでございます。なお、地域観光交流事業につきましてはこちらも 0235 の企画費へ移してありますので後ほど説明させていただきます。続きまして次のページになりますが、0220 文書広報費でございます。こちらの方 01 報酬としまして、情報公開等審査会委員報酬でございまして 3 万円、今までに審査会開いたことございませんが最近非常に情報公開請求が増えてきている状況もございます。計上してございます。それから 12 の役務費としまして通信運搬費、郵券料等のものになりますが 1,632 万 8,000 円計上してございます。

〇井上セーフコミュニティ推進室係長 1 枚おめくりいただきまして 50 ページをご覧いた だきたいと思います。続きまして 0220 情報化推進費でございます。はじめに 01 報酬でご ざいますけれども、こちらにつきましては平成29年度につきましては臨時職員さんという 形で行っておりましたので賃金支払いをしておりましたけれども支払いの扱いを非常勤と いう形に変えましたので 01 の報酬、また 09 の旅費ということで計上しておりますのでお 願いいたします。11 の需用費につきましては消耗品費 30 万、また修繕費ということで 107 万 4,000 円計上してございます。うち、修繕料の中の地域イントラネット光ケーブル修繕 につきましては現在長田の保育園のルートにつきまして光ケーブルに一部支障があるとい うことで 32 万 4,000 円ですけれども修繕の予算の方計上してございます。13 番 委託料に つきましては3,899万3,000円の計上でございます。こちらにつきましては平成26、27、 28 ということで強靭化取り組んでまいりまして 29 年から実際にネットワークが分離した 形でのネットワークで今運用しているところでございますけれども、強靭化の事業により まして例えばソフトのライセンスだとか管理する機器といったものが実際増えてございま す。こういったものの保守ということになりますので、その分の追加の保守ということに なるんですけれども 229 万円ほど増という形になっておりますのでお願いいたします。情 報通信ネットワーク関連機器更新業務委託料ということで、上から 3 番目ですね、929 万 6.000 円ですけれどもこちらにつきましては来年度事業といたしましてネットワーク機器 類、例えばファイヤーウォールだとかスイッチングハブといったものの更新、またウイル スチェックの機能を現在使っているソフトがライセンスが切れるということですので、来 年度更新する必要があるというところでございますのでその分の予算の方計上してござい ます。

14の使用料及び賃借料につきましては光ケーブルの共架使用料、JPドメイン、LGMAN

接続ルーター等のリース料、またシンクライアントサーバーの機器のリース料等でございます。15 の請負工事費でございますけれども、庁内 LAN・イントラネットの増設工事、また支障光ケーブルの移設工事ということで 50 万円を計上してございます。一番下にあります公衆無線 LAN 環境整備工事でございますけれども、こちらにつきましては平成 30 年度新たに実施する事業でございます。現在、総務省の方で防災に関連します避難地、避難所をいたしまして公衆無線 LAN の整備を進めるようにということで総務省の方で取り組んでいるところでございます。こちらにつきましては実施事業に対しまして 2 分の 1 の補助が支給されるというところでございますので箕輪町につきましても主要になります、拠点になり得る避難所、避難地に対しまして公衆無線 LAN の整備を行っていきたいと考えております。

平成30年度の事業といたしましては役場の庁舎内とまた役場の前の駐車場ですね、こちらについては避難地になっております。中学校にあります社会体育館、また箕輪中部小学校にあります藤が丘体育館に対しまして公衆無線LANの環境を整備したいということで計上させていただきました。補助の対象になりますのが600万、また補助対象外になる箇所がどうしてもございまして50万ほど計上しておりまして合計しまして工事費として700万の予算を計上してございます。19の負担金、補助及び交付金ですけれども塩尻市に対します高速通信の借入料、また中間サーバー・プラットフォーム、こちらにつきましてはマイナンバーの情報連携の関係で使う必要がございますので、その関係の負担金、また県の自治体情報セキュリティークラウド、強靭化に伴いましてインターネットの回線変更になりましたのでその分の負担金ということで合わせまして367万8,000円ということで負担金、補助及び交付金ということで計上させていただいてございます。

○川合総務係長 続きまして 52 ページの方お願いいたします。上段の 0232 財産管理費でございます。12 の役務費のうち 06 の保険料、建物共済保険料から災害対策費用保険料までのものを計上させていただいております。続きまして次のページでございますけれども、上段にあります 0233 男女共同参画社会費でございます。こちらの方も 1062 に計上してありましたものをこちらの方へ計上いたしました。報酬から始まりまして委員報酬、それから今年度につきまして女性活躍推進コーディネーターを 1 名採用するものでございます。また 08 の報償費としまして女性会議出席等謝礼ということにございまして、女性活躍井戸端会議というものを昨年設置いたしまして行いました。今年度はアクションプランというのをつくってもらったわけですけどもそれを計画だけではなくて実行まで何とか皆さんで一緒にやりましようということでですね、住民協働の観点で取り組んでいきたいということで考えているとこでございます。それから 11 の需用費でございますけども啓発用のチラシの作成費を計上しております。それから 12 の役務費は記事の広告掲載ということでこういった女性活躍ですとか子どもに優しいというか、子育てに優しいまちというのをですね、県外まではなかなかあれですけども、できれば県内にはこういう取り組みを箕輪町でやってるんだということで子育て専門雑誌なんか掲載して、できれば移住とかにつながらない

かということで PR をしていければというふうに考えているとこでございます。

また13の委託料につきましては先ほど申しましたアクションプランの推進ということと で一般質問の答弁等でも出ているところでございますがもちろん現在つくってもらったも のが十分かと言われるとまだまだ煮詰めなければならないところが多々あるわけでござい ますけども、ただ本当に住民の幅広い年齢層の男女の皆さん、男性女性の皆さん係わって いただいておりますし、また企業からもですね、商工会含めて 7 社の皆さん、職員研修派 遣等々ということで派遣してもらって働きながら子育てをしているお母さんですとかもち ろん男性の方ですとか一緒なってやっていただいておりますので、これを何とか具体化を 柔軟に対応できるようにということで 300 万円計上させていただいておりますのでよろし くお願いいたします。続きまして55ページをお願いいたします。13の委託料でございます。 こちらの方 0235 企画費になりますけれども、こちらが 0212 から移しましたところの部分 で、地域間交流等委託料としまして 400 万円計上しているところでございます。なお、30 年度早々にふるさと大使の皆さんが任期満了になりますのでそちらの方の更新も含めてご ざいます。また飛びまして 57 ページでございます。0239 の企画事業費でございます。19 の 03 交付金でございますけれども、地域総合活性化事業交付金としまして 3,000 万円計上 しているところでございます。先ほど言いましたように0201から移した部分でございます。 〇井上セーフコミュニティ推進室係長 続きまして0241の交通安全対策費の方のご説明を いたします。57ページの下段になります。計上額といたしまして2,430万5,000円という ことで前年度比 1,016 万 9,000 円の増ということになってございます。こちらにつきまし てちょっと大きく変更している部分 3 点ほどございますので、大きく変わった部分割愛し ながらご説明したいと思います。まず 11 番の需用費でございますけれども 01 消耗品費で ありますが上から2番目にありますが、夜光反射材等ということで新たに200万ほど予算 の計上させていただきました。こちらにつきましては昨年の10月になりますけれども、ご 高齢の方、ちょうど薄暮時になりますけれども交通事故によって亡くなられたということ がございました。夜間について夜光反射材の着用ということは非常に事故の減少という観 点では非常に重要なことであるという認識でおります。こちらにつきましてはセーフコミ ュニティの取り組みの中でも無料で配るといったこともしておりましたけれども、配る方 法につきましてはこれから少し検討する必要がありますけれども、全員にお配りする中で 着用を促していくということを進めていきたいというふうに考えております。現在まだ案 ですけれども、これにはお子さんたちの協力といったものが必要不可欠かなというふうに 考えておりますので小学校だとか保育園といったところと連携しながらご高齢の方が着用 できる形での促し方を進めていきたいというふうに考えております。それに対しまして 200 万ということで消耗品の購入になりますが予算の方の計上させていただきました。

続きまして 15 工事請負費でございます。防犯街灯設置工事ということでございますけれども、こちらにつきましては毎年区からの要望をいただきまして防犯街灯の設置をしてございます。平成 30 年度につきましては地元区からの要望箇所数全部で 62 カ所ございまし

て見積もりますと 395 万 4,000 円ほどでございますが、こちらの方計上してございます。 さらにですね町内の中からいろんな方のご意見もいただく中でまだまだ全体的に暗いといったご意見をいただいてございます。これには防犯という観点もありますし交通安全という観点も当然ございますのでそういった箇所、暗いというところを地元の区の皆様とご協力いただきながら得てさらに 100 基ほど増設したいというふうに考えております。これにつきまして 550 万円の予算の方計上してございます。

おめくりいただきまして58ページをご覧ください。同じく工事請負費の関係ですけれど も、交通安全対策工事ということで区からの要望、全部で53カ所ございまして534万1,000 円計上の方してございます。19番 負担金、補助及び交付金の関係ございます。03の交付 金の関係ですけれども一番下にあります、運転免許自主返納交付金ということでこちら新 たに取り組む内容でございます。65 歳以上の皆様に対しまして平成 30 年の 4 月 1 日以降 に免許を返納されて運転経歴証明書を取得された皆様に対しましてお一人 1 万円を交付す ると、そういったものでございます。これは交通安全65歳と特に限定いたしませんけれど も、ご高齢の方につきまして運転能力の低下に伴う事故ということがこれも全国的に非常 に多くございます。そういった皆様に少しでも不安を抱えているけどもそのきっかけがな かなかないといったところ、また免許を持っているということは一つのステータスでござ いますのでそういったところに対して返納という言葉を促していく中で、その交付金が一 つのきっかけになればということで取り組むべきものでございます。これは一般質問とか でもありますけども地域公共交通というところは切っても切り離せないところもございま すので、そういった観点ではどうしていくかということは今後当然考えていくところです けれども、交通安全という観点から免許返納の交付金の方進めていきたいということで計 上してございます。

○川合総務係長 63ページをお願いいたします。選挙費でございます。0255 選挙管理委員会費としまして委員長等の報酬等、あと広域連合の負担金等計上してございます。また 0256 は選挙啓発費としまして明るい選挙推進協議会の謝礼ですとか消耗品類、それからクリーニング等の手数料を計上してございます。次のページ、64ページにまたがっておりますけども 0257 町長選挙費です。11月28日任期満了に伴うものとしまして必要な経費をそちらに計上してございます。また次の65ページの方では 0259 財産区議会議員選挙費としまして 30年度は沢、八乙女、松島、木下、南小河内の5財産区が改選を迎えますのでそちらの必要な経費を計上してございます。続いて下段にあります県知事選挙費30年9月3日任期満了に伴うものでございます、次のページにまたがりますが選挙に係わる必要な経費を計上してございます。また 0262 下段になりますが、県議会議員選挙費としましてこちらは31年4月29日任期満了に伴うものでございますが、前回の選挙は4月12日に施行されているということを考えますと、3月中からの準備が必要となりますのでその分の必要な経費を計上してございます。それから 0265 西天竜土地改良区総代選挙費でございます。こちらの方は31年2月27日任期満了に伴いまして定数26人でございまして、伊那市、辰野町、

南箕輪村、箕輪町の総代の改選を迎えるものでございまして、必要な経費を計上してございます。続きまして 68 ページをお願いいたします。1 枚おめくりください。こちらの方は統計調査費でございまして、0268 の一般統計費から始まりまして来年度を終わります農林業センサス費、ほぼそんな(聴取不能)はございませんけども、そういったものから国勢調査、住宅・土地統計調査、それから工業統計調査、学校基本調査、それから経済センサスということで必要なものを計上してございます。

〇丸山消防防災係長 ページ飛びまして 126 ページをお願いしたいと思います。09 款の消防費の関係であります。まず 0901 の常備消防費であります。本年度 2億 4,082 万 3,000 円、前年 768 万 1,000 円の増であります。こちらの増となっているものの原因の主なものでありますけれども辰野消防署にあります訓練棟の改修、あと車両更新に伴うもの、あと 30 年度コンビニにAEDを導入するということでその経費に係わるものの増額ということでなっておりますのでお願いしたいと思います。続きまして 0910 の非常備消防総務費であります。変更になったものの主なものについてですけども、まず団員定数が 450 名から 400 人になったことに伴いまして減額となっております。本年度 3,463 万 8,000 円、前年対比 168 万円の減ということであります。01 の報酬でありますがこちらは消防委員会報酬ということであります。また 04 の共済費の消防団員退職共済掛金ということでこちらが一人当たり 1万 9,200 円の 400 人分ということでこちらが 768 万円計上してあります。また 08 の報償費であります。こちらにつきましては来年度退団予定が 26 名おりますのでその退団退職報償金ということで 846 万 2,000 円の計上であります。

また 19 の負担金、補助及び交付金でありますが消防団員公務災害補償負担金ということ でこちらも一人当たり 1,900 円でありますがその 400 名分ということで 76 万円、あと西天 竜用水路維持管理負担金ということで、こちらは今年度と同等の額であります。また県消 防防災航空隊員消防吏員負担金ということで 69 万 6,000 円計上しております。また民間協 力者公務災害補償負担金ということでこちら町民1人当たり3.5円ということでありますの で、人数分ということで8万9,000円計上しております。続きまして08の報償費でありま す。団員訓練講師謝礼等ということで 39 万 8,000 円、消防団出動協力家族報償金というこ とで 120 万円計上しております。こちらにつきましては一定のポイントを出動した団員の 家族に対して 5,000 円の補助を行うということで今年度から行っております。5,000 円× 240 人分ということで予算の方は計上してあるところであります。また 11 の需用費、消耗 品の関係ですけれども 434 万 2,000 円ということで消耗品の中に安全靴を来年度購入する ということで計上しております。250人分ということで予算の方取っておりまして先ほど収 入の方でも話をしました、補助として50万円付く形での交流ということに考えております。 19 の負担金、補助及び交付金の中で03 の交付金であります。分団交付金が1,068 万7,000 円ということでこちらにつきましても今年度団員定数が減ったことに伴いまして各分団の 交付金変更になっております。その中の団員福祉共済掛金交付金でありますが、こちらに つきましては 1,500 円×団員の定数 400 人ということでありますのでそれが 60 万計上して

おります。また 0920 消防施設管理費であります。28 の繰出金としましてこちら町の水道 事業会計の方に支払うものでありますけれども町内の消火栓の維持管理ということで 665 基×2,970 円ということで 197 万 6,000 円の計上であります。

ページをめくりいただきまして128ページお願いします。0921の消防施設建設事業費で あります。11 の需用費、消耗品の関係ですけれどもこちら 105 万円計上しているんですが 内訳ですけれども消火栓、新設7基分ということで計上しております。また 12 の役務費の 関係です。消火栓点検主弁調整点検手数料ということで町内 60 ヵ所ということで 116 万 7,000 円計上であります。また負担金、補助及び交付金ということで 01 の負担金としまし て、水道事業会計負担金ということで消火栓の新設移設工事の関係で 883 万 1,000 円とい うことでこちらは新設7基移設3基ということで計上しております。また02の補助金です。 消防施設等整備補助金ということで、各区の要望に対応する補助金ということで 418 万 7,000 円の計上であります。主なものとしまして下古田の詰所の(聴取不能)の塗装、あと 木下の屯所に女性用のトイレがないということでその対応、あと三日町の防災倉庫、あと 防火水槽の改修、あとその他は消防用のホース等要望があったものに対応する予算となっ ております。続きまして 0930 災害対策費をお願いしたいと思います。報酬につきましては それぞれ防災会議、水防協議会委員報酬、あと国民保護協議会委員報酬ということでこち らは今年度並みで予算計上しております。11 の需用費の災害対策用消耗品ということで81 万 8,000 円ですけれどもこちらもアルファ化米等の購入に充てるということで計上してあ ります。また13の委託料の関係ですけども気象観測設備保守管理委託料ということで町内 6 カ所にある気象観測設備の保守の委託料ということで計上してあります。

続きまして 129 ページをお願いしたいと思います。0931 の防災行政用無線管理費であります。こちら本年度 1,822 万 1,000 円ということで前年と比較しまして 574 万 2,000 円の増となっております。増となっているものの主なものですけれども、委託料で防災無線施設関係委託料ということで同報系無線、あと移動系無線は例年並みなんですがこちらに J アラートの機器更新委託料ということで 480 万 6,000 円計上されております。続きまして J アラートの機器更新に伴いましてどういったことが変わるかということでありますけれども、新機種導入に伴いまして処理時間が大幅に短縮されるといういうことと気象等の特別刑法等にかかわる伝達情報の充実ということで挙げられております。今後その伝達の情報について幅広い情報を発信するために新機種に更新を行わなければならないということで示されておりましてその対応ということであります。処理時間につきましては新機種にすることに伴いまして大体 1 秒から 2 秒ぐらいで情報が発信される、あと伝達情報の充実ということで今は特別警報に対応したものが大雨とその他 2 種類しかないものが、大雨、暴風、高潮と波浪、大雪、暴風雪ということで 6 種類の情報が伝達できるということでその他についてもその情報が的確に流せるという形での対応となっております。

続きまして 0933 の防災推進事業費であります。11 の需要費の中で防災士用蛍光メッシュ反射ベストということで 9 万 6,000 円計上しております。こちらにつきましては防災士

連絡会の中から意見等いただいておるんですけども防災訓練等にたくさん防災氏を参加しておるんですけども防災士というものが分からないという話の中でそのベストを購入をして防災士であることを町民の皆さんによりわかりやすくするために購入するものであります。また19負担金、補助及び交付金であります。こちらにつきましては自主防災組織への育成補助金としまして150万、あと防災士養成事業補助金ということで今年度も防災士の育成をしていくということで20万6,000円計上しております。

○田中人事係長 続きまして別冊により給与費の明細書の説明をさせていただきたいと思います。先ほどお配りした 1 枚紙のものでございます。給与費明細書につきましては白い表紙の一般会計及び特別会計予算給与費明細書並びに主要事業の概要等調書になります。まずこちら 6 ページをご覧いただきたいと思います。まず最初に特別職に掛かるものでございます。こちら主な増減につきましては議員さんが 1 名減ということで減額になっております。議員さんに掛かる分、制度改正に伴う増が 28 万 4,000 円、欠員による減 548 万 1,000 円の減ということになっておりまして給料等につきましては若干の増という形になっております。

続きまして一般職についての説明をさせていただきたいと思います。こちらにつきまし ては先ほどお配りした 1 枚のもので説明させていただきたいと思います。こちら表でござ いますが横に会計名を付しております。一般会計国保の事業勘定、後期高齢、介護、水道、 下水道となっておりまして、縦に職員数、給料、手当、共済費それぞれ前年度の比較で示 させていただいておりましてそれぞれ合計で説明させていただきたいと思います。まず職 員数でございますが一番右の欄事由というところをご覧いただきたいと思いますが、今年 度退職者が定年5人、普通・勧奨退職が4人、再任用の方で退職者1、合計10名の減とな っております。採用につきましては新規採用が8人、再任用の方が6人の14人、広域連合 への派遣で町側で 1 名減となってございます。続きまして給料でございますが給与改定に 伴う増で 144 万 8,000 円、昇給に伴う増加分で 1,147 万 8,000 円、職員の退職等に伴う減 ということで 3,478 万 9,000 円の減、職員の採用等に伴う増で 3,810 万 6,000 円、職員の 異動とこちらには育児休業の取得に伴って給料が支給されなくなる等も含まれております。 これによりまして 1,681 万 6,000 円、あと社会福祉協議会の派遣職員の給料が今まで補助 金として払われていたものを直接人件費として計上していることに伴っているものが要因 として加わっております。続きまして手当でございますが、制度改正に伴うものが 1,062 万 4,000 円の増、職員の退職等に伴う減ということで 2,516 万 7,000 円の減、職員の採用 等に伴う増ということで 1,938 万 4,000 円の増、職員の異動、育児休業取得者も含むもの でございますが、すみませんこれ増となっておりますが270万の減ということであります。 申し訳ございません。あと各種選挙特殊勤務手当等の増ということで 1,081 万 5,000 円、 扶養手当等支給対象の変動に伴う増ということで 1,085 万 5,000 円の増という形になって おります。共済費でございますが制度改定等の影響によるものの増ということで 819 万 4,000円という形になっておりまして合計で右下になりますが3,143万2,000円の増という

形になっております。人件費についての説明は以上でございます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。小島委員
- ○1番 小島委員 46ページ、町有バス運転代行を伊那バスができないということで町内 の業者ということなんだけども、理由は金額的な問題なのか人的な問題なのか、もう少し 詳しく教えていただければありがたい。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長
- ○川合総務係長 伊那バスの方ですね、景気がよくなってきたということで大変旅行が、 観光旅行が増加しておりまして、運転手の工面ができない。更には、軽井沢バス事故の影響で道路運送法がかなり厳しくなりまして、運転手に休暇を取らせなければいけないということから人のやりくりが厳しくなったということで伊那市を含めて、箕輪町だけではなくて伊那市を含めて30年度からは引き受けられないということでございました。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員
- ○1番 小島委員 町内の業者は、どんなような、何人くらいだとか業者によると思うんだけど、安全面とかそういうものはこれは大丈夫ですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長
- ○川合総務係長 そういった調整も含めてやっております。最終的には業者選定委員会前ですので、これから具体的に内容を提示して町の業者選定員会に諮ってそれでOKがでればその形での契約をしていきたいと思います。いずれにしましても、二人とかの体制ではなくて町のバス2台所有していますので、複数人で休暇もとらせなければいけないし安全面も含めて対応をしてもらうようにお願いをしていくということでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 それに関連して委託料なんですが、年間委託というどんなような内容 か。固定プラス出来高ってなっているのかその辺はどうなっているのか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長
- ○川合総務係長 委託料の内容につきましては固定となる車両管理の部分は月額で固定させていただきまして、あと代行の実際の稼働の日数に応じてお支払いをしております。1回で1万6,000円となります。ですから今まで伊那バスの場合は半日であろうと1時間であろうと、1日であろうとも同じ1万6,000円でしたけれども、これからは半日は半日として扱ってほしいと。ただ、社員を拘束しますので半日で終われば半日だし、午前から午後に跨ってしまってという場合には一日という取り扱いにならざるを得ないという部分もありますのでその辺は初めてここでやりますので柔軟に対応していきたいというふうには考えております。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 48ページのね、庁舎の空調設備の改修ですけれど1億4,500万予定を立ててこれについては業者の見積もりを出させた上での決定額を決めていくという予算と

いうわけですね。そう理解していいですか。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長
- ○川合総務係長 こちらの方ですね、29年度に基本設計を実施させていただきました。いわゆる調査をしてですね、その上で設計、見積額として1億4,500万円の金額を出していただいております。具体的にはこれから実施設計、要は入札にはかる案件でございますので、従いましてそのための実施設計を組みまして、それで当然複数の業者、受注希望にこの金額だとなるのかなと思いますが、いずれにしましても競争入札に付して業者が決定されるという形になります。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 42ページです。報償費の件ですけれども、11月の功労者表彰のことだと思うんですが、町功労者表彰記念品ということで35万9,000円とありますが、これはあれですか、記念品と慰労会というのも含めた形での額を言っているわけですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中係長
- ○田中人事係長 そういった後の部分は含んでおりませんで、額ですとかメダル、首にかけさせていただいているんですけどそういったものの費用という形になっております。
- ○14番 伊藤委員 わかりました。そうすると後の飲食的な部分はどこから出てくるのかということですが?
- ○田中人事係長 食糧費から賄わせていただいております。
- ○14番 伊藤委員 ちょっとその数字、わかりますかね。毎年思っているんですけどね。時間的に一時間弱もかからないという段階でものすごい量が余っちゃう、いつも。あれは何とかもう少し減らすということはできないものか。あと多分、捨てたりとかはしないとは思うけれども。ちょっと見た感じではあまりにも残っているものだから余計なことかもしれないけれど。よく考えていただければと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中係長
- ○田中人事係長 確かに課題とは感じるんですけれども、さりとてあまり少なくしてしまいますと見栄え的にもということもございまして、廃棄になるようなことはしておりませんのでただ、過大に発注することのないようにしたいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。浦野委員
- \bigcirc 8番 浦野委員 129ページでJアラートの更新ということで、おそらく私の知る限りではJアラートというのはほとんど鳴ったことないし、以前から言われた話ではないんですが、前のものはどのくらい使ったか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 丸山係長
- ○丸山消防防災係長 すみません、今の機種がどのくらいかというのは、すみません、この後確認をしてまたご報告をしたいと思いますが、Jアラートにつきましては最近鳴ったのが北朝鮮のミサイルの関係が主な形で鳴っているのかなと。あと防災訓練といった時も、地震発生ということで鳴らしていただいているということもありますので、今後はそうい

った部分でも鳴る機会は増えてくるのかなと。あと最近、気象がかなり雨についても特別警報が出るような雨が続いておりますので、そういった部分でのいろんな要素が含まれてきて今回機種変更を求められているということで、これを行わないと、その情報を受ける事ができないということでありますので、来年度更新をする必要があるということでございます。追加でありますけれどもポンプ操法大会との時に地震何秒前ということで木曽であった地震のあった時なんですけれどもそれも、箕輪については震度5以上の発生確率に伴いJアラートが起動するという形になっておりますので、そういった形で情報が流れているかと思います。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 そんなに今まで確かにね、これからは使うかもしれないけれど今までなかったというふうに考えると、通常から言えば更新っていう時期にはきていないと思うんだけれど、機能強化ということと、ある程度強制的な面があると思うんです。これをしないと入ってこないよと。何種類も入るという。やむを得ないと思うんだけれど情報が早く迅速にというのはあるかもしれないけど、こういう時代なものですから色々なあれで情報が入ってくるよね、スマホだなんだ、テレビだなんだって。しょうがないけど向こうでやれっていうからわかりました。それについては補助はあるかな、補助率とかそういうものは。

○13番 中澤総務産業常任委員長 丸山係長

○丸山消防防災係長 機種更新に伴う経費が480万6,000円ということで、起債なんですけれども、480万円の起債ということで100%充当という形での補助がありますので行いたいということであります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 57ページのですね、防犯灯と電気料という部分と要するに光熱水費という確か100基っていったと思うんだけどね、そういう部分の中で118万9,000というのは 100基でどこへどういうふうに付けるということは決まっているのかね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 井上係長

○井上セーフコミュニティ推進室係長 現在ですね、100基さらに増やすというものにつきましては、区の方から要望いただいているものでなくて、こちらの方でさらに100基つけたいということでございます。なのでそうですね、年度変わりまして早々にですね、区の皆様にさらに増設する予定があるということでどこに付けてほしいかという話を進めていくという形になるかと思います。特によく言われているのはですね、交差点が例えば暗いとかですね、あとは公共施設の周りが暗いというのがあるでしょうし、あとは子どもたちが通学する場所、通学路というところについてもできるだけ明るくしていくという必要があるかと思いますので、そういったところを我々としては付けたいというところを区の皆様にお示しをする中で地元としてはどこに付けたいかというのをまとめていただきたいという形で進めていきたいと思っております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 夜光反射材ね、いうもので200万円かな、そこにとってあるのはね。ど こでどういうふうな恰好で夜光反射材をやるのかどうかということをお尋ねしたいと思い ますけど。

○13番 中澤総務産業常任委員長 井上係長

○井上セーフコミュニティ推進室係長 今お尋ねいただいたことですけども、まだこれプランの段階なんですけれども確定ではないですけれども、こちらの事務局側としてちょっと考えているところで話をしたいと思います。皆様ですね、比較的手元には持っているんだけれどもなかなか付けないという現状があるかと思います。そこで一つですね、お子さんたちに小学校とか中学校とか保育園とかの皆さんにですね、書き込めるような襷みたいなものを用意をしましてそこに何かメッセージですとか、絵とかなんかこうかいていただこうかな。それを一つはおじいさんとかおばあさんとかいる方につきましては直接渡していただければいいでしょうし、そういう方いらっしゃらないという場合にはにつきましては渡し方を考えなければいけないですけれどいずれにしてもご高齢の方だとか、あとは、もう一つは実際に書いた保育園とか小学校、中学校の皆さんの自分で書いたものを自分で使っていただこうかということを考えています。もう少し安心を加えるんですねこれも予算の絡みが若干あるんでしょうけれども、各お家の玄関に掛けておく用のフックものもいっしょにセットしてお渡ししようかと、一つ案として考えています。

あともう一つの案として、各それぞれの公共施設ですね役場もそうでしょうし文化センターとか各区の公民館みたいなところにもよくある話としては誰でも使ってもらって使い終わったら返してくださいということで貸し傘みたいなのとかしていらっしゃることがあるんですけれども、そういったような形で貸し夜行襷みたいな形で、例えば公民館のとこから会議が終わって家まで歩いて帰るときにそこから持ち出して、使い終わったらまたそれは自分のものとして使ってもらってもいいでしょうし、また傘が手元に一杯になりましたらまた戻していただくという形でいつでも使えるような形をとっていければなと考えております。まだ案なので、そういうのができたらなと考えております。いずれにしても、皆さまにつけていただかなくてはいけませんので、例えばメッセージが書かれたものであればこれ使わないから捨てちゃおうという方は当然いないでしょうし、一つの言い訳ではないですけれど、例えば孫からプレゼントされたもので付けなきゃいけないんだよねって言ってちょっと言い訳にも付けていただけるかなと、狙いとして考えています。それもですね、セーフコミュニティの中から事務局の中で練りながら形にしていかなければいけないかなと、今お話ししましたのは案ですけどそういった形で促していきたいかなと思っております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 その200万円というのはね、そうはいってもそういうのは私も怖い思いをしたことが何回かあるんです。車乗っていくとね、中学生だか学校帰りの人たちが真っ黒

い学生服で走って来られちゃうとね、本当怖いものですからね、これはどういう格好でお配り、1件の家で希望をとって有償でやるのか、無償でするのか。コミュニティとか役場だとかいうところはね、そういうのを置いてやろうだとか、確定じゃないにしても無償でやるのか1件ずつでやるなのかということぐらいは、200万円の金額がわからない。ということで、お尋ねをします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 井上係長

〇井上セーフコミュニティ推進室係長 配布につきましては、今考えていますのは先ほどお話ししたとおり、実際に書いたお子さんたちは自分のものとして使っていただくと考えております。これがですね、人数で言いますと、2,800人くらいです。あとは、ご高齢の方にというのが一つターゲットにしたいと思っておりますので、今の案では70歳以上と考えておりますけれども、5,180人ほどいらっしゃいますので、全部合わせますと8,000人くらい無料で配布したいと思います。プラス、公共施設に置くとした場合、また汚れちゃったので違うのが欲しいという方がありますので、1万個くらい用意できればいいかなと思っております。単純に割り返しますと1個200円ということですけれどもそういった数買う中で、もうちょっと経費が押さえられればこれから調整していければとそういう形での数字としてはしております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 大変結構な話だし、そうあってほしいわけですけれど、ただうちに飾っておいても駄目なのでね、要は付けて出歩いてもらわないと夜ウォーキングする人たちや走ったりする人たちもいたり、学生の方の人たちは鞄の(聴取不能)夜遅くに来るので、これはぜひ早めに決めて早めにやった方が、夏場は割合時間的に長いからで良いような気がするけれどそれでも暗くなるのでね、一日中明るいというわけにいかないのでね、そういうことはぜひスピーディーにやってもらいたいし、またやるべきだと思います。この件についてはね。それでその他の件でよろしいですか。

次のページで、次の件ですけれども45と46ページにこれはセーフコミュニティだと思うんですが、アジア大会参加費負担金ね、その辺のところはね、厚木市で行われるということでセーフコミュニティ全体としての費用はね、これは参加費だけの話ではないと思うんです。その辺のところのもう少しこのセーフコミュニティに関するトータルというか総合的な部分でね、どのくらいどういうふうでどのくらいかかってきたとか、かかる予定だとかいうようなことをちょっとお尋ねをしたいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 井上係長

○井上セーフコミュニティ推進室係長 今お尋ねのことですが、もう少し細かい明細ということですか。今考えていますのが、委託料ですけれども、先ほどのお話のとおりセーフコミュニティ推進機構への委託だとか、信大の委託があります。それ以外といたしましてですけれども、飛び出し注意看板を設置しようかなということで考えていますのが、一応6か所ほど。今、いのちのカプセルということで配布しておりますけれども、その分をさら

に追加購入したいということでみていますけれども。あと防犯のダミーカメラですね、ダミーカメラと言ってしまったらダミーだって分かってしまいますけど、国道の下をですね、北小のあたりですけれども地下歩道ありますがあそこにPTAのほうからダミーカメラをつけてほしい。本当は一番いいのはカメラなんでしょうけど、カメラはいろいろ難しいところがございましてダミーカメラでもいいのでちょっと付けてもらいたいと。ご要望在りますので、そういったものとして6か所としてあります。あと関連します消耗品類ですけれども、11-01消耗品ですけれども、見守り隊の皆さまにお配りします、ベストですとか青色回転灯をつけてパトロールしていただいている皆さんへの配布物ですとか、啓発用ののぼりとかですねそういったものです。

- ○6番 下原委員 トータル的にはそうそう、そういうことなんですよ。大体でいいよ。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 井上係長
- ○井上セーフコミュニティ推進室係長 今お尋ねいただきましたのでちょっとすみません、 電卓叩けばすぐわかりますので後程ご回答いたします。
- ○8番 浦野委員 それに関連して。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 他に先ほど、アジア大会の参加謝礼、これは分かるんだけれどもアジア大会参加登録負担金、これはなんですか。37万円。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 井上係長
- ○井上セーフコミュニティ推進室係長 登録料につきましては、我々推進自治体ということで連盟になっていますので、そういった皆さまに協賛金という形で費用負担していただきたいという依頼が来ております。それには参加するのには費用が別途掛かりまして、登録料で何名かのですね、参加費も込みにした協賛金という形になっています。
- ○8番 浦野委員 これ何人分?
- ○井上セーフコミュニティ推進室係長 協賛金ということで25万円の協賛という形になりますが、これについては5人分の参加登録料となっております。あとプラスいたしまして、協賛ブースということでブースの展示をするブースの借り入れ料というものがあります。それが3万円ということで計上しております。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員
- ○1番 小島委員 55ページにあるふるさと大使の名刺、これ金額が少ないんだけれども、
 ふるさと大使の人員は今どのくらいいて、それで任期というのはあるのかどうか。
 働きと
 か箕輪のなんていうの宣伝力というのがあんまりよくない、
 PRがよくないような気がする
 んだよね。それでどう活躍してもらっているかというのと、それから中間くらいにあるけ
 れど、ふるさと応援基金積立金ね、これはふるさと納税の関係の返戻品になってるのか、
 それとも積立だから違うような気がするんだけどどういう考え方しているのか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長
- ○川合総務係長 まず、ふるさと応援基金につきましては、これ企画振興課の方で聞いて

いただかないとならないので大変申し訳ございませんが、お願いいたします。まず、ふるさと大使につきまして人数がすぐ出なくていけませんが、任期につきましては統一になっていまして、この3月いっぱいで切れると。全員の方にお声がけして調整をしていくということになります。ただ、高齢化してまいりまして、ご辞退されたり昨年も途中で申し訳ないけどということになられた方もいらっしゃいます。また逆に一生懸命名刺をですね、毎年毎年足りなくなるくらいですね、PRしたりパンフレット配ってくれたりという方もいらっしゃいます。ただ有名なところの方でテレビとかに出ている方も、もうちょっとPRしてくれればいいのになというのは実をいうと本心ではございます。

- ○1番 小島委員 任期は今度更新になるんですか。そういうことだね。任期とか分かりましたけれども、活躍もうちょっとという感じはあるってこと?やっぱり。もうちょっと頑張ってもらった方がいいかなという気はするんだけど。なかなか言いにくい部分はあるけど。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 127ページ、分団の交付金、消防の方の関係ですが、この1,068万7,000 円、これは各分団人数割りで配分になってますか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 丸山係長
- ○丸山消防防災係長 内訳としまして、人数割りあと分団、6分団ありますので、その割と、あと消火栓とかそういった設備の点検をしていただいておりますので、この設備に1ヶ所あたりいくらという形を積み上げた額でそれぞれ支払いをしているという状況であります。
- ○14番 伊藤委員 わかりました。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にはございますか。荻原委員
- ○3番 荻原委員 町長の交際費これ220万で去年より減ったということなんですけれど も、どんどん上がるのもいけないけど減ってくというのも問題だと思うんだよね。この範 囲ってどの程度のどうしているか分からないけれどこの辺のとこと。20万円減らしてよかったということなのか、それとも町長だってそれは無理だという気がするんですけど、その辺はどうですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長
- ○川合総務係長 実際のところここまで使ってないんです、毎年。というのが本当のところでして、実績でそこまでいかないところのなかで予算編成の中で全ての項目削減できないかということの中でご自身で決断していただいたところもあるんですけど実際にはですね、主だったものとしては香典ですとか、ご祝儀、これがもうメインです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員
- ○3番 荻原委員 ということは呼ばれなくなったってことかい?
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長
- ○川合総務係長 決してそういうことではございませんで、かなりの件数が逆にそれがほとんどを占めるということですので200万円くらい毎年出てくることになりますので。呼ば

れるケースは本当に多いです。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 自主防災組織の育成助成金というのは、これは各常会とか地域でやったときに申請すればそちらから補助金が出るということでしょうか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 丸山係長
- ○丸山消防防災係長 こちらの自主防災組織育成補助金につきましては各区自主防災組織ですけれども、そちらで防災に関するものを買っていただいたときに、一ヶ所につき10万円を上限とする補助を出すということで、15区分ということで150万円計上してあるということでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 43ページ、説明があったと思うんだけど新電力のプロバイダーの業務 委託ということで350万。それでこの削減が90万とか言ってたか。前に聞いたときに、もっ と何百万もいいようなこと聞いたんだけど、こういうプロバーダーのものを引いたりする からそのくらい実効が上がらないということか?
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長
- ○川合総務係長 先ほど90万というのはあくまで庁舎だけの話で90万でございまして、今回契約する一般会計分では14施設ございまして、それをトータルいたしますと720万円くらい削減になります。更に特別会計といたしまして水道の関係ございましたので、そちらの方もやはり120万円ほど減額になりました。トータルで840万円ほどの削減につながるのではないかなと見込んでおります。若干エネルギーの関係、再生エネルギーの賦課金が率が高まってきたりですとか、逆に燃料は高騰しちゃってその割引額が減ってしまっているというような、これ一般家庭も同じかと思いますがそういったような傾向がございますのであくまで見込みとしてはそのくらい削減できないかな、できるのではないかなということで試算しております。
- ○8番 浦野委員 90万という数字だけが聞こえたもので、それだけ多いという感じがしました。
- もう一つ、水道料が漏水している、してたということで上がってるんだということがありました。一般家庭はそういう場合は漏水したら証明もらって、その分全部月数によって 大体勘案して減免措置をしていただけるんだけど、役場はそれは無理ということか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長
- ○川合総務係長 漏水の量によると思うんですけど、今回のケースでは難しかったかなということでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 井上係長、電卓の結果は出ました?
- 〇井上セーフコミュニティ推進室係長 ありがとうございました。先ほど問い合わせいただきましたセーフコミュニティとしての活動の経費は、今計算いたしましたら499万2千円、というかたちになりますね。お願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ちょっと関連してききたいんだけどね、ずっと私も一般質問でもしたことあるんだけどね、セーフコミュニティに関して、やっぱり賛否はわかれてるんですよね、町民の間では。で、安全な町を創るそのことについては誰も異論ないんですよ。ただ、いわゆる認証を受けるだとか、付き合いで行ったり来たりだとか、そういうことは全く理解が得られないことなんだよね。で、なんでこのアジア会議に行かなくちゃいけないのかなと、その理由をもう1回聞きたいんだけど。

○戸田総務課長 今委員長さんから言われた賛否が分かれているというのは、事務局の中 でもね、どういう形が一番いいかと、安全の進め方、いわばセーフコミュニティを取得し てくことによっての町のPRっていう一つはものもあるのかなっていう、他の自治体とか 色々行く中でもね当然、豊島区とかそういうとこでもとられている。そういう中へ行くこ とによって安全安心な町で認証とってるよっていうのも一つの取り組み、確かに何もしな んでも安心安全はどこの市町村も取り組んでいてその分全部取り組めればいいかというの が一番かと思いますけれども、今の中ではそういう安心の意識を高めていく手法。当然何 気なくいろいろやっていても安全安心対策は進んでいくんだけれども、一つは現在認証取 得してやっているんだということによって賛否両論あるっていうことは意識も持ってもら ってるということになっていると思うんですが、そういう手段として自治体も物事を進め ていく、そういう中で実際的な安全対策の部分っていうのも以前よりは事業費もねその分 はさらに上乗せになってそういう名の下で進めていく部分も当然あるもんですから、そう いう中でありまして、次のアジア大会とか、そういう関連自治体が集まることによって参 加することによって向こうの考え方とか場合によってはまあ、関連自治体からも来ていた だいて講演とかね、やることによって全体的なものが広がっていけばいいかなというふう には考えています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

○14番 伊藤委員 関連でね、課長の言うのはよくわかります。ただね、町民の言っていることはね、なんでそんなとこへ金をまたかけなければいけないんだと。そんなところへ出る必要はなんにもないんじゃないかとか、意味が分かってないんだよね。ただ安心安全でやることに対してはみんなもう十分承知しているけど、その辺のところが理解ができないものだから、みんなが納得できないって言うんだと思うよ。この辺を理解させることはできないかね。

○戸田総務課長 今の伊藤委員さんから言われた取得していくところについてもPRをしていかなければいけないのかなというのはあります。その一つとして、箕輪町から認められて再認証になったっていうのがね、地区の取り組みっていうこともなってるわけなんですよね。30年度でさらにもう1区検討されているということでありますけれども、当然地区での安全安心の確保っていう手法として地区の中でこの手法を取っていけばいいんだという形でされてきたとこで地区で認証を取ってきているところになるのかなと思っていまして、そういう意味では理解されてるんで、そういうのを浸透していうことによってまた企業の

皆さんにも参加なりそういうのをしていっていただくっていうのをより浸透していかなき ゃいけないし必要あるって思っています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 いやだから、その一般論と今回アジア会議に行かなきゃいけないというのはさ、どうしたって結び付かない。もしね、他の地区にも拡げたいと言うのであればむしろ参加したいところの区長連れていけばいいじゃん。あるいはそういうことで行ってきましたということでアジア会議参加報告会とかやってさ、こういう発表を聞いてこういう効果あったんですよ、皆さんおやりくださいとかさ。なんか、これ行かなきゃいけないという理由なんにもわからんけどね。たまたま厚木だからこれだけ行かせますっていうけど、九州とか北海道で開催されたらどうするの。

○戸田総務課長 今まで韓国なりアジアで行われてきた大会というのは海外に行ってきたりしては当然協賛自治体の九州等もありまして、そういう皆さんも箕輪まで来ていただいたのは、みなさんご承知の通りだと思います。ですので、そういう中の最低限のお付き合いの中でここは参加していくっていう判断の中で今回賛否についてもね、課の中でも検討した中でも最低限の範囲の中で今回参加していくということでさせていただいたってことであります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 この認証記念品ってなに?井上係長

○井上セーフコミュニティ推進室係長 認証記念品につきましては、再認証、認証となった団体にですね、これも慣例なんですけれど送る品というところでありまして、我々の再認証の時にはそれは全て辞退ということでいたしました。いただきもしなかったですし、お返しということも一切やめました。ただ、それをやってらっしゃる団体もある中で過去、我々が一番始めた認証の時はいただいているという経過もありますので、一応先方さんの方からご辞退という話で依頼がありましたらそれは受け入れていく予定でいますけれども、予算としては計上させていただいたということろですね。来年度全部で4か所実は自治体在りまして、一団体1万5,000円で3万円だったと思いますが、予算計上しております。毎年ですね、同じ金額程度のものということでお渡ししておりますが、4団体さんがどうされるかその話をいただいた中で4団体さんはそれぞれ再認証ですので、我々の方で再認証の時はご遠慮したいという申し入れをしたところ、先方さんもそれは聞き入れていただきましたので、そういう流れになるんではないかという気がいたしますが、そうでなかったときには無礼にあたる部分も可能性としてはありますので、予算としては計上させていただいたということでございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 あんまり推進機構へ寄付するというか儲け仕事させるようなことはあんまり考えない方がいいんじゃないのかなって私は思います。これは感想ですので結構です。

○8番 浦野委員 元々がヨーロッパで始まったもので、プレゼントは当たり前というようなとこから始まっていると思いますが、先ほど今その地区、セーフコミュニティですからコミュニティをたくさん作っていかなければいかんということで、京都の一番先に始め

た亀岡あたりも私たち研修に行った際、行政視察に行ったときにいわゆるまわりの中心部は全然ダメなんだね。ここもなかなか中心部というか、周りからできていって亀岡は止まっちゃってる。その辺はどうなのかといったら大変難しいって言っていました。我が町の状況も、私が考えるにはなかなか難しいんじゃないかと思うんですが、さっき一つまた増えるということで、いいことだと思うけれど、そこらへんの当町における状況、見込みそれについてお聞きします。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 井上係長
- ○戸田総務課長 今、亀岡の話をいただきましたけれど、本年度先ほど私、予算の説明で 省略してしまったんですけれどセーフコミュニティの取り組みをしている団体の皆さまに はですね、単年で20万、累積で100万円を交付金という形で今交付しておりまして、今お話 としてありますのが、大出区さんなんですけれども、大出区は実は今までセーフコミュニ ティの事務局やってました向山さんが区の役員、代理さんなんですけれどなられると伺っ ています。そういった中でセーフコミュニティの取り組みを進めていきたいと考えていら っしゃるという話を伺いましたのでその推進交付金につきましても、もう一団体増えると いうことを見込みまして、7団体で予算の方計上しております。今話があって、いろいろ調 整したいってきていますのが木下区さんにつきましては、セーフコミュニティって、地区 の皆さんに新たなことをやっていただくってそういうことではなくて、いろいろな活動を している団体の横の連携を取りましょうとかですね、その中でも特に課題と思っているこ とをテーマにしてみんなで取り組みましょうとかそういうところに取り組んでいただく必 要がありますので、木下区も大きくではなく、例えば防災なら防災というふうにテーマを 決めて、セーフコミュニティの様な活動ができたらなあなんていう話で話はいただいてお ります。ちょっとずつですけれども横に広げてる部分もあるかなという認識ではいます。 こんな状況です。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 そういうね、いわゆる実質的な安全に対する取り組みをやるってこと自体には誰も反対しとらんのね。他にございますでしょうか。いいですか。係長
- ○川合総務係長 先ほど小島委員さんの方からふるさと大使の人数でございますが、大変申し訳ございません、現在、13人でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑、よろしいですかね。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑なしと認めますので、討論を行いたい と思います。ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。では、議案第25号 箕輪町の平成30年度の一般会計予算でございます。総務課分について採決をいたします。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。では原案のとおり決したものと本会議に報告してまいります。

会議を再開いたします。総務課の丸山係長から補足の発言があるようでございますので お願いいたします。係長

○丸山消防防災係長 先ほど浦野委員さんの方から質問のありました J アラートの機器ですけれども 2011 年に導入したということであります。ただ今回の J アラート機器については機能強化を目的とする更新ということですのでその辺すみません、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【総務課 終了】

③税務課

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは税務課の審査に入りたいと思います。議案 第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)、税務課分について審査を行いま す。課長から説明いたします。課長
- ○深澤税務課長 議案第 4 号について説明を申し上げますので担当係長から説明させていただきます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- 〇井上住民税係長 議案第 4 号 平成 29 年度箕輪町一般会計補正予算 (第 8 号) について 説明します。11 ページをご覧ください。歳入の補正について説明します。法人町民税です が当初現年 3 億 1,911 万 7,000 円、滞納繰り越し分 60 万 9,000 円、合計 3 億 1,972 万 6,000 円で計上しておりましたが、6 月申告の大手企業の内容を加味し現年分 1,500 万円減額補正 を 9 月に行いました。その後、大手以外の企業の申告状況が当初の見込みよりも良好でしたので、今回現年分 3,000 万円の増額補正を行い現年分 3 億 3,411 万 7,000 円、滞納繰り 越し分 60 万 9,000 円、合計 3 億 3,472 万 6,000 円とさせていただきました。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 以上で説明は終わりのようでございます。質疑を行います。質問ある方は挙手をしてお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございませんね。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第4号 平成29年 度箕輪町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

 \bigcirc 13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。議案第4号につきまして税務課分につきましては原案のとおり決するものといたしました。

では議案第25号 平成30年度一般会計予算税務課分についてを審査いたします。課長の方から説明をお願いいたします

○深澤税務課長 それでは平成30年度箕輪町予算に関する説明書厚い冊子の緑の方の予算 書をご覧いただきながら説明をお願いしたいと思います。最初にこちらの一般の 3 ページ をお開きください。歳入に関する部分でございます。町税の歳入でございます。町民税の うち個人住民税ですが平成 30 年度、本年度予算 12 億 3,383 万 9,000 円とさせていただき ました。現年分につきましては平成29年度当初予算よりも平成29年現時点での収入が伸 びているということがございます。平成30年度当初は個人所得を平成28年の伸び率を勘 案しまして前年度対比 2.9%の増と見込んでおります。 法人税でございますが 3 億 3,794 万 7,000 円前年度対比 1,822 万 1,000 円でございます。 現年につきましては法人住民税の上位 納税事業所の業績に大きく左右されるところでございますが、平成 29 年度の状況を考慮い たしまして前年度当初予算に対し約6%の増ということで見込んでおります。次に固定資産 税でございます。固定資産税につきましては本年度 15 億 2,283 万 1,000 円を見込んでおり ます。前年度対比では 2,601 万 5,000 円の減となっておりますけれども、今年評価替えの 年に当たります。課税標準額につきましては土地の分が2%の減、家屋の分が新築家屋を含 めまして 4.5%の減、それから償却資産につきましては増減なしというふうに見込んでおり ます。平成 29 年度に償却資産が増加となっておりますので平成 30 年度当初予算において は前年度と比べまして増減なしという計上をさせていただきました。その結果現年分につ きまして 1.7%の減ということになっております。評価替えが行われる年で 3 年ごとにある わけですけれどもその年に比べますと本年は減少率が少なめとなっております。

それから交付金でございます。交付金は 220 万 7,000 円、前年比 3,000 円の増となっております。それから軽自動車税でございます。軽自動車税は 8,792 万 2,000 円となっております。これは登録年度による税額の平行の影響により前年度当初予算に対しまして約 3%の増額を見込んでいるものでございます。次にたばこ税でございます。たばこ税は1億5,520万 9,000 円、対前年比 679万 4,000 円の減でございます。これは前年の状況により算定しておりますけれども、消費本数が減少をしており前年度対比 4.2%の減というふうに見込んでおります。それから入湯税でございます。一般の 4 ページをご覧ください。こちらは本年度 3,004万 5,000 円と計上させていただきました。こちらの方は前年の入場者数の動向を見て見込んでおります。1.2%の増というふうに見込んでおります。

歳入の部分では少しページが飛びますけれども一般の 17 ページをご覧ください。中ほどにございます、手数料でございます。総務手数料のうち 02 の税務手数料でございますが、税務証明手数料としまして 158 万 6,000 円、町税督促手数料としまして 70 万円を計上しております。それから少し先に進ませていただきまして 25 ページをご覧ください。委託金でございます。委託金のうち総務費委託金、節では 02 の徴税費委託金でございますが、こちらが 3,900 万を見込んでおります。県税徴収事務委託金でございまして一人当たり 3,000円という金額で 1 万 3,000 人の納税義務者数ということで掛けまして 3,900 万円の収入を

見込んでおります。次に一般の 33 ページをお開きください。一番最上段になりますけれども、延滞金でございます。延滞金につきましては 195 万 7,000 円を計上させていただきました。それから次の一般の 34 ページをお開きください。諸収入のうち節で 09 雇用保険料本人負担分でございます。このうち事業コードで 0253 上から 8 列目くらいなりますけれども賦課徴収費でございます。こちら 4 万円を計上しております。こちらは臨時職員さんの雇用保険料の本人負担分でございます。

次に歳出の部分でございます。一般の59ページをお開きください。最下段の徴税費でご ざいます。こちらが今年度全体で1億64万円でございます。その内訳でございますが一般 の 60 ページ以降になります。60 ページの 0251 税務総務費でございます。こちらの方は報 酬としまして固定資産評価審査委員の報酬 3 人の 5 日分を見込んでおります。その他、主 なものとしましては負担金の欄にございます、それぞれの負担金でございます。それから 事業コードで 0252 町税過誤納還付金でございます。こちらを 1,500 万円、対前年比で 500 万円の減という見込みになっております。それから一般の61ページをご覧ください。事業 コードで 0253 賦課徴収費、本年度 2,411 万 5,000 円、前年度対比で 255 万 4,000 円の減と なっておりますが事業内容につきましては計上的なものがほとんどでございます。報酬以 下でございますが、その中で委託料としまして見込んでおりますものが標準宅地時点修正 鑑定業務委託料、それから固定資産税基礎資料整備事業委託料等でございます。こういっ たものは例年の通常の支出に相当するわけですけれども業務鑑定につきましては35地点の 宅地の評価額の修正に委託をしたりそれから資料整備につきましては地番図家屋数と言わ れているものが税務課にあるわけですけれども、そういったものの異動修正行う際の委託 料等に使用させていただいております。税務課の支出については大まかなところは以上で ございますので、全体の説明としては以上でございます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑を行います。ただいまの説明に対しまして、ご 質疑ある方は挙手をしてお願いいたします。浦野委員
- ○8番 浦野議員 61ペーシーの一番最後に説明いただいた委託料の関係で、地番図とか家屋図の修正の委託をするということですが、それはどういうところにしていただくか教えてください。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○小野資産税係長 今、浦野委員からご質問のありました地番図、家屋図修正でございますけれども、毎年滅失といわれるような家屋、例えば解体除去する家屋、このそれぞれの家屋に番号が振られています。当然地図データ、課税台帳のデータからそれも除去しなければいけないということで、航空写真と地図データシステムから除去するのが一つ。

あともう一つは、新築家屋、新築家屋につきましては新しく番号を付番をしまして地図 データのシステム、あとは課税台帳のデータに搭載するという業務、これ、家屋評価シス テム自体が、朝日航洋さんという業者に委託しております。このシステムの関係で地図デ ータの朝日航洋さんが作成をいただいておりますのでそこに登載するのともしくは滅失を するという業務があります。以上です。

- \bigcirc 1 3番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。他には。ご質問ありませんか。荻原委員
- ○3番 荻原委員 60ページのですね、0252の町税過誤納還付金ですけれども、これ意味がちょっとわからないので説明してください。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 井上係長
- 〇井上住民税係長 こちらにつきましては通常はこちらにつきましては平成30年度に課税をして平成30年の間に多く納め過ぎてしまって返したものについては計上はしないのですが、過去5年間にさかのぼって還付等することができますので、平成27年に完納していただいた税金が確定申告等で遡って還付が発生した場合にこちらの項目から返したりですとか、あと法人住民税が一番多いのですが、法人住民税は事業所ごとに決算がありまして決算の2か月後に申告をしていただきまして納税をしていただくような形をとっているんですが、それがですね、大手の企業さんでたくさん収めてくださるような事業所さんにつきましては予定納税ということでだいたい3月に決算が終わって5月に申告をするという企業さんが多いんですけれども、そういった企業さんがですね、11月にですね前の年の確定申告に基づいて半額を先に収めていただいておりまして、それをまた翌年の5月だったり延長法人は6月に申告をしてくださるんですけれども、その際にですね、還付が発生したときにこちらの方の項目から歳出還付ということで返すような形になっておりますので、そのための予算だと思っていただければと思います。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員
- ○3番 荻原委員 ちなみにこれ、何件くらいのですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 協議会終了までに調べて分かる範囲で結構ですので。 他にございますでしょうか。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 歳入の方でございますけれど、固定資産税、3ページ。固定資産税の 滞納繰越金の額1,502万9,000円という額が載っています。これについて固定資産税の率に ついて土地とか家屋の率っていうのはどういう率の滞納分か、分かっている範囲で。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小野係長
- ○小野資産税係長 滞納繰越分については、例えば分納されてたりということで、固定資産税については土地、家屋、償却資産それぞれあるんですけれども、その土地分だけ納める、家屋分だけ納める、償却資産分だけ納めるということができないので、大体バランスとしては当初予算の現年分に計上してありますとおり土地、家屋、償却資産のバランスでトータルで滞納繰越分がそこに計上されている金額くらいというところまでで、土地分のみの滞納繰越分がいくらか、家屋分はいくらかっていうとこまでは実際には内訳は不明ということになります。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 そこまでは分からないということならそれは結構ですけれど、これ

に対して例えば今言ったように企業とか個人とかいうそういう部分では分かります? ○小野資産税係長 そうですね、大まかに個人と法人とかという比率になりますと、調べ 上げて内訳はどういうところが滞納繰越分に回っているのかというのは分かりますので、 納税義務者ごと個人、法人ごとわかりますのでそのバランスについてはまたお調べしてお 答えしたいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 固定資産税が見直しでそれは話は分かりました。そういう中で、総務とかいろいろのところから出ているのはね、家を直したとか、補助をしたとか、あるいは購入したとかそういう人たちがいた時にその評価をね、どういう格好でやって、そういうことは落ちがなくやってるのかというと疑ってかかるようで申し訳ねえんだけど実際問題として総務やそういう衆から見るとそういう補助金をいくら出しているよとかそれが何十件分だよとかそういう話がよくあるので、今まであるものに対しては確かに見直し、固定資産の見直しで下がってくるってことはわかった。新しくそういうものを入れているかどうか、もし入っているとすればね、何件分くらいが入ってるかというのは教えてもらいたいけれど。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小野係長

○小野資産税係長 今、下原委員からご質問ありましたとおり、新築家屋についてはまずどこで把握をするのかというと建築確認申請が全て上がってまいります。税務課経由してまいります。これは新築の転用住宅以外も、倉庫、もしくは農機具倉庫これですべて把握をいたします。町で評価する物件以外でも鉄筋コンクリート造の一定面積以上の大規模のものは県評価物件として県へ評価をお願いする場合があります。町の評価と県の評価を合わせて新しく家屋評価に伺いまして評価入力をいたします。平成30年が評価替えの年に当たりますので、平成30年の固定資産評価基準に則った評価をさせていただきます。それで概ね100件弱ぐらいが毎年箕輪町では推移している状況でございます。過年度分の既に建てられたもので3年に1回評価替えというお話をさせていただきましたが、経年できたものでございますので、3年分を一気に3年に一度見直しを行ってその3か年平均にいたしますので、皆さま方にお手元に届く納税通知については、家屋については基本的に評価替えの年度に来るまで3か年というのは同じ数字になってまいります。

土地については、特例がございましてその時点での時点修正を加えるということになっておりますので、下落していれば下落、上昇していれば上昇という措置が取られています。ただ家屋だけは先ほど申し上げた通り3年に1度、経年劣化分を考慮すると先ほど課長の方から説明申し上げた通りの落ち率になってくる。プラスして(聴取不能)は土地についても2%弱落ちておりますので、それを加味すると当たるすると前年当初予算よりは2,000万強落ちているという計上でございます。以上でございます。

- ○6番 下原委員 いいです?
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 私ねこれ、うんと前から、うんと前というと問題あるかもしれませんが、前々から固定資産に対しては落ちがあるんじゃないかという話を私、何回かしたことあるわけよ、議会で。そういうときに返ってきた答えがね、ちゃんとヘリコプターなり飛行機を飛ばしてちゃんと見ているんだから、そんなことはあり得ないという答えが返ってきたんだけど、それ全く信用してないので。申し訳ないけど最近そんなことで固定資産も把握するために飛ばしているなんて話を聞いたこともなければ見たもこともない俺の目が悪かったり耳が悪かったりしてるかもしらんけど、要するに固定資産税の落ちがあるかどうか、あるいはないと言うんだったら何故にないんだ、どういう調査をしてないんだ、こういうお尋ねをしたいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小野係長

○小野資産税係長 下原委員の方からご質問あった内容なんですけれども、まず専用住宅ですとか建築確認申請があるものはほぼ落ちなく見ます。一点問題になるのが建築確認等されずに自分たちで作ってしまう倉庫、土蔵とかです。これについては当然把握するのが不可能の場合もあります。ただし、相続等の手続きにこられた時に、土地家屋調査士さんとかが土地それと今ある現存の家屋とかをすべて調べます。そういうようなタイミングの時に、見つかる可能性が一つです。

もう一つは新築家屋を現地調査に行った時に実は隣に手作りの土蔵があった倉庫があったっていう場合は当然私どもの方でプラスして評価をいたします。もう一つは土地の現況確認を必ず実は固定資産税の担当者はしております。どういう時かというと、農地転用がなされた時そういう場合に、地目判別をするために現地確認をします。そのタイミングの時に、例えば先ほど申し上げたように一番多いのが土蔵だとか付属屋って言われるような倉庫類です。そこらへんについてうちの調査をします。税法上5年遡及課税が原則という形になっていますので、発見されて再評価させていただいたものは5年遡及して課税させていただくとそういう形になります。プラスして同じように調査を行っておりますので、太陽光発電システムこちらは償却資産として課税させていただいておりますので、発見された場合にも評価して5年遡及で課税とこういうことになります。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 今、小野係長が言うように家屋調査士という方が、頼りという言い方はおかしいけれども一番そのことに関わりが大きいので。それで、私はなんでというとね、自分たちで小屋造ったらいけないと怒られてね、言われたことがあるんだけどね、それを言われているときにね、本当にそれはまずかったなというのがあるんだけどそういうことというのは他にもあるんじゃないかというのがね、家屋調査士が全部の箕輪町中の何戸あるかはね回りきれるとは、私何人でやっているのか知りませんけれどもその辺のとこを含めて全部回りきれているのかどうか見つかった場合は5年でという話は分かったけれども、本当に回りきれたり調査しきれているのかねっていう疑いの眼でちょっと見させてもらいたい。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小野係長

○小野資産税係長 そのために、実は航空写真というのを取っておりまして、平成31年度に撮影する予定です。その航空写真によって何が行われるかというと、今下原委員さんからご質問のありましたとおり、家屋の判別、ないところに実はあったりとか、除却してあるのに台帳は残っているとか。逆もあるんですね。本来滅失をしてあるのに実は課税台帳上残っているというものも見つかります。その他、地目の判別です。宅地として使われているのに農地の課税になっていたりとか。なので全件調査を航空写真を撮影したときに行うということになります。これは太陽光パネルについても同じです。先ほど土地家屋調査士さんというお話があったんですが、実は現地を回るのは我々税務課職員です。土地家屋調査士さんは何を行うかというと、その持ち主、依頼主から依頼を受けて相続手続きをやったり、そういうタイミングでたまたま見つかるケースもあるということです。つぶせるものというのは、毎年課税の時のタイミングで税務課の職員も含めまして地目判別を含めて現地をこの時期、確定申告の時期でもあるのですが年末から課税処理の時期に向けて全件調査をしていますので、私どもの方では現地を調査して課税をしている。ただその中で、漏れがない為にも航空写真の撮影は必ず定期的に行っているという現状です。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 建築確認のいらない10平米未満だっけな、それについてはもしそれで確認した場合、課税するかどうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小野係長

○小野資産税係長 まず今ご質問のあった建築確認の申請の要らないもの、当然実は課税になる物件があります。家屋として課税する要件というのがあって、土地への定着性、あとは屋根がついていて壁が3方向ある外気の遮断性、あとは用途性、この三点に基づいて課税できる物件である場合には当然課税をいたします。その際には建築確認通りませんので例えば農業用施設のような場合は農業委員会から届け出が参りますので、その情報をいただいたり、もしくはそれ以外の物件につきましては、なかなか見つけることが不可能な場合多いですけど先ほど言ったような事例によって土地家屋調査士やうちの職員が現地確認を行った際に課税物件として評価する、課税する物件を見つけた場合には当然評価をさせていただいて課税をさせていただくとこういうことになります。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 最初の下原さんの質問に絡めてたんですけども、家屋改修って話が出てたんですけど、確認申請があれば見つけるってことはいいんですけど、その、改修の場合、確認申請が必要だっていうのはどの程度のものが必要になるのか。 ○小野資産税係長 まず最近多いのが新築そっくりさんって言われるようなものです。実はこのものについては、建築確認申請が回ってきます。ほとんどが回ってくると思います。ただし今度課税上の話になりますと、面積が今の評価基準によりますと面積が増えない限りは課税は変わらないという状況なんです。これは国の方の基準でも決まっています。ただこれからの見直し項目として、新築そっくりさんの様なもの、柱と基礎は残っているん だけど外壁内壁、床天井の部材が大きく変わってしまったものは再評価する必要があるんじゃないかという、今総務省の方でもまれている内容になります。ただ現状から行くと床面積が増えない限りは、現状の課税として行っていくので、改めて評価することもなければ、こちらの方でお邪魔する必要もないってことで、今課税をさせていただいているところでございます。ただ、今度どこまでが建築確認が必要でってちょっとプロの方の話になってまいりますので大変申し訳ないんですが私の方でちょっと不明な点が多いのでご了承いただきたいんと思います。以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございました。他にございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。それでは討論ございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

では議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算税務課分を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは原案のとおり決した ことを本会議に報告してまいります。

【税務課 終了】

[2 日目]

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 おはようございます。ご苦労さまでございます。3月 8日の総務産業委員会の審査を行いたいと思います。ご覧のとおり全員参加のもとで開催いたします。
- ④産業振興課·商工観光推進室
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは産業振興課ということで、まず議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)にの産業振興部分についてを審議をいたしま す。課長から説明をお願いいたします。課長
- ○三井産業振興課長 それでは議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号) の産業振興課部分についてご説明申し上げますのでよろしくお願いします。それでは補正予算書の6ページからお願いしたいと思います。繰越明許費の補正でございます。06 農林水産業費の農林業費でございます。まずはじめに松林保護樹林帯造成いわゆる樹種転換業務委託、金額につきまして2,000 万、これについて繰越明許をお願いしたいものでございます。また、続きまして町単独土地改良工事費108 万円、この2件について繰越明許としてお願いします。まず樹種転換につきましては県の内示等の清算等に時間を要したためで、実際は繰り越して春先からの事業の実施になりますのでよろしくお願いします。またその

下の町単独土地改良につきましては、中学校下の(聴取不能)のいわゆる継ぎ目の補強になります。コンクリート補修ということでちょっとコンクリートの養生期間の見直し等行いまして、4月の中旬くらいまでには終了する予定ではおりますのでよろしくお願いします。続きまして、まず歳出の方からお願いしたいと思います。それでは農業委員会の部分からそれぞれ担当係長より説明させますので、お願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 唐澤係長

○唐澤農業委員会事務局次長 農業委員会につきましては歳出につきましては31ページになります。こちらは人件費と広域に係わる負担金が職員手当の方、人件費になります、負担金の方は1万1,000円の減をお願いするものでございます。歳入の方をお願いいたします。予算書の15ページになります。17款 県支出金で06農業水産業費県補助金、農業費補助金の中の一番上にあります、農業委員会交付金の増になります。こちらは第1次配布として農業委員会人数割と面積割が第1で配布されてきましたが、今回は1年間の農地転用の件数などにより2次配布がありまして70万7,000円の増ということで交付決定がありましたので、今回この3月で増額補正をお願いするものでございます。農業委員会につきまして以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 市川係長

○市川農業振興係長 続きまして31ページご覧いただきたいと思いますが歳出のところの 0610 農業振興費でございます。職員手当が増額となっております、73 万 2,000 円。それ以 外のところでございますが、補助金でございますけれども農業経営基盤強化資金利子助成 事業補助金、県の補助を受けてのスーパーL 資金というものの利子助成を行ってますが、こ ちらが実績の確定によりまして 1 万 1,000 円の減となります。また農業共済組合に対しま す、果樹共済加入促進事業の補助金掛金の補助ですけど実績の確定により 7 万円の減とな ります。また、経営体育成援事業補助金ということで農業者が農業機械等を導入する際の 国を通じた支援ということになりますけれども、見込まれていた農業者が制度活用を見送 ったため当初計上しました 100 万円をそっくり減額させていただくというものでございま す。また、農林業者育成資金融資あっせん及び利子補給事業の補助金、こちらも減という ことで 8 万 5,000 円となります。また環境保全型農業直接支払交付金、こちらも実績の確 定によりまして当初見込みより面積が減ったということで 11 万 7,000 円の減となります。 また、農業人材力強化総合支援事業交付金、新規就農者への国の給付金となりますけれど も当初見込んでいた人数から減った人数で確定いたしましたので 1 人分 150 万円の減額と なります。次に 0611 地域農業振興事業費でございますが、交付金というところで機構集積 協力金、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りに対する(聴取不能)への交付金でご ざいますが、交付対象機関の新規集積がなかったかために55万円をそっくり減額させてい ただくものでございます。以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○土岐未来農戦略係長 それでは次のページ32ページをご覧いただきながらお願いしたい

と思います。ご説明するのは 0620 農業振興戦略費でございます。事業費の減につきましては事業の確定に伴うもの、見込額と確定したものに伴うものでございます。大きなところを申し上げてまいります。報酬の部分につきましては地域おこし協力隊、当初 4 月に一人採用する予定でございましたが、途中で内示までしてきたところだったんですけれども、採択を辞退したいということでございましてその分の予算について予算に盛ってあったんですけれどもここで減額するものでございます。また、共済費につきましても同様の理由で減額いたします。

報償費の部分につきましては、グリーンツーリズム事業の事業の経営協議会としての活動が一旦終了していることに伴う減、それから農業応援団計画につきましては、いわゆる自前での策定ということになりましたのでその分の減、6次化戦略につきましては協議会ではなく対象者が現れたときに協議会をつくるという方向に切りかえてございまして、それに伴う減でございます。フォトコンテストにつきましては実施しなかったため減でございます。旅費に関しましては見込みによる事業費の確定で減でございます。消耗品費につきましてはこれまでの説明同様、事業の確定に伴う減でございます。広告費についても同様です。委託料でございます。機能性分析の委託料の減につきましては対象事業者の確定に伴う減、ガイドブックにつきましては作成を行わないというようなことになりまして減でございます。出展ブースにつきましては事業見込みの確定による減でございます。続きまして道の駅建設推進費、そのまま下でございます。にこりこ一帯にぎわい会議、住民会議の費用として予算化させていただきましたけれども、会議が終了いたしましたので残った費用につきましては減額させていただきました。以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 続きまして耕地林務係の部分でございますが、ちょっと係長が体調不良で欠席しておりますので私の方から説明させていただきます。それでは 33 ページの上の農地費からになりますが、まず町単独土地改良事業費の工事請負費の 441 万 4,000 円の減でございます。こちらにつきましては福与の水利組合のポンプでありますが、実は緊急性を要するということで予算を盛ってあったわけなんですが、なんとか今年は持ちそうという話でですね、新年度予算の中で補助をもらえる運びになりましたので新年度予算で対応するということでこちらの工事費そっくり減となっております。続きまして負担金の関係ですが、県営かんがい排水事業につきまして 5 年間計画でやっておりますけども、ちょっとこちらの方本年度前倒しした部分もあったりして事業の配分、年度配分の変更になりましてまず伊那西部地区負担金、また西天竜区負担金、また伊那土地費負担金、合わせて1,702 万 2,000 円の減になります。こちらにつきましては後ほど歳入の部分での合わせての減になりますので、よろしくお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 市川係長

○市川農業振興係長 0660 同じページの中ほどになりますがご覧ください。負担金でございますが上伊那広域連合への情報システムの負担金でございますが、額の確定によりまし

て、1万1,000円の減額となります。また補助金でございますが、国の減反政策に係わる経営所得安定対策、この事業を進めるための事務費の補助金でございますが額の確定によりまして30万9,000円を減額させていただくものでございます。以上です。

○三井産業振興課長 続きまして林業費でございます。委託料、工事請負費が減額になっております。こちらにつきましては分収林の霧沢山の作業道につきまして森林整備センターに事業を行っていただく部分でございますけども、本年度ちょっと予算がつかなかった部分で測量の委託料、また工事費、両方減額となっております。続きまして 1 枚おめくりいただきまして 34 ページでございます。森林整備事業補助金減でございます。これは県補助に町単独で嵩上げを補助残の 2 分の 1 をしている部分でございますけども、県補助の確定によりまして補助金を減額するものでございます。以上が農林水産費になります。続きまして商工費。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長

○小田切商工観光係長 それでは 35 ページをご覧ください。0701 商工費ですね。まず旅費の費用弁償ですが、非常勤職員の費用弁償の増になってございます。ものづくり支援員が岡谷の方から通ってるわけですが、通勤手当に相当するものなんですが当初見込みがちょっと違う区分で算定しておりまして、それに伴いまして 1万 2,000 円増額するものでございます。続きまして 19 の負担金です。まず上の方なんですが、上伊那産業振興会負担金の減ということで地域未来投資促進法に伴う上伊那地域基本計画というものを業者に委託してつくるために負担金が増えるということで予算計上していたんですが、8 市町村で自分たちでつくりましたので各市町村のそれぞれの負担金が減りまして、箕輪町分としては 40万円ほど減額になりました。続きまして下の工業展示会出展料負担金の減ですが、1月に予定しておりましたインターネプコンという出展があったんですが 1月出展企業の都合が悪くてですね、募集をしたんですが企業が集まらず取りやめたため負担金の方が減と、60万円ということになっております。商工振興費については以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 続きまして歳入をお願いしたいと思います。13 ページをお開きいただきたいと思います。まずはじめに農林水産業費の分担金の関係でございます。農地費の分担金ということで 132 万 4,000 円の減です。これは先ほどご説明しました福与のポンプのオーバーホールの部分が新年度の予算で対応するということで分担金を減額するものでございます。その下の県営かんがい排水事業の分担金減、こちらは事業費の減少に伴いまして 402 万 8,000 円の減額となります。この県営かんがい排水事業というのは基幹水利施設、ストックマジックマネジメント事業ということでいわゆる長寿化事業の事業費の減となります。続きまして中ほどになりますが 06 農林水産業費負担金でございます。森林造成事業事業負担金減です。これは先ほどの森林整備センターの事業に予算がつかなかったということで収入の減になります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 市川係長

〇市川農業振興係長 15 ページをご覧ください。県の支出金でございますが、農林水産業費県補助金の農業振興費事業補助金ということでございます。幾つかございますが、先ほど歳出の方でもご説明しました環境保全型農業直接支払交付金、農業振興費事業補助金、農業経営基盤強化、資金の利子助成事業に係わるものでございますけれども、それと農業人材力強化総合支援事業の交付金、機構集積協力金、農作物等災害経営支援利子助成事業の補助金、それぞれにつきまして県の補助金額の確定によりまして減額となります。最後の農作物等災害経費支援利子助成事業の方は歳出の方ではお話しておりませんでしたが、これは当初予算を立てた際に歳入の1,000円未満の端数を切り上げてしまったためにここで切り捨てという形にした関係で1,000円の減額とさせていただいております。また一番下のところになりますが経営所得安定対策等推進事業費の補助金、こちらも額の確定によりまして30万9,000円の減額となります。ページまたがりますけれども人・農地プラン作成事業の補助金、こちら補助金額の確定によりまして6万2,000円の減額となります。また経営体育成支援事業補助金、荒廃農地等利活用促進事業の交付金、これもそれぞれ補助金額の確定によりまして100万円、3万5,000円の減額となります。以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○三井産業振興課長 15ページに1枚お戻りいただきまして先ほどの下から4段目くらいの農地費県補助金、上河原井災害復旧事業査定設計委託費補助金165万2,000円でございますがこちらは北小河内の頭首工の災害の実施設計につきまして補助がついたということで165万2,000円の増額という、新規増額になりますけども補正をお願いするものでございます。以上が今回のこの補正の産業振興課部分の説明となりますのでよろしくお願いいたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長
- ○小田切商工観光係長 すみません、先に言えばよかったんですが、債務負担行為の方の補正お願いいたします。7ページをご覧ください。第3表の債務負担行為補正でございます。信州かやの山荘の指定管理料ということで平成30年度から32年度まで726万円ということでお願いしたいと思っております。1年あたり計242万円の3年度分で726万円でございます。その下に行きまして、ながた自然公園の指定管理料でございます。こちらも同じく30年度から32年度、1年あたり700万円ということで×3をいたしまして2,100万円の債務負担行為をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それではただいまの説明に対しまして質疑を行いた いと思います。ご質疑あります方は挙手しておねがいいたします。浦野委員
- ○8番 浦野委員 6ページ、0602かな。中学下の新井のということで、土手の補修かな。 これ、工事にあんまり支障があってできなくなったとかそういうものではないと思うんで すがその繰り越さなければいけない理由というのはなんですか。
- ○三井産業振興課長 本会議の方でもご説明しましたけれども、コンクリート補修に関わる時期的な部分のコンクリート養生期間ということでございますが、実はですね、今回北

小河内で大規模な災害が発生したということでそちらを最優先にしてきた関係で工事発注 の遅れが正直ありました。コンクリートの一定のこういう冬期間ですので養生期間をとら なきゃいけないということがありまして、申し訳ないです、4月の中旬までには完成したいということで繰り越させていただければと思います。

- ○8番 浦野委員 当然水をあまり使わない時期でなければいけないということで、4月の 最初くらいまでならできるってことだね。わかりました。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。浦野委員
- ○8番 浦野委員 32ページ。農業ガイドブックを作成しなかったってことで50万円かな。 皆減だと思うんですが、作成しなかった理由を教えてください。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 土岐係長
- ○土岐未来農戦略係長 農業ガイドブックの作成委託につきましては、当初の段階で農業 応援団の前段の様な事業の位置づけでですね、町民の皆さんが農に触れ合うきっかけとして、簡単な農作物を作るガイドがあったらいいのではないかということで、事業作成させていただきました。一方ですね、皆さんご存知だと思うんですが、世の中にインターネット等をはじめかなりそういったものがあふれていまして、ちょっと屋上屋を架すような状態にならないかという懸念がございましたので、ここでまた農業応援団計画をはじめ、交流菜園等の事業が念頭にありましたので、いったん取りやめとしてそういったものを普及したいという意思については変わらないんですが、こういったものを作るということにつきましては取りやめとさせていただきました。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございませんか。浦野委員
- ○8番 浦野委員 毎度言っているんですが、7ページの萱野山荘の指定管理なんですが、どう見てもあれは危ないと思うんだよね。耐震もやってないだろうし。地理的条件。いいのかな。指定管理料払うってことはこちらで知っていて、そこで営業もして何かあったときに責任問題とかいう問題も出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺をどう考えているか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 山口室長
- ○山口商工観光推進室長 ご指摘のとおり、前々からそういうご意見頂いてまして、この間も前回から検討はしてますけど、とりあえず3年間お願いをした中で、しっかり要は指定管理以前の問題で施設の問題としてここではっきり、この後使うのか、使うなら直すのかそこまでしっかり検討したいということでこの3年間はお願いしましたけれど。そこは3年間絶対お願いする、お願いするというかね、なんて言うんですかね、最後までお願いするかわかりませんけれど、でも一応3年間は一応公社にお願いをして山荘を続ける予定ではありますけれど、その中でしっかりとした検討はしていきたいということで今、理事者とも話を進めるっていう話になっていますけど。ではこの先どうなるかというのは話し合いでという感じでやるんですけどなんとも。難しいというか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

- ○8番 浦野委員 本当にその前の問題で、当然そこに指定管理料払うということはそこで営業しなさいということを町として言ってると同じになると思うんですよ。向こうの人たちが勝手にやるんじゃないんだから。それでなんかあった時に、人災になっちゃうんじゃないかというふうに思うんで、だらだらだらだらずっとやってきてると思うんですが、いつか結論出さなければいけないと思うので、早くやった方がいいと思うんですよ。他のところも耐震診断が進んではね、この町としてはいますが、診断と補強やるなら補強しかない、やらないなら止めちゃう。ということで、お願いします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他ございませんか。二つほど聞きたいんだけど、30ページにこれ総務費のところでも言ったんだけどね、広域連合負担金2,200万円減というのがあるんだよね。皆さんのせいではないというのはよく分かるんだけど、総務課でも1,600万円くらい減なんだよね。いずれにしろ、足せばどのくらい減になるのか知らないけれど過大見積りをしてるんじゃないのかなと思って。どっかでやっぱりもう少しシビアな見積りをするように言った方がいいんじゃないかなと思います。もし答弁があるようなら、課長
- ○三井産業振興課長 今のは30ページのごみの関係の方ですよね。産業振興課については、 農業委員会のごく一部の負担金の減ですが、私もそこら辺の詳細はちょっと。申し訳ない です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それともう一つ、農業振興戦略費で2,000万円の予算に対して550万の不用の補正をされたということなんだけど、きつい聞き方をして申し訳ないけど、さっきの説明に含まれていると思うけど、基本的ににこりことか道の駅の検討が進められる中で、見送るということでこれだけ不用にしたのか、それとも少し事業をサボっていたのか、減額幅が大きいような気がするんだけどね。
- ○土岐未来農戦略係長 確かに金額としては大きいんですが、大きいところから説明していきますと、地域おこし協力隊を1人雇うつもりで盛っていた400万円近い金額がやらなくなったということがありまして、そこが一番大きいということでございます。そのほかに大きなものとしてありますのが、グリーンツーリズムの終了に伴いまして、実は本年度当初予算で盛っている、この3月のうちに広報して4月以降の募集を行うような経費も含まれていました。いわゆる来年度事業に向けての予算がガサっと落ちまして、大きくはそのくらいで450万円くらいになるかなというところでございます。それ以外の分につきまして、先ほど申し上げましたちょっと事業の見込みが甘かった見直しのガイドブックですとかそういったところでございます。申し訳ございません。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 農業関係費やせっかく取った予算は出来るだけ執行 するようにお願いしたいと思います。他にございますでしょうか。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 この32ページの農産物商談会、先進地の視察で45万の減額になってますけど、これについて道の駅の関係とか視察に何回か行ってこられて、それでもまだこれだけの減になるってことなのか、それともやらなかったってことなのか。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 土岐係長
- ○土岐未来農戦略係長 道の駅の関係の視察等につきましてもですね、いくつかさせていただきましたし、それから物産展等につきましても実施しているんですが、ここで大きく減額させていただく一番大きな理由は、物産展等に対する成果効果という考え方がここで大分変わってきまして、いわゆる都会に行ってただパンフレットを撒いてくれば町の宣伝になるのかということについて、もう少し見直した方がいいだろうという動き、特に荻原議員さんの9月議会でご指摘等もございまして、大分見直してきたようなことがまず一つ大きな理由でございます。それから、先進地視察としてもうまあ少し行く予定があったと言えばあったのですけれども、そもそもにこりこ一帯も含めまして、大きな方向性について運営主体について見えてきている中で、選択肢としていろいろなものを見たいということはあるんですが、もう少し方向性が出ないとというところもございまして、若干手控えてたというようなところが主な理由でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。ほかにございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。それでは討論ございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第4号平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)について産業振興課分につきまして採決をいたします。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。では原案のとおり決したものと本会議で報告をしてまいります。

議案第10号 箕輪町工業ビジョン検討委員会設置条例制定についてを議題といたします。 課長から説明を求めます。課長

〇山口商工観光推進室長 それでは議案第10号の箕輪町工業ビジョン検討委員会設置条例制定についてをお願いいたします。詳細につきましては係長の方で説明をいたします。

〇小田切商工観光係長 それでは議案第 10 号 箕輪町工業ビジョン検討委員会設置条例について説明させていただきます。一般質問等でも出ていたかと思いますが、まず第 1 条では設置ということでこの検討委員会は工業の活性化及び振興を図るため設置をいたします。第 2 条になりますが任務といたしましては工業ビジョンの策定に関し必要な調査及び検討を行いその成果を町長に報告いたします。第 3 条になりますが組織といたしましては委員15 人以内で組織をしまして指揮権を有する者及び公募をいたしまして、その者のうちから町長が委嘱をいたします。任期は委嘱の日から町長に検討成果を報告する日までといたします。ここには書いてございませんが、できるだけ平成30年度中にはですね、報告できるように1年かけて取り組んでまいります。続きまして第4条になりますが委員会には委員長と副委員長を置きます。第5条になりますが、会議の方は委員長が招集し委員長が議長

となります。議事の方は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによります。第 6 条になりますが委員会の庶務は産業振興課において処理いたします。なお附則ですが、この条例は公布の日から施行するというふうにしてございます。簡単ですが、以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして ご質疑のある方はお願いをいたします。小島委員
- ○1番 小島委員 ビジョン策定はいいことなのでいいけど、どういう風に進めるか私は すごく気になるんだけど、まず委員を決めてということになるんだと思うけど、ある程度 委員の皆さんの目途はつけてあるのか、これから考えるのかどうかその辺はどうですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長

小田切商工観光室係長 まず、大まかな進め方を言いますと、まず当然委員の皆様を決めて委嘱をさせていただいて、コンサルに入っていただいて、大体今の予定ですか、1年間で8回の会議を予定しております。コンサルの皆様には今の箕輪町のいろんな工業データの方を集めていただいて、まずはそのデータを集めるところから始めて、それを分析してみんなで検討をして、じゃあ数年後箕輪町のありたい姿はこうしたいから、そのために今は何をすべきかを中心に検討していきたいと思っております。委員さんにつきましては、たぶん一般質問の方でもあったかと思いますが、工業ビジョンですので、できるだけ工業の専門家の方々にお願いしたいと思っております。出来ればなんですが大学の先生ですとか、県の振興局ですとか、金融機関、商工会ですとか、県でも長野県工業総合技術センターとかありますので、そういったところの工業の専門の方に委員になっていただいて、専門的知識を生かしていただいて箕輪町らしい工業ビジョンを作っていきたいと思っております。以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 ちょっとお聞きします。今の説明の中で委員の方の任命的なものは、 結構外部の方のお話を今されたんだけど、町内の中から企業の誰かとかあるいは商工会関 係とかのそういう方もあげていくのかどうか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○小田切商工観光推進室係長 もちろん箕輪町を知らない方々ばっかりだと、今現状どうなっているというのも掴みにくいと思うので、町内企業を代表する方ですとか、商工会の例えばですけど工業部長さんとかそういう方を入れながらバランスを見ながら決めていきたいと思っています。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。下原委員
- ○6番 下原委員 ビジョンを策定するということは、そうはいったって大変なことだという風に思っているわけで、私がこれを見ただけではね、この文章だけで、箕輪町の工業ビジョンの検討委員会を設置する。設置するのはいいけど、それじゃ本当にどういう内容を持ってビジョンということになってくるとね、いろいろな部分をもう少し細かく出さな

いと、ここのところの条例で議案として条例を制定するに当たっては、これでいいかもしれないけど、中身としてどういう風に持って行くのか、そのために必要な人員をこういう人なんですよ、と持って行かないと、ビジョンを策定します、箕輪のことを知ってる人で、工業のことを知ってる人でやりましょう、ということだけでなくて、どういうビジョンを作るんだってことが大事なことだと思うんですけど、その辺のところ、どういうビジョンを作るんですか。箕輪の工業をより発展させるために、どういう風に持って行くんだというようなところまで持って行かなないといけないいんじゃないかと思うけど、いかがですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長

○小田切商工観光推進室係長 下原委員さんの仰るとおりだと思いますが、私共も工業ビジョンで今までなくてですね。例えば松本市さんですとか諏訪市さんの工業ビジョンを見まして、こういうものがこれからの町には絶対必要だろうということで、作りたいと思っております。もちろん仰ったとおりこちらで規則なり要綱なりで、こういうものだと定めるのも一つの手かなと思っております。ただ、出来ればですね委員さんにそこまで含めたところも議論していただきたいなという気持ちもあるので、その辺についてはもう少し検討させていただければと思っております。いずれにしても法的に作らなければいけない計画とは違いまして、あくまでも町長が工業ビジョンを作りなさい、作って町の工業の振興の為に役立てなさい、というところからきていますので、その辺のところも考えながら詰めていきたいと思っています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 要するに、町長がビジョンを作れって、作るために委員を条例を作って、こういうことをやれよということは決して私がマイナスの方向のイメージを持っているんじゃなくてプラス方向のイメージを持って指示されているんだというふうに思っているわけでね。そうするとプラス方向に持って行くためにこの条例の制定をとやかく言っているんじゃないです。作ることはいい、だけどどういう内容のことをビジョンの中でやっていって、そのために必要な人員はこういうことのプロフェッショナルという言葉を使っていいかわからないが、そういうことに長けてる人、その分野に長けている人、工業と言っても広いでね。そういうようなことを検討してみのわの工業の発展の為にどういう人が必要だってことを検討したうえでやってかないとこの人員で15人いないってことですからね、そういう部分で、15人作らなくたっていいけど、ビジョンを作るためのビジョンはなんなんだえってそういうこと。

○13番 中澤総務産業常任委員長 山口室長

○山口商工観光推進室長 はっきり言って私共もどんなものがいい、こういうものがというのがはっきり言ってまだ見えてない状況ではありますけれど、やっぱり町には地域ごとの課題というのがあって、箕輪町の3年後、5年後、10年後を見据えたなにか目指すところがないと、どうしても今景気がいいものですから、工業も順調に伸びているけれど、そこの

この先というのが危惧されていて、そこを理事者の方も心配していて、やっぱり目指すところがないとどうしても町の施策にしても誘導してくところもないといけないものですから、民間任せって訳にもいきませんので、そこのところを見つけたいというか示したいという所で、当然現場主導で町内の企業の意見も聞き、当然アンケートもいたしまして、より多くの方の意見も聞き、それでそこに専門家の意見も聞き、ていうような形を取りたいなと思って人選をするわけですけど、人選につしましてはこれからのことですので、そこは真剣に慎重に考えさせていただきたいと思いますのでお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 工業ビジョンて要するに箕輪の工業ってことを考えるていって、工業製品でいう解釈なんだよね。自分が思うのは産業の中の一つの工業なんだけど、でもそこにその単純に工業製品ばかりじゃなくて、たとえばカゴメジュースだとか健康食品だとかアイスクリームだとか、そういったものも含めた中で箕輪の先を考えた時にそういったことも選択肢の中に入れてほしいような気がすけれど、工業ビジョン、工業製品ばかりじゃなくて入れてほしい気もするんだけど、それはどんな風に考えています?

○13番 中澤総務産業常任委員長 山口室長

〇山口商工観光推進室長 当然仰るとおり、要は議員の方の質問にあった産業というものを考えなきゃということもありましたけど、とりあえず工業、町の主要産業である製造業をまずどうしていくのかっていうのが先だろうって優劣ないと思うけど、まずは本当に何もなかった工業の分野、製造業の分野だけでもビジョンを作らないといけないんじゃないかと作らさせていただく。その中で農業も合わせたあり方ってものを考えていきたいなという意味合いではあります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 実際に作ろうとしているものが見えないので、いろんな質問が出ていると思うんだけど、ただ小田切係長が答えられたように、検討していくことも含めた中で、このなかでやっていってくれっていうのも一つの手ではあると思うんだけど、もう一方でそうしたときに、この委員会の中の委員長さんを主体にやられるんだろうけど、そんなに箕輪の工業のことなんて考えてくれてないんだよね。自分の知識の切り売りみたいなことは、その部分だけは言えるかもしれんけど、箕輪が将来どういう業種で生きていったらいいのかとか、企業は何社くらい生かしていったらいいのかとかそういうこと自体はなかなか考えられない。特に大学の先生は自分の専門分野はいろいろ喋れる、是非方向性はいいかもしれないけど、事務局は皆さんのとこに置くとなってるもので、しっかり皆さんがコーディネートするというかリードしていかないと目指すものが出来ない気がするんだよね。

荻原さんの質問にあったような、例えばこの地域をどうしてこうかといった時に、昔は電子産業だったんだけど(聴取不能)リードしてったんだけど、やっぱり今(聴取不能)みんなどっかいっちゃってなかなか(聴取不能)ような状況の中では、健康とかああいうものとタイアップするような業種と、かなり農業製品ね、だから何か薬草を栽培したりと

かそういうものを、今、箕輪にはないんだけれど、検討していくようなことがあった方が いいんじゃないかなって気はしております。参考までに。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 結局、産業センターでね、そういう企業創業のことを中心にやったり、女性の皆さんが定着出来るような(聴取不能)をね、そういうことをやったりね、企業相談員、支援相談員の皆さんが常駐したり(聴取不能)片側に産業センターの存在が今の構想の中にあるわけですね。ビジョンはまたビジョンでまた別のところで計画してっていう話になるとだめなわけで。要するに箕輪の現状をわかってたり、今進めてこうとしてくことがこういうことなんだってことが、修正なりあるいは(聴取不能)こっちに助言をいただこうとかいうような形の連携を取らないと、非常に役割で片方は絵に描いた餅をどんどん書いて、片方は現実の今日のことを一生懸命やってるって話で分離したような形でことが進んでくことを私は心配してるわけ。そういう部分の産業センターで今後進めてくことと非常にいい連携を取るべきだし、取らなきゃ成果なり町長の言うビジョンを作るための委員会を設けろという意味はそう意味を含めて言っているのだろうと思います。そこの産業センターだけではできないこともあるだろうし、ビジョンだけではダメだし現実とそういう部分を加味して進めていくんだぜって進めなきゃダメだよと勝手に想像するとそういう風に思うんだよね。その辺のとこを間違えないように進めてってもらいたいってお願いをしておきます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 いずれにしろ、やることが悪いとか言っているわけ じゃなくて、皆是非やる以上は成功にするようにっていう立場からのご意見だったかと思 います。浦野委員
- ○8番 浦野委員 どの委員会でもそうなんだけど、識見を有するもの及びっていう形で 公募もするんですが、大体その比率、公募をどのくらい何人くらいとか15人以内だからど うなるかわからないけど、その辺どう考えているか教えてください。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 山口室長
- 〇山口商工観光推進室長 今のところ、公募という考えもなかったはなかったですけれど、 その辺も今日ご意見をいただきましたのでその辺も検討させていただいて、人選について は決めさせていただきます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長
- ○小田切商工観光推進室係長 公募はするんですけど、はっきり言ってどのくらい公募に応じてくれるかわからないんですよね。例えば2、3人でしたら皆さんできるだけ入っていただきたいと思いますし、逆に15人とか30人来てしまったら、それをある程度絞らなきゃいけないと思いますので、その辺を考えながらいろんなことを想定して、ですけどあまりにも例えば公募の方で一つの業界からきてそっちの方に引っ張られてくような委員会になってしまっては本末転倒だと思うので、その辺のことを考えながら選んでいきたいなと思っております。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 今、公募で偏っちゃうという話があったんですが、識見を有するものの方も年齢的にベテランだけになりがちなんで、若い者の意見だとかそういうもの、あるいは女性とかも必要だと思いますので、参考にいい人選をしていただければと思います。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他ありますか。よろしいですか。(「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論ございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは議案第10号 箕輪町工業ビジョン検討委員 会設置条例制定についてを採決いたします。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決するものとして報告してまいります。

続きまして議案第 11 号 箕輪町工場立地法の緑地面積等に関する準則を定める条例制定 についてを議題といたします。課長から説明をお願いいたします。山口室長

- 〇山口商工観光推進室長 それでは議案第 11 号 箕輪町向上立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例制定についてをお願いいたします。詳細につきましては係長が説明いたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長

○小田切商工観光係長 それでは議案の5ページをご覧ください。5ページの上の方にあります、工場立地法で定められている割合というところでございます。まず、そもそもなんですがこちら工場立地法において届け出がしなければいけない業者さんというのがですね、敷地面積が9,000m²以上、建築面積が3,000m²以上ですので、かなりの大きな企業さんじゃないとこの届け出の必要がまずないということを、届出の必要がないということは局地面積云々というその縛りがないということですね。今現在町内で届けていただいているのが20社程度です。なので、ほとんどと言いますか、あまり300以上ある企業さんのうち届け出が関係するのは20社ということでございます。今ではですね、全業種どんな業種であろうと日本全国どこにあろうと敷地の20%以上は緑地が3000m²以上の企業については20%以上緑地面積がないとだめですよと、そういう法律だったんですね。これに関しまして国の方もちよっと都会も田舎も全く同じ、緑にあふれてるこういう田舎ですら都会と同じようにその敷地に20%以上緑地を得なさいよというのはちょっとおかしいんじゃないかという、そういう話もありましてまず国の方がですね、それでしたら国が定める準則の値の中であったらその中で各市町村が自分たちのパーセントを定めればそのところまで緑地面積を下げていいですよというところです。

真ん中辺にあるのが国が公表している基準で、第1種、第2種、第3種、第4種とあるんですが、例えば第1種です商業地域、第2種ですと準工業地域ということで地域の用途に応じて緑地面積の方が国でもですね、例えば商業地域だと 20%を超えて 30%、この間だったらいいですよと言っております。第3種を見ますと 5%から 20%未満となっておりますので、工業地域みたいなそういう工業の専門地域ではより緑地面積の方を下げてもいいですよというのを言ってございます。これに対しまして町の方もですね、こういった田舎で緑あふれるところにあるというのもありますし、地域の工業の方の振興をぜひしたいということで矢印の下になるんですがざっくりいいますと第1種をまず 20%以上、第2種を10%、第3種、第4種を5%以上という、国で定める準則の下限値まで下げたいなというが本条例の趣旨でございます。

もう少し簡単に説明しますと 6 ページをご覧ください。提案説明の時にあったかと思うんですが、(聴取不能) 絵になるんですがこちらは第 3 種の工業専用地域をたどいたものでございます。準則を定める前はですね、工場建屋も敷地に対して何%以下というふうに業種によって変わっているんですが、最大 65%ですので工場建屋を 65%と考えると大体駐車場で 10%、緑地と環境施設面積で合わせて 25%、このくらいが今まで国で定めてきたところですなんですが、今回町の方で準則を定めることによりまして下のように例えば駐車場を 25%にして、逆に緑地、環境施設面積の方を合わせて 10%にするといったことが可能になってきます。それでは 1 ページの本則の方に戻ってください。趣旨につきましては今話のとおりですのでお願いいたします。第 3 条になります。区域と緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合ですが、まず第 1 種はですね、簡単に言いますと商業地域ですとか住宅が並ぶ地域でございます。それは緑地面積の割合は 100 分の 20 以上ということで 20%以上、国の今までの数値と変わってございません。

続きまして次の2ページをご覧ください。第2週区域になります。こちらは準工業地域になります。こちらは100分の10%以上ということで先ほどの20%以上よりは先でございます。緑地面積が10%以上、環境施設の面積が100分の15%以上ということにしてございます。第3種が今度は工業地域及び工業専用地域になります。100分の5以上と100分の10以上ということでこちらの方は国で定める準則地の一番下限値の方を取ってございます。第4種地域につきましては1から3種の区域以外の地域になります。こちらの方も100分の5以上と100分の10以上ということで下現地になっております。第4条につきましては敷地が2以上の区域にわたる場合どうするんだということなんですけれど、簡単に言いますとその割合が高い方の区域のパーセントを守ってくださいよということをこの第4条で言ってございます。続いて第5条ではもし工場等の敷地が箕輪町と例えば南箕輪ですとか、箕輪町と辰野というふうに敷地がまたがった場合どうするのかということなんですが、その場合は隣接する市町村の公共自治体の長と協議してこのパーセントの方を箕輪町の方を守っていただくのか、例えば辰野の方の%を守っていただくのかということでそういうことについて記述してございます。

続いて附則ですがこの条例は30年の4月1日から施行してございます。2番では昭和49年6月28日に設置されている工場等または設置のための工事が行われている工場等についてどうするのかということが書かれてございます。そのあとにすごい複雑な数式があるんですが、簡単に言いますとこの法律により前に工場があった場合はその部分については要はこのパーセントを守れなくて大丈夫なんですが、その工場を例えば増設するとかなった場合はこの計算式に基づいてその部分についてはちゃんとこのパーセントをクリアするようにしてくださいよということになっております。ちょっと複雑に書いたんですけど足し算、掛け算、引き算、割り算でできる計算式ですので何とかできるかと思います。これ急に出てきたというふうに思われるかもしれませんが、元々は県が全部この事務をやっていたんですね。それが途中から市の方では大分早くに権限移譲でやっていたんですが町村におりてきたのが29年の4月1日ということでその事務をやる中で、また各企業さんからももう少し何とかならないかというお話も聞きましてこの条例をやることによって少しでも有効。土地のですね活用ができればいいかなということで条例の方をお願いするものでございます。よろしくご審議ください。説明は以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑をお願いしたいと思います。ございませんか。 荻原委員
- ○3番 荻原委員 先ほど隣接って話で例えば箕輪、南箕輪、辰野、伊那市そこらへんと の関係ってのはどんな風に、この条例(聴取不能)しょうか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長
- ○小田切商工観光推進室係長 まず、伊那市と駒ケ根市さんについては既に自分たちの準則を定めております。また宮田村さんも既に定め終わっております。うちの町と同じ状態、3月議会に確か出されるというのが辰野町さんといったような状況です。あとちょっと南箕輪さんとか飯島町さんの方については、ちょっと情報はまだ入っておりませんが、多分まあ大体皆さん動きをみてますので、おそらく遠からず出されてくるんじゃないかなあと思っております。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 この今説明をいただいた部分については、ちょっと分かったような気がするんですけれども、既存のある所ね、要するに今箕輪のそういう部分の所はどのくらい手直しなりなんなりしなきゃいけないのか、今まであるので、あったものはいいよということになって、新規のものにのみこれを適用してくんだよ、ということだとすれば、違うし、するもんでその辺のとこだけは明確にした方がいいと思うんです、その辺はどうです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長
- ○小田切商工観光推進室係長 附則にもあるんですが、今ある例えば古い創業100年近いと ころもあるんですが、そういうところについては昭和49年6月26日より前に敷地があって建 物がある分については、これを守る必要はないんですよね。ですけど、その中でこれから

例えば企業拡大に伴って、要は工場を増やしたいよと、その敷地内に、その場合はその例えば100m²増やしたかったら、今まではそこに対してそのうちの20%は緑地にしなきゃいけなかったんですよね、増やす分に対してです。なので今後も新しいところももちろんそうなんですけど、今ある企業さんも今度増やすにあたっては、この値を使ってそこの割合でいいってことです。別に遡及適用しませんので、過去に戻って今まで20%だったのが5%でいいですよというわけではなくて、新しく造ったり増設する場合にはこちらの数値が適用されていくといくことになります。

- ○8番 浦野委員 さっきは荻原委員の中で、他もやってるやってるという話なんですが、要はその率が変わってた時に問題になるわけなんですが、その隣接の所のパーセンテージはうちと変わりがないか、その辺を教えてください。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長
- 〇小田切商工観光推進室係長 私共もこれを条例化する時にですね、上伊那だけじゃなくて長野県中調べました。調べたんですが本当に千差万別でしてね。うちの町のように国が定める準則の値の下限値を取っているところもあれば、例えば小諸市さんとか、そういう所はそうなんですが、そうでなくて中庸といいますかを取っているところもあります。町長と話す中でですね、どうせ緩和をするならちゃんと効果があるというか、じゃないとせっかく20を下げるのに、20を10とか15とかそうやってやってもあんまり企業にとっては、町はやってくれたなという気があんまり効果としてはないんじゃないかということで、町としてまあ企業を応援するという意味で思い切って下限値まで下げようと、もちろん下限値まで下げているところはあんまり少ない方です、はっきり言えば。やっぱり真ん中へんを取っていくっていう所が多いところですけど、町としてはせっかくならより効果的にということで下限値を取っております。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にありますか。浦野委員
- ○8番 浦野委員 知りたいのは、伊那市がどうだとか南箕輪がどうだとかね、現在できているところとの差があるか知りたい。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- ○小田切商工観光推進室係長 ちょっと正確なやつが手元になくていけないんですが、例 えば駒ケ根市ですと…。
- ○8番 浦野委員 駒ケ根市は関係ない、隣接してないんだから関係ない。
- ○小田切商工観光推進室係長 伊那市ですか?
- ○山口商工観光推進室長 今持ってきますので数字を。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 山口室長
- ○山口商工観光推進室長 先ほど今現在20という届出のある企業、20と数言いましたけど、 その中でですね、大体町内見ても別れると思いますけど、セイコーエプソンさん、前です けどセイコーエプソンさん、コーアさん、本当に今企業イメージということで、緑地がす ごく多いんですよね。コーアさんにしてみれば6割が緑地。だもんで企業イメージのために

今、緑地を作らない企業さん方が企業イメージをあげるために多いもので、どっちかというと今既存の本当に用地を増やしたいんですけど、手狭になっちゃって増やせないというような既存企業を守るというか応援するという意味で緑地面積を少しでも下げてあげれば、少しでも工場の割増っていうか築増しが出来るというような支援をしたいという意味で活用されるんではないかと思っております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長、後で調べてください。他に質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは議案第11号 箕輪町工場立地法の緑地面積率等に関するの準則を定める条例制定についてを採決いたします。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決したものとして報告してまいります。

続きまして議案第24号 箕輪町農産物直売所等の活性化に関する検討委員会設置条例を 廃止する条例制定についてを議題といたします。課長から説明をお願いいたします。

- ○三井産業振興課長 議案第24号 箕輪町農産物直売所等の活性化に関する検討委員会設置条例を廃止する条例制定について細部説明を申し上げます。この条例はいわゆるにこりこ一帯にぎわい会議、昨年検討いただきました会議でございますが昨年11月、検討結果が報告されまして任務を達成したということで設置条例を廃止するものでございます。以上となりますがよろしくお願いします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑ございますでしょうか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。討論もありますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。議案第24号 箕輪町農産物直売所 等の活性化に関する検討委員会設置条例を廃止する条例制定についてを採決をいたします。 原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決したものと報告してまいります。

それでは議案第 25 号 平成 30 年度の一般会計予算についてを議題といたします。課長の方から説明お願いいたします。

○三井産業振興課長 それでは議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算の説明を申

し上げます。多岐にわたりますのでそれぞれ係長より歳出の方から説明させていただきた いと思いますのでお願いします。

○小田切商工観光係長 では説明書の59ページをお開きください。02 款 総務費の事業コード248の労働者福祉対策費でございます。こちら19-02補助金が45万円ということで勤労者住宅建設資金利子補助金として30万円、町勤労者互助会への補助金として15万円、こちらは昨年とほぼ同様の金額になっております。その下いきまして21-01貸付金でございます。勤労者生活資金協調融資預託金2,000万円ということで、こちらも例年同様の2,000万円ということで要求させていただいております。簡単ですが248については以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 唐澤係長

○唐澤農業委員会事務局次長 予算書の 100 ページをお願いいたします。予算に関する説明書です、失礼いたしました。0601 農業委員会費になります。こちらにつきましては 30 年度の当初予算が大幅に減額になっておりますが、こちらは正規職員の配置によりまして非常勤職員分の人件費の減が主なものでございます。あとは経常経費になりますのでよろしくお願いいたします。101 ページ、0603 農業者年金事業費でございます。こちらは農業者年金基金からの業務委託料をいただきまして農業者年金につきまして事業を行うもので、細かいことにつきましては例年通りとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

〇市川農業振興係長 では引き続き説明書の 101 ページをご覧ください。事業コード 0610 農業振興費でございます。主要な事業のみ説明させていただきます。基本的に私どもの事業につきましては新規事業はございません。0610 の関係でいきますと 102 ページになりますが負担金補助金の中の補助金の一番最後のところになりますが新規就農者住居費補助金ということで少額ではありますが 18 万円計上させていただいております。当座一人分の住居費補助金を見込んでおります。続きまして 0611 地域農業振興事業費のところでございますが、人・農地プラン作成事業というのをずっと行っているわけでございます。引き続き行っていくということでこれに関する関係経費としまして報酬、また報償費、需用費、消耗品等ですね、それから広告料等で合わせまして 34 万 8,000 円計上させていただいております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 土岐係長

○土岐未来農戦略係長 入り組んでいて申し訳ございません。委託料についてご説明いたします。産地形成等促進施設指定管理料、いわゆるにこりこ一帯の指定管理料でございます。こちらにつきましては 3 年の指定管理が会議か終わりまして議会でもご議論いただきましたが 1 年ごとの更新、いわゆる新しい主体を見据えながらというような形でございまして、予算的には同額ではございますがそういった取り扱いとなってご説明させていただきます。またその下です、14 番 使用料及び賃借料、農業構造改善事業等土地賃借料でございますが、これについてもにこりこ一帯及び赤そばの里の駐車場の借(聴取不能)ということで例年とおりでございます、ご説明させていただきました。

○市川農業振興係長 そうしましたら続きまして 103 ページをご覧いただきたいと思いま

す。0615 中ほどになりますが、中山間地域農業直接支払事業費でございます。交付金のみでございますが三日町、福与地区で継続して取り組んでおります、農地維持に対する取り組みに対する交付金ということで667万8,000円を計上させていただきました。続きまして0616 西部箕輪土地改良区補助金でございます。債務負担分578万9,000円、また土地改良区連合負担分445万1,000円でございます。昨年より合わせまして600万ほど減額となっております。かなり償還が済んで減額となってきておりますのでお願いします。

○土岐未来農戦略係長 103 ページの一番下でございますが町民菜園費としてこれは以前 は 2 款の方で計上させていただいていた経費でございますが、ここで所管を産業振興 6 款 といたしまして新たに計上させていただく移款の事項でございます。いわゆる木下地区に ございます。3カ所の町民菜園に対する管理の費用というものが一つ、それから農業応援団 計画に伴いまして新規事業といたしまして交流菜園事業というものについて実施すること で今募集を行っております。簡単に申し上げますとにこりこ一帯のすぐ西側といいますか、 ところにですね、北部営農で借りていらっしゃる農地が約 1,000m²ございましてそちらの 農地を活用させていただきながら 16 区画の町民菜園ですね、設けまして指導付き、農家の 皆さん、北部営農の皆さんにお願いしているところですが農園で家庭菜園の普及というこ とで目的としては農に対する関心を持ってもらいたい、もっと上げてもらいたいというよ うなこと、それから農ある暮らしの楽しみということを新しく町の魅力として農業応援団 計画の中で打ち出していきたいという話の中で都市住民の皆さん、住民の方についてもそ うなんですが始めたいけどわからないということについての支援とこういった暮らしその ものが魅力であるということを伝える、ちょっといろんなもの盛り込んでいるんですが、 ということを目的としながら取り組んでみたいと思うものでございます。その関連費用に ついて出していただきましたのでよろしくお願いいたします。

○三井産業振興課長 同じく 104 ページの真ん中ほど、0619 農作物有害鳥獣駆除対策費の主なものでございます。08 の報償費でございます。有害鳥獣駆除奨励金 307 万 5,000 円、また有害鳥獣駆除の従事者謝礼ということで 339 万 6,000 円でございます。これは猟友会への支払い分となります。ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン等の有害鳥獣駆除に対する奨励謝礼金でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 土岐係長

○土岐未来農戦略係長 それでは 105 ページに移っていただいて、農業振興戦略費の関係でございます。内容につきましては今般作成させていただきました、農協応援団計画を実施するための経費というふうにご理解いただければと思います。主なところ申し上げてまいります。まずは非常勤職員報酬といたしまして地域おこし協力隊の費用について計上させていただいております。現在、私どもの農業振興の方で協力隊に活動していただいている方、岡部さんという方とそれから 2 月に採用させていただいた三浦さんというお二方がいらっしゃいます。岡部さんにつきましては 4 月いっぱいを任期として退任され、三浦さんにつきましてはここから 3 年間の任期ということでお願いさせていただくものでござい

ましてその関係の費用について非常勤報酬として盛らせていただいております。また援農コーディネーターといたしまして、これは農業応援団計画において農作業を町民が支援するためにはどうしたらいいかということで農園主の方の助けてほしいというニーズと町民の方の支援したいというニーズを上手くくっつけるためにいろんな方法があるんですけれども、成功事例ある塩尻の「ねこの手」というようなことを参考にしながらですね、マッチングするための人を10月以降配置するために予算を計上させていただいたものでございます。これにつきましては現在アンケートを行っておりまして、住民の方へのアンケートが現在終了し町民の4人に1人強の方が「援農してもいい」という回答を今いただいているところでございまして、4月に農家の皆さんに対するアンケートを行いどのような農業ニーズが農業支援ニーズか、そしてそれは素人でできるのかですとか、そういった部分含めてお伺いする手はずを取りマッチングの結果によって進めていきたいと思っておりまして、そういった費用としてまずはご理解いただければと思います。

続きまして旅費の関係でございます。販路拡大・PR等支援旅費といたしまして農ある暮らしの魅力という農業応援団の中のいわゆる対外的な農を魅力としたPRということに関しまして出ていって宣伝する経費でありましたりですとか、そういったものでございます。いわゆる物産展のような行ってただ売るだけというような話ではなく、PRのツールのための費用についてもこの後ご説明させていただきますが、暮らしぶりそのものを魅力として来ていただくようなことを工夫していきたいと思っております。それから費用弁償につきましては関連費用でございます。需用費に参ります。商談会等の消耗品、地域おこし協力隊活動の消耗品はご覧のとおりでございまして、また親子でかんたん野菜づくり事業、これにつきましては昨年から取り組ませていただきまして、町内の小学校2、3年生に対してミニトマトの苗を配付させていただき農のファーストステップといいますか、親しんでいただくきっかけづくりといたしましてアンケートを保護者の皆さんに取りましたところ、好評なところもございますし、思った以上に自給的にもうやっているよという声もあったんですがどちらかといえば好評な意見、そして良い機会になったという方も多かったのでもう少し成果が出るまで位置づけていきたいということで実施するものでございます。

続きましてその他 12 役務費につきましてご覧のとおりでございます。続きまして 13 番の委託料でございます。農ある暮らしの魅力発信コンテンツ作成委託料ということで農業応援団計画の中で農の魅力で人を呼ぶという項目はございますけれども私たちにとって日常である農ある暮らしというものが都会の人にとって魅力的に映り、それがこちらに来たいと思う理由になるということを勘案しながらそういったことを画像であったり動画であったりというもので適切に伝えていく、それも質高く伝えていくということについて焦点を絞ってそういったものの作成をしていただくための費用として計上させていただいたものでございます。使用料及び賃借料につきましてはご覧いただいたとおりでございます。備品購入費につきましても協力隊活動として実施する上で必要なものを計上させていただきました。

106ページでございます。補助金の農産物等販路拡大事業補助金 100 万円という、これが(聴取不能)ご説明させていただきます。これまでいわゆる機能性分析、それからセールスプロモーションという形でそれぞれ補助を盛っておりましたけれどもこういったいわゆる農産物に付加価値を付けて外へ出していく取り組みというものを大きくまとめて補助として考えようということで(聴取不能)させていただいているものでございます。内容につきましては既存事業の合体というのが正直なところではございますけれども、よろしくお願いいたします。続きまして農産物直売所等改修事業費でございます。こちらにつきましては道の駅建設推進事業費が前年の事業名でございましたが、事業名が変わりました。内容としてはにこりこ一帯の整備に関する費用と変わらずご理解ください。費用としての委託料 200 万円ということで、こちらにつきましては建設とかそういうものではなくてあそこ一帯をどうしていくかという画を描くための費用というようなイメージでコンサルタントに入っていただきながらつくっていくための経費として計上させていただいたものでございます。

○三井産業振興課長 続きまして 107 ページの一番上からになります。土地改良共通費と いうことでございます。主なものは真ん中ほどの負担金補助金、交付金の中の交付金でご ざいます。多面的機能支払交付金事業交付金です。これは町内に12組合にあります、各地 区の環境保全の会等で草刈りですとか水路等の維持管理、こちらに対する、国の方でも交 付単価が決まっておりましてそれに対する交付金となります。 続きまして 0641 町単独土地 改良事業費でございます。13 の委託料でございます、177 万 5,000 円。また 15 の工事請負 費 1,182 万 7,000 円でございます。こちらにつきましては区要望等の水路改修に関する工 事費とそれに伴う設計の委託料になります。続きましておめくりいただきまして 108 ペー ジでございます。二つ目の負担金でございます。県営かんがい排水事業の伊那西部地区負 担金、また西天竜地区負担金、また伊那土地の負担金でございます。これは県営かんがい 排水事業、ストックマネジメント、長寿命化事業に対する負担金でございます。その下の 補助金でございます。西天竜土地改良区水路改修補助金と伊那土地改良区水路改修等補助 金でございます。合わせて 900 万ほどございますが、こちらはそれぞれの水利組合が行う 事業に対する町の補助金となります。 続きまして 0646 基幹水利施設管理事業の負担金でご ざいます。これは伊那西部地区基幹水利施設管理事業補助金で646万9,000円、これにつ きましては西部土地改良連合の維持管理に関する負担金でございます。

続きまして 109 ページになります。0653 国営造成施設管理体制整備促進事業費の中で 19 の負担金、補助金の中の 02 の補助金です。国営造成施設管理体制整備促進事業補助金、こちらは西部箕輪土地改良区への補助金となります、360 万円になります。続きまして 0655 の土地改良施設の維持管理適正化事業費ということで 13 の委託料に 77 万 4,000 円と工事請負費に 515 万 8,000 円でございます。こちらは先ほどの補正で落とした福与のポンプのオーバーホールをこの新年度予算で補助対象として見てございますのでよろしくお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 市川係長

○市川農業振興係長 では 109 ページ、一番最後のところになりますが 0660 農業再生推進事業費をご覧ください。こちらは国の経営所得安定対策、それから荒廃農地とおり活用促進交付金の推進に掛かる経費でございます。総額 1,398 万 6,000 円の経費ということになっております。以上です。

○三井産業振興課長 続きまして 1 枚おめくりいただきまして 110 ページから林業費にな ります。まず中ほどより下に備品購入費ございます。林地台帳システム用パソコン等とい うことで現在、林班図等がペーパーベースのものになっております。また所有者情報等も 紙の出力で現在対応しておるんですがこれをパソコンの中で地図情報と所有者情報が一括 して確認できるようなシステムを導入したいと考えております。続きまして次の 111 ペー ジになります。0684 町単独林道整備事業費の工事請負費 490 万でございます。こちらにつ きましては林道関係の区要望と町単独の林道整備に対する工事費でございます。またその 下の原材料費でございますが、こちらも区要望でシスイエースといって林道のところの配 水をするような、こういうものの原材料費の支給分でございます。続きまして 0685 流域森 林総合整備事業費でございます。まずはじめに13の委託料に景観形成森林整備業務委託料 ということで 148 万 9,000 円でございます。こちらについては今年から県民税、森林づく り県民税の用途の中にですね一つ景観形成という項目がございまして、要は主要道路沿い に張り出してる流木について支障木の撤去の費用ということで現在のところ竜東線を予定 しているんですが、まだ細かい場所までは特定しておりませんけども、そういったところ への活用を考えております。あとその下の工事請負費 1,125 万でございます。こちらにつ きましては先ほど 3 月補正ではちょっと減額させていただきましたが、森林整備センター 分収林、霧沢山の分収林の作業道でございますけれども、今年は予算がつきそうだという ことで計上してございます。その下の補助金、森林整備事業補助金でございます。こちら につきましては民有林の間伐ですとか除間伐ですね、こういった国県事業につきまして町 の嵩上げ分ということで 786 万 3,000 円計上してございます。それから一番下の 0688 町単 独治山事業費でございます。15 の工事請負費、区要望治山工事ということで富田地区 150 万を予定してございます。

それからおめくりいただきまして 112 ページ、0690 の環境緑化推進事業費の中で金額の大きいものの 13 の委託料、こちらが松くい虫の伐倒駆除業務委託料ということで 1,200 とび 5 万 6,000 円と松林保護樹林帯造成いわゆる樹種転換の業務委託ということで 2,100 万を計上してございます。続きまして 0692 林道日影入線の改良事業費でございます。こちらにつきましては林道日影入線、工事費に 1,110 万円計上してございます。こちらにつきましては林道日影入線の箕輪町部分の斜面よりの土砂崩落の防止のための工事費の予算でございます。本年度予算が付きそうということで計上してございます。こちらにつきましては合わせて関連する伊那市、諏訪市から分担金をいただく予定でございます。農林水産業費の歳出につきましては以上で、続きまして商工費であります。

○小田切商工観光係長 07 款 商工費でございます。113 ページをお開きください。昨年 度に比べて大きく増減があるものですとか新規事業についてを中心に説明していきます。 0701 商工振興費でございます。まず 01 の報酬ですが上から 3 つぐらいに非常勤職員報酬 (相談員) ということで 618 万円計上してございます。こちら今まで企業振興相談員とも のづくり支援相談員というお二人だったわけですが、産業支援センターみのわが開設する ということでもう 1 人企業支援相談員ということで 3 人分の報酬になってございます。な のでここが増えてございます。1個飛ばして下ですが、工業ビジョン検討委員会議員報酬で す。先ほど議案第10号のところでもご審議いただきましたが、工業ビジョンの検討委員会 で委員さんに対する報酬ということで一応 10 人で 3,000 円×8 回ということで 24 万円の 計上をさせていただいております。ずっと飛びまして一番下の委託料のところをご覧くだ さい。二つございますが、まず輝くゲンバプロジェクト企画・制作業務委託料ということ で、一般質問等でもあったかと思うんですがプロモーションビデオの作成と YouTube など への宣伝の広告料などを合わせまして 262 万 5,000 円を委託料として計上してます。その 下いきまして、工業ビジョン作成支援業務委託ということでコンサル等に入っていただい てデータ収集ですとか全 8 回になります、会議の会議録ですとか会議参加していただいて またご意見等を賜って最終的には製本といいますか、アンケート等もしていただくその委 託料になります。343 万 3,000 円を計上してございます。

続きまして 114 ページをお開きください。19 の負担金、補助及び交付金です。たくさん あるんですが、一番下の方です。下から 6 つ目の新技術及び新製品開発事業補助金です。 今年は 500 万円計上させていただきました。昨年度は 300 万円でしたので 200 万円アップ してございます。よりたくさんの方に使っていただきたいということで 200 万円増となっ ております。それから三つ下に知的財産権申請料補助金32万円ということでこちら新規事 業になります。中小企業者の新たな製品ですとか技術開発による企業価値や資質の向上を 図って産業振興に役立てていただきたいということで、特許権ですとか実用新案権の出願 料及び出願審査請求量の一部を補助するものです。1年に1業者1回で6万6,000円を上限 にしておりますので、5 社程度かなというふうに考えております。続いてその下の工業製品 試験手数料補助金です。30 万円、こちらも新規の補助金制度になります。製品の開発経費 の負担を減らしてですね、新たな開発意欲を高めたいということで長野県工業技術総合セ ンターに試験を依頼する業者多いわけですが、そのときの手数料の一部を補助するもので ございます。1年間で5万円を上限に補助をする予定でございます。今のところ6件という ことで計上してございます。下の輝くゲンバプロジェクト運営補助金ですが、こちらはゲ ンバプロジェクトで現場で働く皆様方にサークルの方をつくっていただいたり、また連絡 ですとかそういったところの運営に対する補助金でございます。今のところ、今後話し合 いになりますが商工会を想定しておりまして商工会に出す補助金となっております。続き ましてその下、0702 みのわ祭り事業費でございます。補助金といたしまして825 万円をみ のわ祭り実行委員会に補助するものでございます。今回30回目の記念の開催ということで 825 万円という金額になっております。昨年は工専地区から仲町に上がってきたということで 850 万円だったんですけれども、移動してきたことによっていろいろな備品等、また工事等お金かかったわけですがそういったものがあるので昨年よりは少し目玉イベントをやるとしてもいけるんじゃないかということで 825 万円の補助金となっております。

続きまして 115 ページでございます。0710 の観光費です。あまり変わっていないので 115 ページは飛ばさせていただいて 116 ページの方をご覧ください。一番上の修繕費でござい ます。松島駅構内にですね、ながた荘等を案内する観光案内看板があるんですが塗装等が 剥げてきて劣化に耐えられないということでそういったものを修繕していきます。またそ の次ですがかやの山荘に浄化槽があるんですが、倒木等によりブロワーの方が壊れており ましてそれの修繕の方を 12 万 5.000 円ですが計上して直したいと思っております。また、 ながた自然公園にあります、アスレチックですが毎年少しずつ手をかけて直していくしか ないかなと思っておりまして、平成 30 年度分ということで 108 万円を計上させていただい ております。少しとびまして13の委託料でございます。13の委託料の真ん中より下の方に あるんですが、かやの山荘の指定管理委託料が 242 万円、一つ飛ばしてながた自然公園の 自然管理委託料が700万円、指定管理委託料です。もう1個飛ばしましてもみじ湖、昨年 度もみじ湖にライトアップしたんですが、また今年もしたいということで機材の方は昨年 度も購入しましたので今ある機材を倉庫から持っていって設置をして1ヶ月後に撤去する という、そういう設置撤去業務委託料として 43万 2,000円を計上してございます。その下 ですが、ながた荘のエアコンの入替設計業務委託です。239万8,000円ですがながた荘の方 のエアコンが老朽化しておりまして、たしか 12 月議会でも一つが壊れて補正の方お願いし たんですが15年以上経ちますのでここで計画的な更新ということで入れ替えをしたいと思 っております。それに伴います設計業務委託料です。

14 の使用料は飛ばしまして 15 番の工事請負費でございます。オートキャンプサイトの維持工事ということでオートキャンプサイトをつくったんですけれども少しずつ土盛りしてあるところが崩れてきていたりまた駐車するところが崩れてきておりますので、それらが崩れないように砂利を入れたりして維持の方を 54 万円で維持工事をしていきたいと思っております。その下のながた自然公園の遊歩道改修工事ですが、こちらも毎年毎年少しずつ自然公園の中の遊歩道の方を整備しているんですが、こちらは 112 万 5,000 円で今年の分ということで整備したいと思っております。その下はもみじ湖の道路案内標識更新工事ということで国道ですとかとざ和の上っていった T 字路のところにもみじ湖の道路案内標識があるんですが、どうしても南に向いているせいで日に焼けて白く、ほとんど見られない状況になってきておりますので、そちらの方の案内標識の方を 57 万 6,000 円で更新してまいります。その下ですがながた自然公園、先ほども言いましたがエアコンの入替工事といたしまして 4,077 万円で入替工事の方を予定しております。

続きまして 117 ページでございます。0720 の産業支援センターみのわ管理費です。こちら今まで産業会館の管理費になってたんですが、産業支援センターみのわができましたの

でこういう事業名に変わっております。主なところでは11の需用費ですが光熱水費として108万円。あとはですね、13の委託料ですが一部事務管理委託料ということで一緒に中に入っている商工会を想定しているんですが、商工会の方に受付ですとか料金の収受ですとかまた電気料の請求ですとかそういった備品管理ですとかそういったものを委託するお金になっております。こちらの産業支援センターみのわなんですがはじめてというか、まるっきり新しい建物になりますので少し経費の方が読めないところがあるんですけれど、まずはというところで抑えめに計上してありますのでよろしくお願いいたします。0720については以上です。

○三井産業振興課長 続きまして同じく歳出なんですが飛びますけど 159 ページでござい ます。災害復旧費以外に復旧費でございます。こちら農林施設災害復旧費ということでそ れぞれ 100 万ずつ予算計上しております。これは豪雨ですとか台風等の災害がないことが 一番なんですが、一応ちょっと早急に対応できる分ということでそれぞれ 100 万ずつ、こ れは例年どおりですけども計上してございますのでよろしくお願いします。それでは続き まして今度は歳入の方をお願いしたいと思います。それでは 14 ページをお開きいただきた いと思います。14 ページ、農林水産業費の分担金でございます。それぞれ農地費の分担金 ということでまずはじめの町単独土地改良事業費、こちらは各区の区要望の対応に対する 各区からの分担金でございます。その下の町単土地改良事業費、これは土地改良受益者分 担金ですね、こちらは西部箕輪土地改良区からの分担金でございます。その下の県営かん がい排水事業分担金、こちらは角川の水路橋に関する西天からの分担金でございます。県 営農業農村整備事業分担金でございますけども、こちら西部土地改良区からの分担金でご ざいます。一番下の土地改良施設維持管理適正化事業受益者分担金、こちら福与の水利組 合からのポンプのオーバーホールに掛かる分担金でございます。続きまして次の15ページ お願いします。15ページの中ほどでございます、林業費の今度は負担金でございます。森 林造成事業負担金 1,175 万、こちらは森林整備センターの事業に対する森林整備センター より満額がお金をいただけますので霧沢山作業道の関係になりますのでお願いします。そ れからその下の林道日影入線の改良事業費の分担金 292 万 9,000 円でございますが、こち らは関係する伊那市、諏訪市からの分担金ということでお願いします。それでは続きまし て飛びますが 23 ページになります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 唐澤係長

○唐澤農業委員会事務局次長 では 23 ページ、17 款 県支出金になります、一番下になります。農林水産業費県補助金でございます。こちら農業委員会交付金として 199 万 9,000円を計上させていただきました。こちらの方は農業委員の報酬の方に充当させていただくものでございますのでよろしくお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 市川係長

○市川農業振興係長 引き続きまして 24 ページの方をご覧ください。同じ細節の方で農業 振興費事業補助金ということで合計 1,376 万 3,000 円を見込んでおります。内訳としまし

て国の環境保全型農業直接支払交付金、また農業振興費事業補助金ということで、これは 農業経営基盤強化、資金の利子助成事業の補助金でございます。それから農業人材力強化 総合支援事業の交付金、新規就農者への交付金でございます。それから機構集積協力金、 中山間地域農業直接支払事業の補助金、農作物等災害経営支援利子助成事業等補助金でそ れぞれ計上させていただきました。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○三井産業振興課長 続きまして野生鳥獣総合管理対策事業補助金ということで 184 万 1,000 円でございます。こちらはニホンジカとかイノシシの駆除に対しての補助金になります。ニホンジカ 200 頭分、またイノシシ 10 頭分を計上してございます。それからその下、多面的機能支払交付金でございます。こちらは歳出の方でもご説明いたしました、12 団体に対する国庫補助なんですが県経由での補助金で 2,496 万 5,000 円でございます。
- 〇市川農業振興係長 細節 43 をご覧ください。経営所得安定対策等推進事業費の補助金ということで国から県を通じて交付されます、事務費の補助金でございます。312 万 2,000円となります。以上です。
- 〇三井産業振興課長 続きましてその下の方の林業費の補助金でございます。まずはじめ に 01 で林道整備事業補助金の中の林道日影入線改良事業費、これ国庫補助金となりますが 505 万円を計上してございます。それから 04 の森林病害虫等防除事業の補助金、これは伐 倒燻蒸処理に対するものと、あと樹種転換に対する事業の国から県経由で来る補助金 2,224 万計上してございます。それから 19 の森林づくり推進支援金事業補助金でございます。こ ちら毎年配分によってちょっと前後いたしますけれども、箕輪町分として過去 3 年平均を とりまして 135 万 9,000 円を計上させていただいております。
- ○小田切商工観光係長 それでは少しとびまして 30 ページをご覧ください。20 款の繰入金でございます。中ほど 02 項 02 目 みのわ温泉関連施設整備基金繰入金でございます。基金から 840 万を繰り入れまして観光費に充てています。続いて 18 のふるさと応援基金繰入金でございます。中ほど 0701 商工費に 1,000 万、0702 のみのわ祭り事業費に 800 万、0710 観光費に 533 万 8,000 円ということで、ふるさと応援基金からの繰入れをして事業を行います。30 ページについては以上です。続いて、すみません飛びまして 39 ページをご覧ください。23 款の町債でございます。01 項 07 目に商工債とございます。観光債ですがこちら観光施設整備事業債ということで 3,300 万円を起債する予定でございます。こちら中身についてはながた荘のエアコンの入替工事に起債を充てるということで 3,300 万円計上してございますのでよろしくお願いいたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 説明が終わりました。それでは質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いします、荻原委員
- ○3番 荻原委員 9月に食フェスをやるつって町長そういうあのあれだ、これどこのお金を使うようになる。
- ○13番 中澤総務産業常任 土岐係長

- ○土岐未来農戦略係長 わかりにくくて申し訳ありません。0620 予算の説明します。105ページの中にですね、地域おこし協力隊に関する費用が盛り込まりてございます。この中の消耗品それから負担金の関係において実施する予定でございます。協力隊活動として出していく関係でちょっとわかりにくくなっておりますが、予算として措置させていただいております。よろしくお願いいたします。
- ○3番 荻原委員 規模的に、要は私は非常に期待をしているんだけど、大丈夫?
- ○土岐未来農戦略係長 ありがとうございます。地域おこし協力隊で2月に採用された三浦さんという方の発案もありまして、特に牛、牛乳、酪農に注目したとこで何かできないかということで今協議をしているところでございます。ちょっと実は詳細は協議中ということもございますが、今のところ9月にやりたいということが一つ、それから規模的なものにつきましては、ちょっとどのような規模にするかいわゆる交流センターの前でどーんとやるようなイメージが良いのかということもあるんですが、一方牛肉、特に牛肉なんですが、の価値に注目して発信したいということから、そういったある程度お金を取らせていただきながらも、きちんとしたものをシェフを呼んで提供するというようなことも一つアイディアの俎上に上がっておりまして、ちょっとまだすいません詳細が詰まってございません。ただ、実施することについては確定していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。詳細が分かりましたら、また随時発信させていただきます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ほかにございますか。浦野委員
- ○8番 浦野委員 30ページふるさと応援基金繰入金 (聴取不能)
- ○小田切商工観光推進室係長 今、浦野委員さんが仰ったとおりですね、応援寄附金をするときに、例えば観光分野に使ってくださいですとか、商工の振興に使ってくださいというものもありますし、使い方については町にお任せしますというのもあります。こちらの配分については財政ですとか企画の方でですね、ふるさと応援の方の内容を見ましてお金を配分してございますので、私どもは裁量がないというかになっております。今まで去年とかこういったことは、途中はあったと思うんですけど、当初はなかったような、少なくとも0701とか0702とか0710に当初からこうやって財源を当てたということはないですので、その辺は財政の方に聞いていただければと思います。すいません。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 その中でちょっと、今配分のやり方は企画の方だって話なんですが、 みのわ祭りの関係はそれと寄附があるよね。町の商工会の寄附が多いんだろうけど、その 辺と支出の差というのは825万というのはその辺の兼ね合いはどうなっているのか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 係長
- 〇小田切商工観光推進室係長 町の方から補助金として昨年は850万円という支出をさせていただいたんですが、みのわ祭り実行委員会自体の会計は1,200万円ちょっとになります。 その差額は何かと申しますと、先ほど浦野委員さんがおっしゃられた通り協賛金になります。協賛を募る時に、こういうことに使いますよとっていうふうに細かいとこまで言えな

いんですけど、基本的には協賛金で集めたお金はほぼほぼ花火代、打ち上げ花火ですとか 手筒とかそちらの方に回しておりますので、それ以外の経費をこの補助金で賄っているっ ていうような格好になります。以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他ございますか。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 59ページ、勤労者の住宅建設資金の利子の補助金で30万円盛ってます。これ昨年の実績とか、これは大体何年くらいの利子補給の予定で予算を盛ってあるのか、お願いいたします。30万の予算が盛ってあるんですけど、昨年度の実績等が分かれば、それと同時に今年度の件数的なものがどういうことで30万盛ってあるかということですけど。
- ○小田切商工観光推進室係長 正確な数字はあれなんですが、ついこの間支払いをしたんですが、大体1件当たりですね1万円ちょっとくらいで、今年が確か20何万円でしたので、20数件くらいの程度です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 因みに勤労者互助会の今、件数と入会してる人数てのはどのくらいあって、今その20何件というあれがあったんですけど、どのくらいの件数が入って、多分企業で入っている部分で何人かも入っている方もあると思うんですけど、そういう部分でもどのくらいあるんですか。
- ○小田切商工観光推進室係長 勤労者互助会への加入者数は507人です。今現在ですね。こちらは勤労者住宅建設資金利子補助金ですので、それは勤労者互助会に入ってなくてでもですね、使える制度でございますので、先ほど20数件という数字になります。労金から借り入れたものが対象になる。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野議員 その下の貸付金として、これは住宅建設じゃなくて生活資金ということですが、これの預託金が2,000万円しかないので、上限とはどれくらいになっているか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長
- 〇小田切商工観光推進室係長 こちらはですね、この2,000万円を労金に町が預けることによって、この4倍まで融資が可能になります。8,000万円まで可能なんですが、実際はあまり利用がないのが現状です。
- ○8番 浦野委員 それでその上限は。
- ○小田切商工観光推進室係長 ちょっと調べて後ほどすみません、回答しますのでよろしくお願いします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 (聴取不能)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○三井産業振興課長 先ほどの松くい虫の伐倒燻蒸へのご質問でございます。予算的には 駆除委託料ということで1,205万6,000円を計上してございます。これにつきましては平成

28年度一昨年になりますけども、582本の燻蒸が記録されてございます。で、昨年29年度にまだちょっと確定ではないんですが、今の所254本ということでだいぶ落ち着き、被害が拡大してるよりはちょっと伐倒燻蒸してる関係で抑えられてきているかなということで、本年度は前年対比95%の241本分でこの1,205万6,000円を計上している状況でございます。それでこの伐倒燻蒸は全域になります。ですので、特に今の被害の最先端地が三日町とか木下になりますが、それからはたまに飛んで長田ですとか北小河内に出たりするんですが、あの一般質問等でもお話があったかと思うんですけど、松林監視員が4人いて、あと森林組合、また職員も巡回する中で発見次第検体を採る、まあちょっと枯れ具合によって検体を採る場合もあるんですが、疑わしいものも含めて即森林組合に委託して発見次第伐倒燻蒸をすべて行っている現状でございます。ですので、昨年まだ29年度終わってませんけども、254本ということで大量の木を伐採している状況でございます。松くいにつきましては以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長

○小田切商工観光推進室係長 では、二つ目のご質問の商工でおきます非常勤職員の報酬ですけれども、先ほど相談員3人といったんですが、29年度までは企業振興相談員というのが関というものが1人、ものづくり支援相談員が中野というものが1人だったんですね、30年度はまず関企業振興相談員はそのままでございます。で、中野は今までものづくりってことで特化してたんですけれど、それを企業支援主任相談員ということでもう少し守備範囲を広げていただいて、先ほど話に出た例えば工業ビジョンにもかかわっていただいたり、いろいろなところで業務を増やすということで、名前を変えまして企業支援主任相談員ということで中野が来年度もおります。で、もう一人については企業支援相談員ということで、主任がつかないんですけれど、その分ちょっとお金が安いというか、一応お一人の方をお願いする予定でございます。今、その方と調整をしているところでございます。経歴としては上伊那振興…ちょっとお待ちください。

○山口商工観光推進室長 これから予定をお願いをしている方は、県のテクノ財団に所属 しておりまして、その方が定年を迎えられるということで、そっちにも2年間通うというこ とですけれど、それ以外に箕輪にもお越しいただけるということで、その方は産官学連携 をお得意としているところですので、その方をお願いしたという予定でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長

○小田切商工観光推進室係長 三つ目になります。産業支援センターみのわの管理費のランニングコストのお話だと思うんですが、実際はですね私の要求的には光熱水費とか他にもまだまだかかっていく、もう少しかかるんじゃないかなと思っております。初めての施設で、何にどうお金がかかるのか、ちょっとなかなか簡単に見積りが取れるようなものじゃないので、稼働率にもよるんでしょうけど、少なくてもこのくらいは毎年かかっていくのかなと思っております。基本的には創業支援の施設ですし、産業を応援したいということで、出来るだけそんなにお金は負担になりますので抑えて出来るだけ町の方で何とかで

きるものについてはしていきたいなと思っております。どうしてもそうなりますと、このくらいのランニングコストはかかっていくのかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 今、商工会に管理をしていただく、委託していただくということで、 私がたまたまいた時は、管理料はすべて清掃だけで終わりました、全く。あそこの所で予 定を聞いて足りるということはなかったです。このなかで清掃業務委託26万あるんですが、 庁舎清掃とかいろいろやってみて26万なんていうのはどのくらいに一度できるか、床清掃、 それではすぐ汚くなっちゃうと思うんですが、その辺どう考えているのか、商工会で仕方 ないからこちらの事務料を抑えてこっちに回すとかやらないと実際には無理だと思うんで すが、その辺どうに考えてるか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長

〇小田切商工観光推進室係長 相手があることですので、商工会さんには日常的にもちろん綺麗に事務ももちろんですけど、清潔に保っていただくってところは最低限お願いしようと思っています。それとは別に清掃業務委託料ってことで載っているんですが、こちら主にどうしてもフロアカーペット、要は絨毯ぽい床になっておりますので、年に1回例えばクリーニングをかけるとか、あと窓がどうしても特殊な窓なので、年に1回か2回は専門業者を入れて清掃していただくようなそういったものを想定しております。なので日常的な部分については、私どももお互い様ということで自分達ももちろんやるんですけども、商工会さんにもご協力いただいて清掃を協力してやっていければと思っております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 私がやった時は、自分で積算をしてこれだけはできるはずだからという形で窓とか年に1回絨毯清掃をしてもらっったり、絨毯は洗いだった前はね。それで精一杯でしょ。そうした時に、間違いなくこの値段じゃできないような気がするので、実質を見ていただいてやってもらわないと、何の手数料も商工会には入らないということになりますのでよろしくお願いします。

○小田切商工観光推進室係長 初めてというのもあったり、また作ったばかりですので基本的には綺麗だろうと、そんなに急激に汚れることはないかなと思って最低限の見積もりしかなってないので、多分年月が経つにつれて回数も増やしていかなければならないし、例えばトイレとかもお願いしていかなければいけないようになるかもしれませんけど、平成30年度に当たってはまずはこれでスタート出来ればなと思っておりますのでお願いいたします。

○8番 浦野委員 私がいた時に掃除のおばさんは週に3日来てましたね。絨毯はやったことなくて、真っ黒(聴取不能)これがあそこのところで飲食やるので、これを全部洗わせたりとかしてできるはずだということで業者にやっていただいた。1年に一遍くらいは当然絨毯くらいはやらなきゃいけないし、ということでございます。よろしくお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員

○1番 小島委員 赤そばの里の関係で、去年も種子が流れたということで、蒔き直しをして余計なというかプラスアルファになっちゃったんだけど、自然なのでしょうがないと言えばしょうがないかもしれないけど、私が心配するのは来てがっかりしたような人たちもいるからということで、ちょっと気になってるところなので、その防止策を自然だからしょうがないと言えばそれで済んじゃうかもしれないけど、何か考えればいいなということと、それから金額は種子代とまたこの活動補助金があるんだけども、種子代はこれだけ掛かると言えば掛かってしまうかもしれないけど、活動補助金の内容、日当の様なものかな、活動補助金の中身はどんな様なものか、それから種がもし流れるようなことがあれば、なんか防止策なんか考えてるのかどうか、そこら辺はどうです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 先ほどご質問のとおり、昨年8月の豪雨、時間40mlが記録されているんですが、それでちょうど赤そばの会の皆さんが耕起して耕して種子を蒔かれた直後、夕方夜半にかけて40mlの雨が降って表面が一気に流されたと。何日か経って落ち着いた頃、雨が降った場合とやはり耕起した直後ということでちょっとタイミングが悪かったんですが、やむを得ない状況かなとは思いますし、それだけの時間40mlというのも今までだと通常考えられない降り方ってこともありました。ただ、大分花の咲く時期も遅れて、丈の短い状態で、今年はちょっとあまり見ても不評な点がありました。地元の方も蒔き時についても検討しているところもありますが、あと流れないような防止策ということではあるんですが、やはりあそこは平地でないくて斜面なんです、そこへ例えばクッション的に平らな部分を作ってクッション代わりにしてくとか、地元の方も検討はされてるようではありますけども、ただもうこういった方向っていうものまでは対策的なものの方向性は出ている状況ではございません。

○13番 中澤総務産業常任委員長 土岐係長

○土岐未来農戦略係長 費用の補助金の内容についてご説明いたします。今現在ですね、 上古田の金原、こちらの方が赤そばの会、それから五斗山そちらの方がEグループ、それ から長岡の方でですねコスモス広場の所、あそこが長岡の皆さんにやっていただいて、三 つの団体に赤そばを栽培をしていただき、その取り組みに対して補助をさしていただいて いるという状況です。金原の方は主に観光メインということになるわけなんですが、残り2 ヶ所についてはいわゆる「たべりこ」なんかで出すような赤そばの増産のためということ で取り組んできておりまして、昨年は全体で400kg弱の収量があったということです。ちょ っと不作なんですけどね。

補助金の内容について申し上げます。主に耕起から始まり、播種、収穫、除草、施肥ですとか、赤そばを育てていただくのにかかる費用、ここまでしていただくというところまでの費用についてお願いしているもので、具体的には労賃というようなものが主になっております。それから、肥料とか除草などに使う薬剤といったものについていただいており

まして、実施しているものでございます。

- ○1番 小島委員 活動補助金なので全く地元とかそういう人たちに補助しているという ことで、全く全部じゃないかもしれない、そちらの皆さん方のある程度持つ部分もあるの か、どうです。
- ○土岐未来農戦略係長 まず、増産する2か所の方から申し上げますが、Eグループと長岡の方です。 (聴取不能) につきましては、赤そばの増産のためにお願いしたいということで、活動を起こしていただき補助させていただくという構図にになっておりまして、 (聴取不能) 関係費用もさせていただいているというのが実態でございます。赤そばの会の方につきましても、赤そば祭りなどで物販等もあるんですが、そちらにつきましてはそちらの中で、物販については物販のものの中でやり取りが経費として分かれておりまして、栽培に係る分につきましては切り分けて決算書もいただいているわけですけど、実質的には町の補助の中でやらせていただいているのが実態です。若干は入ってくるんですが、おおどこはそういうこととして決算をいただいてございます。
- ○8番 浦野委員 114ページの未来を担う若者正規雇用補助金、新規じゃないと思うんですが、これ国の方針で正規雇用推進しようということで、雇った企業に対して補助金を出してると思うですが、これの昨年の実績が分かったら。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長
- ○小田切商工観光推進室係長 今のご質問ですが、平成29年の実績で業者的には9社です。 人数的には12人です。9社12人です。
- (聴取不能)
- 〇小田切商工観光推進室係長 10万です。昨年、29年度は初年度ということもあってですね、もしかしたら広報が足りないのかなと途中でまた広報したんですけど、最初にいただいたところから最後まで12人のままです。30年度はもう少し力を入れて、いろいろな媒体を通じて企業さんに呼びかけをしまして、やっていきたいと思っているんですが、さっきの話を聞きますと、人がいない、雇いたくても人がいないという話も聞きますので、そういった状況なのかな、と思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他ございますでしょうか。浦野委員
- ○8番 浦野委員 110ページ。林地台帳のシステム用のパソコンということで110万、パソコンだけじゃなくてシステムも入っていると思うんだけど、パソコンも含めて備品購入費でというのはパソコンもどんどん変わってくとこから見て、もしかしたらリースの方がいいんじゃないかとか色々思うんですが、これを一式っていう形で買わざるを得ないのかその辺は。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○三井産業振興課長 林地台帳用のパソコンということでございます。林地台帳用のデータにつきましては県の持っている地図データと所有者情報について、県の方からいただく形になります。実際の見込みですと、パソコン自体は30万から35万。ハード部分のほかにで

すね、専用のソフトが約40万円かかります。あと、非常時の無停電装置等が2、3万ということで、合わせて100万になります。今、各市町村への導入をしている中で、一応リースというお話もあるんですが、ちょっと詳細が分からない部分もあって申し訳ないんですけども、一応県からこんなようなスペックで、こういうもので対応してくださいという例もあって、それに準じて対応させていただいたということになります。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 (聴取不能) そういうこととか、やむを得ないんだけど、自分たちが使ってみたり色々してみても、個人としてはかちあってももいいんだけど、むしろリースの方がいつでも新しいものが使えていいんじゃないかなと。5年くらいで更新になりますからね、買っちゃうとダメになるまでということもありますので、検討はしていなくて、そういう照会があったらそのまま予算付けという形ですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 三井課長
- ○三井産業振興課長 林地台帳システムに必要なハード、ソフト整備ということで、資料 をいただいてそれに基づいて算定したものでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 認識不足で申し訳ない、お聞きしたいんですけど110ページのこの日本さくらの会というのはどこにあって、どういう活動をしているのか。教えていただきたい。
- ○三井産業振興課長 ちょっとお時間いただいて。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長
- ○小田切商工観光推進室係長 先ほどの伊藤委員さんの質問にありました、箕輪町勤労者 生活資金等の融資、浦野委員さんかな。の上限なんですけども、先ほど2,000万円あって、 4倍と私言ったと思うんですけど、2.5倍でした。なので2,000万円で、2.5倍 5,000万で、1人当 たりの融資の限度額は150万円です。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他に質疑ありますか。浦野委員
- ○8番 浦野委員 それで実績はどうでしたか。それを借りる人は結構いるんですか。
- ○小田切商工観光推進室係長 今のところはないです。私も1年決裁をやってきて片手くらいかなと思ってます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑他にございますか。下原委員
- ○6番 下原委員 103ページ、0616の西部箕輪土地改良区の補助金という格好で、その時に課長が確か償還が進んで、こういうふうになったんだよっていう部分を説明があったように聞き取ったんですけど、その償還という部分について、あとは残額はどのくらいあって何年くらいかかるものなのか、それで西部箕輪土地改良区の補助金という部分と、負担金と償還とちょっと違うかなという文章だもんで、もう一度説明してくれないか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 三井課長
- ○三井産業振興課長 まず上の債務負担分、こちらについては農道整備事業に関わります

農林漁業資金借入で、その当時行って、連合の方で行った部分の、じゃない、これ西部土地で負担して借入れている部分がございまして、それに対する補助金ということで578万8,000円になります。これが前年の予算で1,299万5,000円から578万9,000円ということで大幅に少なくなっております。連合の負担分については、100万ほど増額になっておりますけど、350万から445万ということでございます。これについては、先ほどの償還分が安くなったというのは農林漁業資金の借入分について安くなったということでご理解をいただきたいということで、この土地改良区連合の負担分445万については昨年よりも92万ほど増えていると思うんですが、これは備品購入費ということで事務用のパソコンを購入をしたいということで、西部土地への補助金額を増額してございます。

もう一つ、先ほどの日本さくらの会ですけど、東京の千代田区にあります。以前、萱野高原に桜を植えていた時期に、日本さくらの会からも希望すると桜の苗をいただいたりしてきた過去、経過があって、引き続き町の方でも会員として、萱野高原桜を開山式の前に、ちょっと前までは、今はイワヤマツツジを植えたりになってるんですけど、桜の苗木を植えてきた経過もあって、萱野高原一帯を桜の下から桜が見えるようなくらいに桜を植えましょうとしてきた経過もあって、苗木も過去もらってきた経過もあって、そのまま会員として加入している状況もございますので、よろしくお願いします。

- (聴取不能)
- ○三井産業振興課長 会員負担金の5,000万円、年会費ってご理解をお願いします。
- (聴取不能)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。質疑よろしいですね。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第25号 平成30 年度箕輪町一般会計予算、産業振興課に関わる部分についてを採決をいたします。本案は 原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決するものと本 会議に報告をしてまいります。

【産業振興課・商工観光推進室 終了】

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは午後の審査を始めたいと思います。建設課ということですが昨日の税務課の説明捕捉して説明していただく資料ができたようですのでちょっと冒頭で井上係長さんからお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。井上係長
- 〇井上住民税係長 昨日質問されました、町税過誤納還付金の人数につきましてご報告い

たします。資料としてお配りいたしました、平成 28 年度町税過誤納還付金内訳についてをご覧ください。平成 28 年度が最新のものとなりますので、すみません、こちらにつきまして説明をさせていただきます。上から説明させていただきます。個人町県民税 92 人、427万 283円、こちらにつきましては町の税だけではなく県税分もこの項目から納税者に先に還付いたしまして、後日県から町税費委託金として箕輪町に県税分を振り込んでいただいております。昨年実績で 164 万 1,270 円になります。次に、法人町民税についてご説明いたします。法人町民税につきましては 46 人で 937 万 9,900 円になります。固定資産税につきましては 9 人で 394 万 8,400 円になります。軽自動車税につきましては 4 人で 4 万 5,100 円になります。合計で 151 人で 1,764 万 3,683 円になります。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問がありましたらお願いします。私、1個お尋ねします。昨日の説明の中でね、住民税については予定納税があるから、そういうことで沢山納め過ぎちゃって還付するというのはわかるんだけど、固定資産税でこんなに還付があるの。これはどうして発生しちゃうの。

- 〇井上住民税係長 (聴取不能)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ということは、納税者側のことっていうよりも、課税者側で誤って課税しちゃったってこと。
- 〇井上住民税係長 (聴取不能)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 いいですか、他。質問ございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論ございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案を可決すること にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 ご異議なしと認めます。本会議に報告します。ありがとうございました。

⑤建設課

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは建設課に関する審査を始めさせていただきます。はじめに議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)建設課に係る分について審査をいたします。課長から説明をお願いいたします。課長
- ○唐澤建設課長 それでは議案第4号 補正の(第8号)でございますけれども建設課に係わる部分について説明させていただきます。補正につきましては繰越明許と除雪経費、住宅耐震の3件という形になっております。それでは予算書の6ページをお開きいただき柴宮係長の方から説明させますのでお聞き取りください。

○13番 中澤総務産業常任委員長 柴宮係長

○柴宮建設工事係長 それでは6ページの第2表繰越明許費補正をご覧ください。上から3行目になります。08款の02項になります。道路舗装補修・側溝等補修工事でございます。こちらが金額で1,000万円でございます。内容につきましては町道の51号線という大沢線があるんですがそちらの横断防止策の設置につきまして現歩道幅が1.5mと狭いため横断防止策設置の可否です。とか位置決めの関係に時間を要したためでございます。それと舗装工事といたしまして竜東線になりますが長岡、三日町の範囲におきましてオーバーレイの工事を予定しております。こちらはクラックや轍握れが発生している中で現在冬の凍上の影響により表層の剥がれ等が発生したものです。早期に対応が必要が生じたために繰越として要求をするものでございます。

次の行お願いします。町道 142 号線道路改良事業ということで 1,516 万でございます。こちらにつきましては昨日、現場の方で水道課から詳細な説明を受けているかと思いますが雨水排水関連の道路改良ということで下水道の工事と同じに繰越をするというものでございます。そしてその次の行をお願いいたします。次の町道 6・316 号線道路改良事業でございます。500 万円こちらにつきましては内容は用地費、それから補償料になります。用地に対する相続手続きや抵当権抹消手続等に時間を要する、それから土地に生えております立木ですとか塀などの構造物の移転補償の交渉や作業等に時間を要するために要求させていただくものです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 それでは今度は補正の中身に入りますので36ページをお開きいただきたいと思います。36ページが歳出側の土木費になりますがそれぞれの項目ごとに収入が伴っておりますので、係る収入について前へ戻りながら歳出を中心に説明をするようにしたいと思いますのでお願いします。説明については根橋係長の方からさせますのでお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長

○根橋建設管理係長 それでは補正予算の方につきまして説明いたします。まず 36 ページの事業コード 0810 道路維持費になります。補正前の額が 5,749 万 5,000 円、補正額が 1,085 万円、合計 6,834 万 5,000 円、こちらの財源内訳はすべて一般財源となっております。項目といたしましてまず消耗品、11 - 1 になりますけれども凍結防止剤の購入増に伴うものとして 285 万円、委託料といたしまして町道の除雪業務また凍結防止剤散布業務の委託料の増としまして 800 万円を計上しております。続きましてその下になりますが 870 の住宅管理費になります。こちらが補正前の額が 1,413 万 7,000 円、補正額が 205 万 2,000 円の減、合計としまして 1,208 万 5,000 円となっております。こちらの財源内訳につきましては、一般財源として 205 万 2,000 円の減を計上しております。こちらの内容ですけれども住宅管理費の修繕料を 205 万 2,000 円減額しております。こちらは長岡の住宅団地の屋根の塗装修繕を今年度予定しておりました。その後ですね、屋根の性状などをしっかり確認し、

また長野県と方と連絡を取った結果こちらの方が修繕ではなく改良工事になりそうだということで交付金対象となるということで今年度の修繕を取りやめにして30年度に新たに工事対象として計上させていただきました。そのため205万2,000円の修繕費、該当する金額を減とさせていただいております。

続きまして 37ページをご確認ください。37ページの中ほどにありますが災害対策費の中の 0932 住宅・建築物耐震改修事業費、こちらが補正前の額が 344万 8,000円、補正額が 300万円の減、合計が 44万 8,000円、こちらの財源内訳ですけれども国県の支出金として 184万 5,000円の減、一般財源として 115万 5,000円の減となっております。こちらの国県支出金の内訳ですがすみませんが 14ページをまずご確認いただきたいと思います。14ページのところの国庫支出金、8目の土木費国庫補助金になりますがこちらの 4節の 5の細節のところに住宅・建築物の耐震改修事業補助金、こちら国庫支出金が該当額が 69万円の減と計上しております。

続いて 16 ページをご確認ください。16 ページの県支出金、こちらも8目になりますが土木費の県補助金、こちらの方の名称としては同じになりますが住宅・建築物の耐震改修事業補助金の県支出金部分というところで 115 万 5,000 円の減となっております。その二項目の合計が 184 万 5,000 円の減となっております。こちらは住民の方が住宅の耐震改修を行ったときに町から補助している金額になりますけれども、年度当初は3 件の補助を予定しておりましたが住民の方から申請などがなく0 件のということで対象がなくなってしまったため、1 件当たり 100 万円の上限を見ておりましたけれども、100×3 で 300 万円の補助金を減とするものです。以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 説明は以上のようでございます。質疑を行います。 ご質疑ある方は挙手してお願いいたします。質疑ございませんか。浦野委員
- ○8番 浦野委員 長岡団地の屋根の塗装の関係。改良という形になったと思うんですが、 同じ塗装をやるけれど改良というふうにとれるのか、あるいはもう少し手を加えるのか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 ご質問の在りましたところですけれども、屋根の塗装のみではなく、 屋根の一部にカバーをつけるカバー工法というものですけれど、現在そちらを検討しております。そうすると塗るだけだと現状維持なんですけれど、カバーをつけることによってより良くなるということで改良に当たるということで交付金に当たるということで、県から指導というか助言いただきましたので、30年度と31年度に行う予定です。以上です
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 そのことは今、説明を聞けば分かるんだけど、この時点に来てそのことが分かるってのは工事をする前からどうしてわからないの。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 こちらはですね、29年度の当初予算として計上しておりましたけど、 実際に工事をして、当然修繕をする前に事前に確認をした際に、屋根を塗るだけでは雨漏

りが治らないというような見込みがありまして、少し事前に確認をしたところ、塗るだけでは直らないので、やはり他に良いものがあるのかどうかなど確認などをしたら、今は全部屋根を剥がすことなく上からカバーを置くことによって、比較的低額でできる手法があるってことで、そちらの方で今改良工事を検討しているところです。以上です。

○8番 浦野委員 当然最初に予算付けする時に、見積もりを取って業者さんにもお聞き したと思うんだけど、業者の中では塗装っていう形だったのか、県はそれよりも向こうの 方がいいという話だったのか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長

○根橋建設管理係長 29年度の予算を計上する時に確認していただいた業者さんの方では 塗装でできるというお話だったので、塗装で計上いたしました。ただその後、一応別の業 者さんとかにも見ていただいたら、塗装では難しいよということで、工法を検討させてい ただいたのと、県のほうにも当然修繕であれば町の単費で行うんですけど、そういった工 法で行う場合は改良になるんですか、ということお伺いしましたら改良になるので交付金 の対象になりますよ、というご回答もいただけましたので、30年度からの改良工事をする ことに予定することに変えさせて頂きました。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 36ページの町道の除雪、凍結防止の散布の件ですけど、業者の皆さんに言わせると予算がまるで少なくて、私達は2回ばかりしかできないぞ、なんて言ってるんだけど、今年みたいに雪が少ない時はよかったんだけど、全体的にこういうものの今までの統計を見て、大体妥当な金額なのかお聞きしたいと思いますが。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長

○根橋建設管理係長 実績を持ち合わせていないんですけど、当初の計上ですね、こちらの方は若干こちらの原価として算定しているものよりも、当初予算の方はちょっと査定なども絡んできまして、低くなってしまうというのが現状です。やはり抑えられてしまうということと、冬に支払われるものということで、財政当局の方の判断も入ると思うんですけど、こちらの方で必要ですよと言って計上した分よりは毎年抑えられて当初予算がついております。業者さんにお支払いする部分も、実際の業務量に応じて支払う部分と、実際に機械をリースして借りていただいている事業者さんも多いので、そちらに対するリース部分を町の方で払っているっていうことで、管理費を払っていたりするので、管理費の方は3月末、年度末になってからのお支払いっていうのもありますので、予算の補正の時期はこちらの時期いうところで計上させていただいております。委託料も業務量に応じての支払になりますので、当然今年は少ない降雪でしたけれど、降雪の回数に応じて、その分、応分を町の方で支払うようにしております。以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。それでは、討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第4号 平成29年度箕輪町 一般会計予算、一般会計補正予算第8号、建設課分を採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決するものとして報告をしてまいります。

それでは続きまして議案第 25 号 平成 30 年度箕輪町一般会計予算のうち建設課分についてを議題といたします。課長から説明をお願いいたします。課長

○唐澤建設課長 それでは議案第 25 号 平成 30 年度一般会計予算の建設課に係わる分について説明をさせていただきます。説明つきましては補正同様ですけれども歳出側を先に説明をさせていただきまして、伴う収入を説明するという形を取らせていただきたいと思います。前年に比べて増減の特に多いところですとか、内容の異なるところを中心に簡潔に説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは予算書の説明書の 118 ページをお開きいただきたいと思います。118 ページからが土木費のスタートとなります。それでは各事業ごとに担当係長から順次説明させますのでお聞きをいただきたいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長

○根橋建設管理係長 それでは118ページからご説明いたしますので、お願いいたします。 まず最初に 801 の土木総務費、こちらはその他の専門的な事業に係わらないような土木一 般の事業の方を取り扱っております。本年度予算が 5,451 万 7,000 円、前年度が 5,385 万 8,000 円、65 万 9,000 円の増を計上しております。財源内訳ですけれどもその他といたし まして 5,000 円、一般財源として 5,451 万 2,000 円を計上しております。こちらの収入に つきましてはすみませんが 34 ページをご確認いただきたいと思います。こちらの 34 ペー ジ、22 款の諸収入となっておりますけれども、そちらの中の雇用保険料の本人負担分、こ ちらの方が土木総務費の方で801土木総務費ということで5,000円を計上しております。 ではまた 118 ページにお戻りください。こちらの中で昨年と比べまして変更のあった主立 ったところといたしまして最初にまず委託料ですね。13-1の委託料になりますがこちらの 方で上から 2 番目ですね、町道未登記処理の調査登記業務委託料、また境界立会等測量調 査業務委託料、こちらの方が前年度よりも増となっております。件数の増加が見込まれい るためちょっと前年度より増としております。また委託料の中の一番下にあります、CAD システム保守業務委託料、こちらは 29 年度に同じ名前の CAD システムを導入いたしまし たので、こちらの保守業務料を 30 年度から新規として計上しております。続きまして 19 節の負担金、補助及び交付金になります。こちらの中で 119 ページになりますが、一番上 の 02 の補助金ですね。こちら道路河川愛護会補助金ということで各区の皆さんに構成いた だいている道路、河川また除雪などもご強力いただいている会になりますけれども、こち らの方の区の方の参加人数が延べ人数ですけれども年々増加しているということで29年度に比べ30年度は補助金を増額するということで計上しております。801につきましては以上となります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長さん、できたら増額しているという説明していただけるんだったら何万増額しているみたいな説明をしていただくとありがたい。分かっているものについては。

○根橋建設管理係長 道路河川愛護会の補助金は 29 年度 70 万円で計上しておりまして、30 年度 80 万円で計上しておりまして 10 万円増額で計上しております。続きまして、810 の道路維持費になります。本年度 5,216 万 6,000 円、前年度比 4,677 万 9,000 円、538 万 7,000 円の増を計上しております。財源内訳になりますがその他として 700 万 1,000 円一般財源として 4,516 万 5,000 円となっております。こちらのその他の内訳ですがまず 16 ページをご確認いただきたいと思います。16 ページ 15 款の使用料及び手数料になりますが、こちらの中ほどにあります、8 目の土木使用料、こちらの 1 節になりますが道路橋梁使用料、こちらになりますが道路橋梁使用料として 700 万円を計上しております。続いて 17 ページをご確認いただきたいと思います。17 ページ、一番下になりますけれどもこちらの方での土木手数料、こちらの中の道路橋梁手数料ですね、こちらとして道路証明手数料として 1,000 円計上しております。こちらの合計が 700 万 1,000 円ということになります。

119 ページにお戻りいただきたいと思います。それでは 810 の増額及び新規の事業につきましてまず最初に 11 節の需用費、修繕料 6 細節になりますけれども修繕料の中の町道側溝路肩等修繕、こちらは 29 年度 560 万円で計上しておりますが、30 年度は 600 万ということで 40 万円の増として計上しております。また 13 - 1 委託料になりますけれども先ほど補正もいたしましたが町道の除雪業務委託料、凍結防止剤散布業務委託料、こちらが 29 年度 1,200 万に対し 30 年度 1,400 万円ということで 200 万円の増、また町道舗装補修業務委託料、こちらが 29 年度は 1,100 万円でしたが 30 年度は 1,300 万円ということで同じく 200 万円の増として計上しております。あとですね、委託料の中で新規となりますけれども FWD の調査業務委託料、こちら今年度は補正で対応していただいてましたけれども、30 年度につきましては当初からの新規事務ということで 114 万 4,000 円を計上しております。1 枚おめくりいただきまして 120 ページをご確認ください。120 ページの一番上段になりますけれども、負担金、補助及び交付金、こちらの補助金としまして除雪用機械器具設置事業補助金、こちらも例年 9 月の補正のときに計上するような形で今まで事務を行っていたんですが 30 年度から当初の方にまず計上をしておくというように事務の改定を行いましたので 67 万 8,000 円を当初より計上しております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 柴宮係長

○柴宮建設工事係長 続きまして 0811 道路舗装補修工事費でございます。区要望に基づき 実施するものでございまして、舗装の新設打替オーバーレイですとか側溝の改修等を計上 させていただいているものです。今年度予算額が 9,283 万円、内訳といたしましては 13 の 委託料が 300 万円、路線の測量ですとか詳細の設計業務委託料として計上してあります。 それから 15 - 01 工事請負費でございます。 8,983 万円ということでこちら舗装は主だった ものですと木下の 55 号線の打ち替えですとか松島南町の 7 号線の側溝改修等 37 カ所を予定しております。特定財源といたしましては地方債ですが 39 ページをご確認ください。 39 ページの 23 款 町債の 08 目の土木債でございます。こちらの細節の 02 ですね、地方道路 等整備事業債の道路舗装補修工事費として 6,090 万円、こちらになります。

それから14ページをご確認ください。その他といたしまして分担金になります。分担金 及び負担金の 08 土木費分担金でございます。こちらの細節の 01 町道補修工事分担金とい うことで各区からいただきます分担金が 776万円の見込みでございます。それではまた 120 ページにお戻りください。0820 町単独道路整備事業費でございます。こちらも区要望に基 づき実施する単独の拡幅改良や隅切り等を行う事業になります。こちらにつきましては主 だったものといたしましては北小河内の久保のですね、705 号線のところの拡幅工事等 2 路線を予定してございます。内訳といたしましては、主だったところですと委託料が 120 万円、こちらが路線測量ですとか用地分筆登記等の業務委託料でございます。それから 15 -01 が工事請負費といたしまして 650 万円、それから 17 が公有財産購入費として土地用地 費ですね、用地取得費としまして 360 万円補償補てん及び賠償金ということで現地にあり ます、立木等の補償料ということで 100 万円を要求するものです。特定財源といたしまし てはまたちょっとページをお戻りいただきまして39ページをお願いします。23款 町債の 08 の土木債になります。先ほどと同じ地方道路等整備事業債の2行目になりますが、町単 独の道路整備事業費に 490 万円の起債の見込みでございます。 それから 14 ページご確認く ださい。分担金になります。08の土木費分担金の細節の02町道改良舗装工事分担金という ことで 151 万 5,000 円を見込んでおります。再び 120 ページにお戻りください。

○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長

○根橋建設管理係長 それでは同じく 120 ページの 824 県営事業負担金についてご説明いたします。本年度 435 万円、前年度 300 万円、135 万円の増として計上しております。こちらの財源内訳ですけれども地方債として 270 万円、一般財源として 165 万円を計上しております。歳入につきましては 39 ページをご確認いただきたいと思います。39 ページ、23 款の町債になります。こちらの 8 目の土木債の中の地方道路等整備事業債ということで県営事業負担金 270 万円を歳入として計上しております。それではすみませんが、120 ページにお戻りください。こちらの負担金、補助及び交付金というところで負担金が昨年に比べて 135 万円、29 年度が 300 万円、30 年の場合と 435 万円ということで 135 万円の増として計上しております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 柴宮係長

〇柴宮建設工事係長 続きまして 121 ページをご覧ください。0825 の交通安全対策事業費でございます。本年度が 365 万円ということで、前年度比 105 万円の減でございます。こちらも区要望に基づき基本的に実施するものでございまして今年大出の 3 号線の転落防止

策ですとか松島にグリーンベルトの整備等を予定しております。工事請負費といたしまして 330 万円交通安全対策施設設置工事ということで要求させていただいてあります。特定 財源といたしましては 14 ページをご覧ください。14 款の分担金及び負担金の土木費分担金 でございます。細節の 03 です、交通安全対策事業分担金ということで 22 万 5,000 円を見込むものでございます。

再び 121 ページにお戻りください。続きまして 03 目の国庫補助道路整備事業費の 0832 社会資本整備総合交付金事業費でございます。こちらは県作成の社会資本整備総合交付金 の計画に基づき実施する道路の新築改良工事等を計上しております。30年度は大出の51、 52 号線現在行っております道路築造工事の継続、それから同じく松島の東町でやっており ます町道6号、316号線の改良工事の継続、それから新しいものといたしまして道路の舗装 の修繕工事ということで町道 1 号線を予定しておりますが、こちら長寿命関係の修繕工事 を予定しているものでございます。本年度予算額が 7,678 万 4,000 円、前年度比較で 2,258 万 6,000 円の増でございます。内容といたしましては先ほどご説明差し上げたとおりでご ざいますが、大きなものとしては工事請負費でございますが、6,060万円計上させていただ いております。特定財源でございます。最初に20ページをご確認ください。交付金になり ます。08目の土木費国庫補助金の細節の07社会資本整備総合交付金の上の行になあります、 0832 の社会資本整備総合交付金事業費に対しまして 2,700 万円を見込んでおります。それ から 39 ページをご確認ください。39 ページの町債になります。08 目の土木債の細節の 07 です。公共事業等債ということでこちら上の行になりますが 0832 社会資本整備交付金事業 費といたしまして 2,410 万円の計上をさせていただきました。それでは 再び 121 ページ にお戻りください。0833 です。防災・安全社会資本整備総合交付金事業費でございます。 こちらは県作成の社会資本整備総合計画に基づき同じく実施するものでございますが、町 では町の橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕橋梁の選定を行っているものでございます。 内容といたしましては委託料は近接目視による橋梁の定期点検。工事請負費といたしまし ては三日町の明神橋の長寿命化修繕工事を今年度に引き続き予定しております。予算とい たしましては本年度が 9,875 万円、前年度比較 4,995 万円の増でございます。特定財源で ございます。20 ページをご確認ください。16 款 国庫支出金の08 目 土木費国庫補助金 でございます。 細節の 07 です。 社会資本整備総合交付金の中の 0833 でございますが 4,565 万円を見込んでおります。それから 39 ページをご確認ください。町債でございます。08 目の土木債の細節の07です。公共事業等債の真ん中になりますが0833ということで3,030 万円を見込んでおります。

それでは再び 122 ページへお戻りください。0837 の狭あい道路整備等促進事業費でございます。こちらが沢と大出にまたがります 115 号線、沢保育園の前の道路になりますがこちらの事業を続けて進めてまいりたいということで計上してございます。本年度予算額が903 万円、前年度比較で 648 万円の減でございます。内訳といたしましては委託料が路線測量の方が終わっておりましてすみません、今年度は用地測量分筆登記等を予定しており

まして 500 万円、それから用地に係ります公有財産購入費ということで 200 万円、それから用地に建っております立木また電柱等の移転補償料ということで 200 万を計上させていただきました。特定財源といたしましては 20 ページ、国県支出金ですが 20 ページご確認ください。08 目の土木費国庫補助金の細節の 07 社会資本整備総合交付金の一番、失礼しました、07 ではないです。01 の道路改良事業補助金でございます。400 万円の見込みでございます。それから 39 ページをご確認ください。23 款 町債の 08 目 土木債でございます。中ほどにあります細節の 07 の公共事業等債の一番下になります 0837 ということで 330 万円を見込むものでございます。以上です。

○根橋建設管理係長 引き続きまして 122 ページをご確認ください。0839 の河川環境整備事業費となります。こちらの方は河川の河床整備ですとか河川内の倒木などを除去するために基本的に使う事業となっております。本年度が 170 万円、前年度が 161 万 5,000 円、8 万 5,000 円の増を計上しております。財源内訳につきましてはすべて一般財源として計上しております。こちらは先ほども申しましたけれども、河川環境 8 万 5,000 円ということで河川環境に係るお金を若干増として計上しております。

続きまして同じく 122 ページの都市計画総務費となります。こちらの方は都市計画に係 る一般総務全般の事業を計上しております。本年度が 2,743 万 5,000 円、前年度が 3,239 万 9,000 円、496 万 4,000 円の減を計上しております。財源内訳ですが国県支出金として 130 万円、その他として 7 万 1,000 円、残りが一般財源となります。 こちらの歳入につきま してまず国県支出金につきましては、24ページをご確認ください。24ページの一番下にな りますが県支出金として8目の土木費県補助金、こちらの4節の都市計画費補助金ですけ れども都市計画費補助金としまして 130 万円を歳入として計上しております。続きまして 33ページをご覧ください。33ページの22款 諸収入になりますがこちらの4節 町図売 捌代になります。こちらの方で町図売捌代として 7万円を収入として計上しております。 すみません、それで18ページをご覧ください。こちらのページの一番上になりますが、使 用料及び手数料というところで都市計画手数料の中の建築証明手数料、こちらを 1,000 円 収入として計上しております。合わせてその他の方が 7万 1,000円となります。こちらの 840 の中での新規事業増化の事業としまして 123 ページをご覧いただきたいと思います。 123ページの13節になりますが委託料、こちらに都市計画基礎調査業務委託料としまして 355 万 4,000 円を計上しております。こちらの都市計画基礎調査は 5 年ないし 6 年に 1 度 県からの依頼によって都市計画の基礎的な数字の調査をするものとなっております。本年 度のうち 30 年度に箕輪町に基礎調査を依頼するということで県から連絡ありましたので、 そちらの委託料を 355 万 4,000 円計上し先ほど説明しました国県出資金のところの 130 万 円、こちらが県の方で現在想定している補助費となっております。

続きまして同じく 123 ページの 0857 の都市公園管理費になります。こちらはみのわ天竜 公園と松島のセンターパークに関する維持管理業務に関する金額を計上しております。本年度 832 万 3,000 円、前年度 469 万 2,000 円、363 万 1,000 円の増となっております。こ

ちらの財源内訳としましてはすべて一般財源として計上しております。こちらの中での新規事業としまして 13 節の委託料、こちらの中での支障木伐採等委託料としまして新たに 300 万円計上しております。天竜公園の方で倒木など増えておりますのでそのための伐採委託料となっております。

1 枚おめくりいただいて 124 ページをご確認いただきたいと思います。124 ページの 18 節の備品購入費、こちらも現在天竜公園で使用している草刈り機、人が乗れるタイプのものを現在想定しておりますけれども、そちらの方が老朽化しておりますので新たに買うというところで 54 万 2,000 円を計上させていただきました。続きまして 858 緑地公園管理費になります。こちらにつきましては箕輪ダム周辺公園の維持管理業に使う事業となっております。本年度が 753 万 5,000 円、前年度が 690 万 2,000 円、63 万 3,000 円の増となっております。財源内訳につきましては国県支出金として 22 万 5,000 円、一般財源として 731 万円を計上しております。国県支出金につきましては 26 ページをご確認いただきたいと思います。26 ページの県支出金ですけれども 8 目の土木費委託金ということで土木管理費費委託金を 22 万 5,000 円計上しております。こちらは箕輪ダムの管理棟周辺の清掃につきまして県から委託を受けておりますのでそちらの金額につきまして見込額ですが計上しております。

それでは再び 124 ページにお戻りいただきたいと思います。こちらの緑地公園管理費の中での前年度増となっている事業としたしましてまず最初に 7節の賃金、こちらが 29 年度が 422 万 9,000 円、30 年度に 497 万 6,000 円ということで 74 万 7,000 円の増を計上しております。こちらはイベント広場等の支障木伐採が残っておりますのでそちらの分として計上しております。また 12 節の役務費、こちらの細節 4 になりますが手数料としまして箕輪ダム周辺トイレの汲取手数料です。こちらは 29 年が 10 万円計上しておりましたが 30 年度は 12 万 5,000 円ということで 2 万 5,000 円の増を計上しております。シーズンの観光客が少し多くなっておりますので、その分多目に計上しております。続きまして 870 になりますけれども住宅管理費になります。こちらは公営住宅の維持管理に掛かる事業費を計上しております。本年度が 1,112 万 3,000 円、前年度が 1,203 万 4,000 円、91 万 1,000 円の減となっております。こちらの財源内訳ですけれども国県支出金として 342 万円、その他として 770 万 3,000 円を見込んでおります。

歳入のまず国県支出金ですが 20 ページをご確認いただきたいと思います。20 ページ、16 款の国庫支出金となります。こちらの中段になりますけれども、8 目の土木費国庫補助金、こちらの 4 節の方になります、住宅費補助金ということで社会資本整備総合交付金として 342 万円の収入を見込んでおります。またその他としましては 16 ページをご確認いただきたいと思います。16 ページの 15 款の使用料及び手数料というところの中ほどになりますが、8 目の土木使用料、こちらの 3 節の方の住宅使用料としまして公営住宅の使用料現年分を 689 万 3,000 円、滞納繰越分を 80 万円それぞれ見込んでおります。

1枚おめくりいただいて18ページご確認いただきたいと思います。こちらの方の歳入も

う一つありまして 18 ページの下の方ですね、住宅手数料としまして住宅使用料の督促手数料、こちら 1 万円収入として見込んでおります。では再び 124 ページにお戻りいただきたいと思います。こちらの住宅管理費の中で昨年から変更のあったところまた新しい事業としましてまず 13 - 1 の委託料、こちらは 28 年度と 29 年度に行っておりました上古田の耐震診断が終了いたしました。30 年度はこちらのところの中で上古田住宅の下水道接続の設計業務委託料を計上しております。すみません、ちょっとここが細かくなっておりませんが金額としては 167 万 6,000 円の設計費用を見込んでおります。また 15 節の工事請負請負費ですけれども、先ほど補正のときにも少し触れましたけれども、こちらの方が長岡の屋根の工事の補修工事を見込んでおりまして 516 万 6,000 円、2 棟分ですけれどもこちらを計上しております。

すみません、129 ページをご確認いただきたいと思います。129 ページ、9 款の消防費になります。こちらの中段にあります、0932 住宅・建築物耐震改修事業費です。こちらが本年度 344 万 8,000 円、前年度 224 万 8,000 円、120 万円の増となっております。こちらの財源内訳ですけれども国県支出金が 218 万 1,000 円、一般財源として 126 万 7,000 円を計上しております。収入につきましてまず 20 ページをご確認いただきたいと思います。20 ページ 16 款の国庫支出金になります。こちらの中段ほどにありますが 8 目の土木費国庫補助金、節は 4 節ということで住宅費補助金になります。こちらの方の細節は 5 となりますけれども住宅・建築物耐震改修事業補助金として 91 万 4,000 円を計上しております。

続いて 25 ページをご確認いただきたいと思います。 25 ページ、17 款の県支出金となっております。こちらの 1 番上になりますけれども 8 目の土木費県補助金、5 節の住宅地補助金としまして名称は同じになりますが、住宅・建築物耐震改修事業補助金というところで126 万 7,000 円を計上しておりまして合計額が 218 万 1,000 円となります。129 ページにお戻りいただきたいと思います。こちらの方の主に増となっているところですけれども、19 節の負担金、補助及び交付金、こちら 300 万円というところで 3 件分計上しております。昨年度の当初の段階では 1 件当たり 60 万円の補助上限額を設定しておりましたけれども、今年度の高度上限額は 1 件当たり 100 万円ということになりますので 29 年度は 3 件分の180 万円、30 年度は 3 件分ですが 300 万円というところで 120 万円の増となっております。それでは次に 159 ページをご覧いただきたいと思います。159 ページ、11 款の災害復旧費になります。こちらの 1 番下ですね、事業のコードは 1132 町単独公共土木施設災害復旧費となります。こちらは本年度 100 万円、前年度の 100 万円、増減なしとなっております。説明は以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 説明全て終わったようでございます。質疑を行いたいと思います。質疑ある方は挙手してお願いします。浦野委員
- ○8番 浦野委員 118ページ、町道の未登記処理の調査を委託するんですが、未登記の所が結構あったってことですかね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長

- ○根橋建設管理係長 立ち会い業務などを行っておりますと、通常の一般の立ち会い業務を行っておりますと、その際に未登記の部分が発見されることがあります。また、中には一般の方がご相談に見えて、それもよくよく調べていくと実は未登記だったということがありまして、主にその二ケースになりますけれど、そういったケースが昨年くらいから少しありますので、今年度は増ということで計上させていただきました。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。小島委員
- ○1番 小島委員 120ページ、下の方に県営事業になっているんだけど、国県道兼用側溝 工事負担金になっているんだけど、これはどこを指しているのかね。場所は。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 ご質問のあったところは、現在予定しているのは、今年も昨年も工事をしている木下の四つ角付近の兼用側溝ですね。そちらの方を県の方に照会したところ、30年度も連続して延長していく予定だということなので予算として計上しております。
- ○1番 小島委員 何年も掛けてやっているんだけど、ある程度まとめて何年計画ってい うのを持っているのか持っていないのかその辺はどうです。まだ結構残りがあるので。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 こちらの方でも予算計上の関係もありまして、実際にどのくらいやっていただけるのか聞くと、なかなか県の方でも今のところ毎年やっていく予定にはなっているんだけど、なかなか予算の方が付きづらい状況というのがありまして、一概に何年後に完了するということが言えないということでした。予算の計上に関しても、今年度より少し多めにはしといてくださいということで計上してはあります。以上です。
- ○1番 小島委員 わかりました。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員
- ○3番 荻原委員 住宅の耐震の事業の補助金上限100万で3件分ということですけど、増えるというか結構あるんじゃないかなと思うんだけど、これでいいでしょうか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長、お願いします。
- ○根橋建設管理係長 こちらのですね、現在3件で予算化しておりますけれど、事前にご相談があるのは今のところ2件というか2名の方からお問い合わせがあります。1人の方は昨年耐震診断をした方なので、おそらく今年耐震改修をしたいという方ですので、2件については今年度スムーズにいけば申請が出てくると思っています。ただ、お問い合わせは、昨年60万円から100万円に上限をあげたことですとか、町のホールのほうでも耐震改修のパネル展示を行ったことでもありますので、耐震の改修に限らず診断の方とかでもお問い合わせは増えてはきています。ちょっとまだ、実際に3件を超えるかどうかという見込みは立てておりません。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- \bigcirc 8番 浦野委員 123ページ、都市計画の基礎調査業務委託っていうことで、結構な金額なんですが、あれって5、6年に一度ということで、図面とかを借りてくってことなのか、

どういうことに使われるんだろうなって。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 ご質問のありました、都市計画基礎調査ですけれども、どちらかというと統計的な資料、数字的な資料を作成というか調査を求められております。こちらのほうは県としては都市計画基礎調査の数字を使って、長野県の都市計画の基礎データ及び、そちらの方に反映させていくということで、5年に1度程度のスパンで県の都市計画道路の見直しをかけていくということで、基本的にはそちらの基礎的な数字の調査となっております。ただ、5年ごとでも都市計画法で基準というか示している調べなければいけない項目が年々増えているので、段々と業務委託料は5年前と比べると上がっているということです。5年前の正確な数字は覚えておりませんが、5年前の業務委託料は200万円台だったということです。以上です。以上です。
- ○8番 浦野委員 例えば今、松島辺りの路線の変更とかいろいろ計画とか、この前説明 があったりしたんですが、そういうやつの基礎に入るのかどうか、今回については。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 ご質問ありましたところについてですけど、前回というか昨年変更 した町の見直しの方には影響がないところになってきます。ただ数値的なものを吸い上げ て県の方で反映することになりますので、もしかしたら最終的に県の方で反映させるもの が出てくるかとは思います。当然、こちらの町の計画道路の延長とかは変わってますので、 そういった所は変更とか修正が掛かってくると思います。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 124ページのね、箕輪ダム周辺の公園の管理作業賃金ていう金額と、 みのわダム周辺公園管理委託料のこの2項目っていうのは、同じ方ではなくて別の方のこと を言ってるわけですか。管理料と作業の賃金の分は。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 こちらの賃金と委託料はそれぞれ事業が異なりますので、実施される方も異なっております。この箕輪ダム周辺公園管理委託料のほうはシルバー人材センターさんの方で請け負っております。上の賃金の方は、どちらかというと木の伐採とかそういったものが含まれてくるので、シルバーさんには委託できませんので、賃金という形で専門的な方の方を予定しております。以上です。
- ○3番 荻原委員 さっきの129ページの、上の住宅建物の耐震の業務の委託料で448千ですけど、これは1件いくらっていう形の委託料、それともどういうふうな金額になっているんです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 まずこちらの上段のほうにあります委託料のほうの耐震診断業務委 託料、こちらは1件当たりの定額が決まっています。1件当たり6万4,000円で今年度は7件分 を見込んでおります。こちらの下の方の補助金の方ですね、こちらは住民の方が実際に耐

震改修を行った時の金額になりますので、当然変動します。ただ、その上限は100万円ということになってますので、100万円の3件分ということで予算を計上してあります。

補足ですけれども耐震改修ですね、最近お問い合わせが、やはり地震とかの関係で増えているんですけど、まず耐震診断を受けていただいて、その結果が出てから悪い状態の人に限って耐震改修の補助金の対象となっております。中には、耐震診断を受けても数字がかなり良い方もいらっしゃりますので、そういった方の場合はそもそも耐震改修の補助費用の対象にはならないということになっております。以上です。

- ○3番 荻原委員 (聴取不能)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 260万だったと思います。ちょっと算定の関係がありまして、純粋に 2分の。補助金の算定をするときは上限が260万でそれ以上で計算していくんですけれども、 個人の方の申請のときは200万上限の2分の1という形になります。補助金上はそういう計算で交付金を計算するときは金額によってまた率が変わるのでその場合は260万円以上みたいな感じで配布が決まります。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 125ページの、住宅関連費としてですね、(聴取不能)125ページのほうは上古田がすんで、公営住宅だもんで公営住宅で、長岡が(聴取不能)516万6,000という数字がね、これでいった時には公営住宅そのもの上古田も長岡も住んでる(聴取不能)。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 工事請負費ですけれど、長岡のですね、屋根の改修工事対象は3棟あります。3棟を当初は屋根の塗装を1年に1棟ずつやって3年でやる予定だったんですけれど、今年塗装を止めてっていう形になったので、2年間で3棟の改修工事をやる予定です。30年度は2棟分、31年度に1棟分という予定となっております。他の住宅団地部分は盛ってないのは、また今後になりますので、今回の長岡の屋根の工事が終わったので当面他のところはないかというと、そういうことではありません。
- ○6番 下原委員 長岡はそれでおしまいなわけね。
- ○根橋建設管理係長 長岡については現在予定しているのは、来年度で一旦おしまいになります。
- ○6番 下原委員 もう一つ。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 どうぞ。
- ○6番 下原委員 123ページの都市公園管理費。非常に安くなって、ただ前年に比べてね、 委託料でみのわ天竜公園、センターパークだ、支障木伐採だとかっていう形でそこにあっ て、そんなに安くなるものかって、かえって半分になるんだから。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 増えてる。
- ○6番 下原委員 ごめんごめん、逆だ。何をやってそうなるかえって。伐採も今までやってきて(聴取不能)

○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長

○根橋建設管理係長 ご質問のありました増額についてですけれど、委託料のところにあります支障木伐採等委託料が新規の計上になっておりまして、今まで低木、低いものは従来の維持管理の中でできたんですけれど、段々木が大きくなってきて高い木が出てきたりしてますので、そういった所を実際に剪定伐採するようなことを想定して、支障木の伐採委託料を新規で300万円計上しております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 その木だって1年で急に大きくなるわけないので、今までやらなんでたもんでって(聴取不能)大事だけど、そういう(聴取不能)見れば、ある日突然大きくなってるわけじゃないので、そういう管理(聴取不能)ならないんじゃないかと思うんだけど、何か事情があって(聴取不能)そういうことです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 事情がということではなくて、想定してるのが天竜公園の南東方向に、大きな木になっちゃってるんで、風通しも悪いし、見た目もちょっとわんわん来ちゃってるというようなことから、ここで大きく手を入れちゃおうということです。正直なとこですが、今のところ、どの木をどう切るってことが私どもからは想定できませんので、新年度の事業の中でそれなりの識見を持った方ですとか業者に相談しながら、こうやれば風通しが良くなるとか、そういったのを相談しながら、何でもかんでも切るって訳にはいかないのでやっていこうかということで300万円を計上させていただいたものでございます。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

○14番 伊藤委員 関連ですけど、ちなみに今ちょうどあそこで木を切ってる、イオンの東側。それがどのくらいでできるのかと見積もってもらった。あそこで約11本切るんだって。元からほとんど切っちゃう、今やってるんだけど。それが38万でできるって。だもんで今あまりにも、なので今あまりにもあそこの木はだって全部たって10何本だと思うんだよ、公園のところ。予算的にでかい金額だと思ってたので、そういうことも加味してもらいたい。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 伊藤委員さんの仰る切るっていうのは、全て切っちゃうってことですよね。それの切り方とは公園ですのでどうなるか、先ほど申し上げたんですけどもそれなりの識見のある人に聞いたり相談しながらやっていきたいってことなので、機械の入り塩梅ですとか切り方によっても経費かなり違いますので、ただ切って寝かすというものとは違う形なんで、だから300万がそっくりかかるかどうかも分からないんですけど、こういった中で提案をいただいて一番いいのに決めるってやり方もあるでしょうし、それなりのことを聞いていかなければいけないと、それと重機についても、むやみやたらに入るわけにいかないんで、敷居鉄板をするとか防護柵を取らなきゃいけない場合もあるかもしれません、

そういったことから300という数字で抑えてあるということです。

- ○14番 伊藤委員 言っていることはわかります。たまたま今度、明音寺の裏の木を切るんですよ。あれ108本切るんですよ。その見積もりも260万で出てるんですよ。それでやるように今度4月から始めるんですけど、ちょっとあそこの坂道のところに重機に入ってやってもらうってところもありますので、ちょっと研究しながらやっていただきたいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 特にいいね、聞きおいていただいて。小島委員 ○1番 小島委員 明神橋は、今半分出来たというか作ってるんで、またその半分は30年 度からやる計画はわかってるんだけども、その他に前に箕輪橋、今の状態でうんと危険な 感じがするんだよね。1年ばか前に聞いた話では、考えはあるけどどうしようかって曖昧な 答えのように聞こえたんだけど、箕輪橋の将来をどう考えてるかそこら辺はどうですかね。 ○13番 中澤総務産業常任委員長 これ今回の予算にある?なければ協議会でやっても らうか。柴宮係長
- ○柴宮建設工事係長 明神橋の今年度の予定としましては、29年度に上流側の高欄と地覆というものの改修をしまして、30年度引き続き下流側をやります。それから伸縮装置があるんですけども、そちらの取替ですとか、橋面、橋の表面の部分ですがこちらもコンクリートに雨水が入らないようにするための防水工事等を予定しております。ですので、29年度よりも30年度のほうが明神橋にかける修繕工事の内容としてはボリュームのあるものになっております。
- \bigcirc 1 3番 中澤総務産業常任委員長 箕輪橋はちょっと後で。他にございますでしょうか。 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 国道バイパスの地下の歩道っていうのはどこのことをいってるわけです?管理料ってのが19万盛られてるんだけど、どこのことをいってます?地下に歩道があります?
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長
- ○根橋建設管理係長 沢上の交差点のところですとか、北小のところの交差点のところ、中央道の高架橋のところ、あそこの3ヶ所ですね。維持管理的なものは当然バイパスなので県がやっているんですけれども、物品とかそういったものは。ただ、清掃とかを地元の社会福祉協議会のほうに、こちらのほうで依頼して清掃とか行っていただいております。社協ですね。

(聴取不能)

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論ございませんか。
 - (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。本案を可決することにご異議ございませんか。
 - (「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決するものと報告してまいります。

【建設課 終了】

○13番 中澤総務産業常任委員長 大変ご苦労さまでございます。それでは会議を再開 いたします。

⑥水道課

○13番 中澤総務産業常任委員長 議案第8号 平成29年度箕輪町下水道事業会計補正 予算(第4号)についてを議題といたします。では課長の方から説明をお願いいたします。 課長

〇日野水道課長 それでは議案第8号 平成29年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第4号)について申し上げます。補正予算書の下水の1ページ、合わせて予算実施計画の下水の2ページをご覧ください。それでは補正予算書の第2条 収益的収入の第1款 下水道事業収益の第2項 営業外収益の既決予定額6億7,842万1,000円に43万6,000円を増額いたしまして、6億7,885万7,000円に。それから収益的支出の第1款 下水道事業費用の第1項 営業費用の既決予定額8億2,213万4,000円に43万6,000円を増額し、8億2,257万円にするものでありまして、収益的収入の補正の内容につきましては一般会計の補助金の組替に伴う44万3,000円を増額し、有形固定資産長期前受金の戻入に伴う7,000円を減額するものであります。収益的支出につきましては減価償却費の有形固定資産減価償却費のうち構築物の減価償却費を43万5,000円、機械及び装置の減価償却費を1,000円増額するものであります。

次に第3条についてでございます。1ページです。本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,113万1,000円を3億4,157万4,000円に。過年度分の損益勘定留保資金に2億3,548万9,000円を2億3,593万2,000円に改めるものでございます。資本的収入の補正につきましては、第4項 他会計補助金の既決予定額2億2,891万8,000円から44万3,000円を減額し2億2,847万5,000円とするものであります。細部については係長の方から説明をさせますのでよろしくお願いをします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小林係長

〇小林水道管理係長 補正予算の内容につきましては実施計画明細書にて説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。補正予算書の下水の 3 ページをご覧ください。下水の 3 ページ、まず収益的収入でありますが、一般会計補助金を資本的収入から収益的収入へ組み替えることによる増額が 44 万 3,000 円、有形固定資産長期前受金の減に伴う減額が 7,000 円であります。収益的支出につきましては、有形固定資産減価償却費について構築物の減価償却費の増が 43 万 5,000 円、機械及び装置の減価償却費が 1,000円であります。おめくりいただきまして下水の 4 ページをご覧ください。資本的収入の補正につきましては、先ほどの収益的収入に伴う組替の減額補正が 44 万 3,000 円であります。

補正の理由についてでございますけれども、収益的収入及び支出につきましてはまず農収の西部中と西部南の処理場の公共下水への統合に当たりまして有形固定資産のセグメント間の移動について精査をしたところ、当初予算に見込めていなかった固定資産の移動が必要であることが判明いたしました。公共へ動かさなければいけない資産が農集に残ったままで当初の予算計上していたことが後に判明いたしましたのでそれを修正したものでございます。

次に公共下水道の平成 29 年度の新規取得資産の取得価格と長期前受金になりますけれども、補助金額につきまして当初予算編成時の見込みとの乖離が認められたためでございます。当初予算で見込んだ公共下水道の新規取得資産の取得価格等資産台帳に登録した取得価格との間の差異は減価償却費が 43 万 6,000 円、長期前受金の戻入が 7,000 円でございまして現金の支出を伴わない経費でございますが、今回のセグメント間の移動について補正をお願いすることから合わせて補正をお願いするものでございます。収益的収入と資本的収入の組替 44 万 3,000 円については公共下水道の資産の移動に伴い損益勘定留保資金が増加することにより公共の一般会計補助金を資本的収入から収益的収入へ同額組替補正をする必要があるためでございます。説明につきましては以上でございます。質疑を行いたいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑を行いと思います。ただ今の説明に対して質疑ある方お願いいたします。ないかな。小林係長、すみません、非常に私分からないので単純にお伺いするんですけど、この44万3,000円で一般会計から入ってくるお金ってことだよね。それは、元々は収益的収入ったところへ入れてあったんだけれど、今度は資本的収入って方へ入れる、逆か、資本的収入へ入れといたのを収益的収入へもってったってことだよね。それってそのことまではわかるんだけど、それってどうしてなんですか?説明してくれてるんだろうけど意味が解らないんだよ。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小林係長

○小林水道管理係長 予算書に出てきます、損益勘定留保資金というのが何かと申しますと、それぞれセグメント別に予算は、予算書の紙面になっているものは全ての統括になっておりますが、それぞれのセグメントごとに減価償却費、長期前受金の戻し入れこれは収入の方にございます。実際に減価償却費というのは現金で支出をしている費用ではございません。支出をしておりませんけれど、減価償却費から長期前受金の戻し入れの金額を差し引いたものが損益勘定留保資金として補てん財源として使っているところであります。ですので、それらの他に補てん財源として一般会計の繰入金を当てております。ですので、減価償却費の金額が変わりますと補てん財源が損益勘定留保資金で減価償却費で当っていた部分と一般会計繰入金で当っていた部分が、減価償却費が減ると一般会計の繰入金を増やさないといけないというのがあります。公共と農集の間で動いたものですから、実際はもっと大きな金額が動いておりますけれど、トータルすると表面に出てくるのは44万3,000円とかこういう数字になってしまいますが、実際には大きな数字が動いております。ここ

に見えている数字と言いますのは実際には当初予算編成時に見込まれていなかった正確な 資産の取得の金額でございます。例年ですと、補正はお願いしておりません。支出のため には予算は必要ですけれど、実際には現金を伴わない支出ですので、補正はお願いせずに きておりますけれど、今回は公共と農集との間で組替をどうしてもしなければならなかっ た関係で今ある最新の正しい数字に訂正をさせていただく補正をお願いするというもので ございます。ですので、ここに出てきている数字というのは減価償却費が当初予算の減価 償却費の金額が変わったことにより一般会計の繰入金の減額あるいは増額をする必要があ るというものでございます。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございました。他にございますか。よろ しいですか質疑。質疑なしと認めます。討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第8号 平成29年 度箕輪町下水道事業会計補正予算第4号についてを採決をいたします。本案は原案のとおり 決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。ということで原案のとおり決するものといたしました。

続きまして議案第 25 号 平成 30 年度箕輪町一般会計予算のうち水道課に係わる部分についてを議題といたします。課長から説明を求めます。課長

- ○日野水道課長 それでは議案第 25 号 平成 30 年度箕輪町一般会計予算の水道課に係わる部分について説明を申し上げます。係長から説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小林係長
- 〇小林水道管理係長 それではお手元の予算書一般の 20 ページをお願いいたします。すみません、予算書ではありませんね、予算に関する説明書、緑色の冊子になります。 20 ページをお願いいたします。 16 款の国庫支出金になります。それでは 16 款の国庫支出金 2 項の 4 目 衛生費国庫補助金でございまして節が保険衛生費補助金でございますけれどもこのうち水道課が関係いたしますのが一番上にございます、0432 の循環型社会形成推進交付金、合併処理浄化槽の事業費でございます。 60 万 8,000 円でございます。浄化槽を設置される方に国県町から 3 分の 1 ずつ補助金を交付しておりまして、1 基当たりの費用でございますけれども 5 人槽が 33 万 2,000 円、7 人槽が 41 万 4,000 円、この 5 人槽を 3 基、7 人槽 2 基予定しておりまして、合計で事業費が 182 万 4,000 円でございます。これの 3 分の 1 が国費ということで 60 万 8,000 円を計上させていただくものでございます。

続きまして一般の23ページになります。17款の県支出金になります。2項の4目 衛生 費県補助金でございます。保健衛生費補助金ということでこちらにつきまして一番下にあ ります53の浄化槽設置整備事業補助金ということで0432合併浄化槽事業費ということで

先ほどの国費と同様に県費が 60 万 8,000 円収入の予定でございます。続きまして一般会計の 35 ページをお願いいたします。22 款の諸収入でございます。5 項の 1 目、節は 12 になります、水道水源使用負担金でございます。182 万 5,000 円、こちらは水道水源の使用の負担金 0232 の財産管理費でございますけれども平 20 年の 9 月 1 日から株式会社NTN上伊那製作所と契約をしておりまして来年度更新予定ではございますけれども水道水源の使用の負担金として 182 万 5,000 円収入があるものでございますけれども水道水源の使用の負担金として 182 万 5,000 円収入があるものでございますけれども小差でではででいますけれども一般会計の 52 ページになります。02 款の総務費 1 項 5 目の 0232 の財産管理費でまず事業費、11 の需用費といたしまして括弧の中に 91000 というのが水道課が関与するものでございますけれども中曽根水源の施設の消耗品といたしまして 8 万円、光熱水費中曽根水源の電気料が 100 万円、修繕費でございますけれども中曽根水源の修繕ということで 50 万円、役務費でございますけれども手数料といたしまして水質検査の手数料 18 万 8,000 円、13 の委託料に参りまして一番下になりますが配水池草刈・伐採委託料ということで 5 万 7,000 円を計上してございます。合計して先ほどの 182 万 5,000 円となるものでございます。続きまして一般の 95 ページになります。95 ページ、4 款の衛生費でございます。1 項 4

続きまして一般の 95 ページになります。 95 ページ、4 款の衛生費でございます。 1 項 4 目の 0432 合併浄化槽事業費といたしまして 185 万円計上してございますけれども、負担金、補助及び交付金といたしましてまず負担金でございます。 県合併浄化槽普及促進協議会負担金といたしまして 1 万 6,000 円前年同額でございます。 補助金といたしまして先ほどの国と県からの収入に合わせて町からの 3 分の 1 を支出いたしまして合計したものが浄化槽設置整備事業補助金 182 万 4,000 円でございます。 町浄化槽維持管理組合補助金、これは 1 万円でございますけれどもこれも前年同額の支出でございます。 再度になりますけれども、浄化槽の補助につきまして 5 人槽を 3 基、7 人槽を 2 基の予定で計上してございます。

続きまして 108 ページになります。6 款の農林水産業費になります。108 ページの一番下になりますけれども、1 項 4 目 0652 農業集落排水処理施設繰出事業ということで 1 億 5,600万円昨年よりも 600万円少ない金額でございますが、繰出金といたしまして下水道事業会計の農業集落排水処理施設分、農業集落排水のセグメントへ支出をするものでございます。ちなみに、使用料収入を 30 年度からは予定しておりまして、農集につきましては 517万3,000円ほどを予定をしております。ほぼその分が一般会計の繰出金減額することにつながってございます。

続きまして 123ページをお願いいたします。8 款の土木費になります。123ページ8 款 土 木費、4 項 01 目 0845 公共下水道繰出事業費でございます。5 億 300 万円の計上でございます。昨年度比 3,000 万円減額してございます。公共下水道及び特環になりますけれども公共と特環に対する繰出でございます。公共特環につきましては使用料収入の増を 2,415 万 5,000 円ほど見込んでございます。平成 29 年度は農集と繰出金合計いたしまして 6 億 9,500 万円でございましたけれども、平成 30 年度は先ほどの農集と合計いたしまして 6 億 5,900 万円、3,600 万円の減額をしてございます。一般会計、説明は以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑を行いたいと思います。ただいまのご

説明に対しましてご質疑ある方はお願いいたします。浦野委員

- ○8番 浦野委員 52ページ、これNTNのやつだと思うんですが、中曽根水源電気料500 万円て結構な金額なんですが、今までの実績に基づいてると思うんですが、モーターとか そういう、それだけの金額が上がってくる。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○日野水道課長 今、NTNの上伊那製作所と箕輪町との契約の協定ですけれど、日量ですが1日250tの水までの水を送水するという限度ですけれど、そういった協定を結んでおります。そういったことで1日あたりの送水のためのポンプの電気料ですとか、そういったものを見込んだものでありまして、それが365日毎日ですので、そういった送水に関わるものがそれだけかかるということでございます。
- ○8番 浦野委員 250tというとすごいもので、私はそんなに多くないと思っていたものですから、この契約があって実際の出来高、他の修繕とかも含めてもっと少なかったような場合は契約変更とかあるのかそのままでいいのか。
- ○日野水道課長 すみません、1件だけ訂正をさせていただきます。地下水の使用の限度は1日あたり280tでございます。契約については、現在、協定の変更については手続きをしている最中でございますが、年額で182万5,000円という協定になっております。平成30年度の当初予算で収入の方で182万5,000円、説明した通りでございまして見込んでおります。そういったことで電気代は今申し上げた通りですが、例えば管の修繕代とか電気計装に係る修繕代、水質検査、消耗品ですとかそういった費用がかかります。そういったことで、やっているという内容でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 その結果、いわゆる出来高とか分かるわけで、その差額がもし出た場合、どんな処理をしているのか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小林係長
- ○小林水道管理係長 これにつきましては残は出ております。それで、決算の時もお話をしたと思いますけれど、実際に使用しきれなかった残った分はそのまま一般会計のものという形で処理されていくわけですけど、実際には契約の中にはモーターが壊れたら、修繕は町がしなければいけないことになっております。そのための積立はしてございませんけれども、実際に契約以降に毎年182万5,000円の中から支出し、いくら残っているか別途つけてございます。実際にはプールされている具体的に基金という形で持ってはございませんけれど、理論上はプールされているということで、財政のほうとも確認しているところでございます。ですので、ここの電気料ともフルパワー運転でこのくらい必要になるかもしれませんし、ある程度残ることを想定しています。残った分の積立がポンプの交換費用になるということで、考えてございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 こんなのは損のようじゃいけないから、トータルするとどっちかとい

うと少しは儲かるというとおかしいけれど、そうなることが分からないけどね、ポンプの 取替にどのくらいかかるとか。分かりました。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。荻原委員
- ○3番 荻原委員 95ページの合併浄化槽の県の補助金、要は負担金で185万てどういう算定でこの、何戸あるのでいくらという負担金を取られてるってことですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小林係長
- ○小林水道管理係長 この負担金1万6,000円のことでよろしいでしょうか。
- ○3番 荻原委員 (聴取不能)
- ○小林水道管理係長 補助金につきましては、浄化槽を平成30年度にどれだけ実際に申請があるかわかりませんけれども、大体過去の申請件数から5人槽、一般家庭で言えばだいたい4人家族くらいの新築のおうちが建つのが3つくらいかなと、少し床面積が大きくなりますと7人槽ということになりますので、それが2基くらい出来るのではないかということで、補助金額は1基当たりの補助金額は、国の補助基準で決まっておりますので、それに対して5人槽3基、7人槽2基というもので計上したものが182万4,000円でございます。町の浄化槽の維持管理組合のほうへ毎年1万円補助金として出しておりますので、合計して183万4,000円でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。よろしいですか。質疑なしと認めます。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。では議案第25号 平成30年度 箕輪町予算、一般会計予算、水道課分についてを採決をいたします。本案は原案のとおり 決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決するものとして報告してまいります。

続きまして、議案第29号 平成30年度箕輪町水道事業会計予算を議題といたします。課 長の方から説明をお願いいたします。

〇日野水道課長 それでは議案第 29 号 平成 30 年度箕輪町水道事業会計予算について説明を申し上げます。予算書の 25 ページ第 1 条はご覧をいただきまして、第 2 条 業務の予定量でありますが給水戸数は 9,650 戸、年間の総給水量は 217 万 m° 、1 日平均給水量を 5945 m° と予定しております。また主要な建設改良事業は引き続き第 5 次拡張事業を予定しておりまして事業費で 4,159 万円であります。第 3 条の収益的収入でございますが、4 億 9,998 万 3,000 でありまして、前年と比較して 95 万 2,000 円、0.2%の増であります。主な理由は水道料金を実績ベースで若干多めに見込んだためであります。収益的支出は 4 億 9,921 万 9,000 円でありまして、前年と比較いたしまして 1,272 万 3,000 円のとおりでありまして 2.6%の増であります。平成 29 年度まで資本的支出に計上していた人件費を収益的

支出に移したことに伴う増によるものが主なものでございます。

第4条の資本的収入及び支出につきましては収入が1,070万で前年度と同額であります。 支出が1億9,577万2,000円でございまして前年と比較しまして1,705万2,000円、8%の減であります。主な理由は、平成29年度まで資本的支出に計上いたしておりました人件費を収益的支出に計上いたしましたことと水道管装置の改造工事は減額に伴う工事請負費の減額に伴うものであります。第4条の本文中の括弧書きでありますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,507万2,000につきましては当年度分の消費税資本的収支調整額及び過年度分の損益勘定留保資金で補てんをするものであります。次に第5条でございます。企業債でありますが、起債の目的は第5次拡張事業でございまして限度額は1,000万円であります。起債の方法ですとか利率とかはご覧をいただければと思います。第6条の一時借入金でございますが、限度額を1億円と定めるものであります。第7条それから第8条につきましては、経費の流用について定めるものでありますのでご覧をいただければと思います。第9条のたな卸資産の購入の限度額は2,000万円であります。以上であります。細部につきましては係長の方から説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。○13番中澤総務産業常任委員長係長

○小林水道管理係長 私の方からはこちらの緑の予算に関する説明書にて説明をさせてい ただきたいと思います。恐れ入ります、水道の1ページをお開きいただきたいと思います。 水道は最後から2番目の項目になりますけれども水道の1ページからになります。よろし いでしょうか。水道事業会計でございますけれども、1ページ目、予算実施計画でございま す。予算実施計画が1ページ、2ページ、3ページ、4ページまでございますけれども、実 施計画の明細で後ほど詳しく説明いたしますのでよろしくお願いいたします。 続きまして 5 ページでございます。5ページから8ページは財務諸表になります。予算につきましては財 務諸表を付けることとなってございまして 5 ページには平成 30 年度のキャッシュ・フロー の計算書、6ページに参りまして30年度の貸借対照表、7ページは29年度、本年度の予定 の損益計算書、8ページでございますけれども、水道事業会計の29年度、本年度の予定の 貸借対照表掲載してございます。またご覧いただければと思います。水道 9 ページに参り ます。注記事項といたしまして重要な会計方式ということでこちらにうたってございます。 要点のみ申し上げますけれども、固定資産の減価償却の方法でございますけれども定額法 によるということで、主な耐用年数につきましてはお示ししてあるとおりでございます。3 の引当金の計上方法につきましては、後ほど予算実施計画明細書にてご説明を申し上げま す。一番下にいきましてローマ数字のⅡ.セグメント情報の開示でございますけれども、水 道事業につきましては下水と違いましてセグメント分かれてございませんので記載を省略 してございます。

それでは 10 ページから説明を申し上げますけれども、私の方から全体的な説明をさせていただきまして事業ですとか工事等につきましては後ほど主要事業の概要にて高山係長から説明していただきますのでよろしくお願いいたします。それでは平成 30 年度の箕輪町水

道事業会計の実施計画明細書、まず収益的収入及び支出、収入でございます。水道事業収 益でございますけれども、4億9,998万3,000円を予定してございます。前年度比95万2,000 円の増でございます。給水収益4億83万円で前年度比72万円の増額で計上してございま すけれども、平成 28 年と平成 29 年度の調定ベースで推計してございます。この水道料金 の収入になります。見込みでございます。続きまして、その他営業収益が 1,338 万 1,000 円で 68 万 1,000 円の増となってございます。負担金でございますが、前年度比で 109 万 1.000 円ほど増えて 482 万 5.000 円となってございます。 消火栓の維持管理負担金、これが 前年度比 3 基増えまして 665 基分。消火栓の移転取替負担金、これが前年度比 1 基増えて 3 基分ということで収入増の見込みでございます。 これは一般会計から入ってくる負担金で ございます。続きまして営業外収益でございますけれども、まず受取利息及び配当金でご ざいますけれども利息の減少がございまして 18 万円の減少を見込みまして 12 万円で計上 してございます。負担金で700万円前年同額計上してございますけれども、新規加入者負 担金の接続数の見込みでございます。長期前受金の戻入でございますけれどもこれが7,242 万 1,000 円で計上してございます。前年度から 88 万 3,000 円少なくなってございますけれ ども収益化が進みましてこちらの金額となるものでございます。雑収益は前年並みで計上 してございます。

おめくりいただきまして水道の 12 ページ、支出になります。収益的支出でございます。 水道事業費用こちらが 4 億 9,921 万 9,000 円ということで前年度比 1,272 万 3,000 円の増 でございます。先ほど課長から説明がございましたけれども人件費を資本的支出から 1 人 分こちらへ移したこと、固定資産の除却費の計上が主要因でございます。9011 の原水及び 浄水事業でございますけれども、こちらは節の方で説明いたしますが委託料が数字が変わ ってきてございます。電気保安業務ほかということで244万1,000円計上してございます けれども、上古田の浄水場の紫外線ランプの取替、これが昨年の倍増でございます、43万 1,000 円増やしまして 84 万 1,000 円、取替の頻度が高いと言いますか、よく切れるもので すから増額をしてございます。水源土砂さらいの業務委託料、こちらも26万円増やして倍 増でございまして 51 万円、一番下の新電力プロバイダ業務委託 47 万 8,000 円、これは皆 増でございますけれども新電力に契約いたしまして動力費の方は下がったわけでございま すけれども下がる見込みでございますけれども、この新規でプロバイダの委託が必要とい うことで計上いたしてございます。前面並みでほぼ計上してございますけれども修繕費に つきましては前年比88万6,000円多く計上して538万6,000円計上してございます。大き なところで受水費でございますけれども、前年比増減なしの 1 億 3,913 万 1,000 円でござ います。

13ページに参りまして、9012配水及び給水事業でございますけれどもこの中で大きな前年比122万円増額となっておりますけれども、この中で備消品費17万円計上してございます。そちらにございます非常時の給水用ポリタンク、これがぼろぼろになってしまっておりましていざというときに使えないということで50個購入を予定しております。14万円を

計上いたしました。修繕費でございますけれども、消火栓移転の取替、こちらが 110 万円 増額して 270 万円計上してございます。こちらの主要因でございます。受託工事費、前年 比 81 万円増えまして 567 万円でございますけれども、平成 29 年の 6 基から 1 基増えて 7 基計画していることによるものでございます。総係費に参りまして総係事業 683 万 9,000 円の増額となってございます。これが正規の職員 1 人分の人件費の増によるものでございます。おめくりいただきまして 14 ページ、2 行目になりますけれども報酬といたしまして 3 回分の水道審議会の報酬を計上してございます、3 回分を計上してございます。すみません、その上の手当でございますが職員手当は 1 人分が増えたことによりまして前年比 200 万 9,000 円の増でございます。法定福利費につきましても 1 人職員が動いてきておりますので 134 万 1,000 円の増でございます。手数料のところ、公用車の車検分が増となっていること、あと公用車の車検の関係で保険料、公課費等が増額となってございます。

15 ページに参りまして貸倒引当金、賞与引当金、その他引当金の繰入額というものがございますけれども恐れ入ります、9 ページの水道 9 ページの引当金の計上方法をご覧いただきたいと思います。3 の引当金の計上方法でございます。後ほどご説明申し上げますということで、こちらの(2)商業引当金及びその他引当金でございますけれども職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いに備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額、(12 月から 3 月までの 4 ヶ月分)を計上している、これが賞与の引当金とその他引当金、その他引当金が共済費に当たるものでございます。つまり新年度で30年度でここで言ってるのが31年度に支払う6月の期末・勤勉手当は30年度に属する職員の12月から3月までに属していた部分を払うからその分を引き当てておきなさいよということでございまして、これを賞与の分、その賞与に対する法定福利費分として引き当てるものでございます。(3)の貸倒引当金でございますけれども債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績等による回収不能見込額を計上しておりまして毎年不納欠損の金額からこのくらいが必要と思われる数字を計上してございます。

すみません、15ページにお戻りください。減価償却事業になります。9015でございますけれども、2億1,475万3,000円、68万6,000円の増でございます。減価償却費は年々少なくなっていくというのが一般的でございますけれども、平成29年度においてテレメータ更新をしたことによりまして有形固定資産増える予定でございますので68万6,000円の増となってございます。おめくりいただきまして水道の16ページ、資産減耗事業402万7,000円計上してございます。前年度は量水器の除却のみの計上で25万円のみの計上でございましたけれども、377万7,000円の増額でございます。固定資産の除却費を392万7,000円計上してございますけれども、平成30年度の布設替えを予定している管路の固定資産台帳からの未償却分を計上しているものでございます。これにつきましては先ほどの減価償却費と同じように特に現金で支出をするものではございませんけれども、これも補てん財源と言いますか、損益勘定留保資金に回っていくものになります。

支払利息事業でございます、9021、3,193 万 7,000 円、前年比 223 万 1,000 円の減額を

予定してございます。これは利息の償還が進んでいることによるものでございます。9031 過年度損益修正損事業でございます。150万円計上してございます。右に説明ございますけ れども、水道料金の不納欠損として前年同額計上しているものでございます。予備費は前 年同額の300万円計上してございます。おめくりいただきまして18ページ、資本的収入及 び支出で収入でございます。資本的収入、前年同額の 1,070 万円を計上いたしました。1,000 万円は企業債でございまして前年同額の借入でございます。負担金として70万円収入見込 んでございますのが、下水道関連の補償料として工事の負担金として見込んでございます。 19 ページに参りまして資本的支出でございます。資本的支出、本年度の予算額が平成 30 年度、新年度の予算額が 1 億 9,577 万 2,000 円で前年度比 1,705 万 2,000 円の減少でござ います。9111 の配水設備工事事業、こちらが予算計上額が4,573 万円、前年度比2,424 万 円の減少でございますけれどもまず委託料でございますけれども、これが 1,105 万 2,000 円減少してございます。29 年度まで実施しておりました、給水装置のデータ作成搭載業務 が終了したことによります減少でございます。工事請負費でございますけれどもまた後ほ ど説明がございますが前年度比 1,318 万 8,000 円減額して計上してございます。メーター 事業でございますけれども 1,200 万円を計上いたしました。127 万 9,000 円の増でございま す。平成30年度は1.910個の効果を予定しております。昨年度、本年度ですね、平成29 年度は 1,198 個交換の予定で計上してございました。9113、第 5 次拡張事業でございます けれどもこちらは 4,159 万円計上してございます。490 万 4,000 円の増額でございます。こ れにつきまして給料、手当、法定福利費につきましては、ちょうど合計して 700 万円、正 規職員 1 人分が、収益的支出の方に移動してございます。その減があるわけでございます けれどもこれもまた後ほど説明いたしますが、アセットマネジメントの策定を計上したこ とによりまして差し引き増となってございます。委託料でございますが 1,493 万 6,000 円、 詳しくは次の 20 ページになるわけですけれども一番上にアセットマネジメント策定業務委 託ということで計上いたしました。前年度比 1,193 万 6,000 円の増でございます。工事請 負費は前年同額の計上でございます。固定資産購入事業、9114 でございます。232 万 7,000 円で昨年から 155万 7,000円減っておりますのは平成 29年度は軽の箱バン、車を1台購入 しているということと検針用のパソコンを導入しておりますのでその差引きによる減でご ざいます。平成30年度におきましては給水袋を1,200袋、検針ハンディーターミナル、検 針器ですね、こちらを7台購入する予定でございます。 最後に 9121 の企業債の償還金事業 でございますけれども昨年から 256 万 2,000 円増えまして 9,412 万 5,000 円を償還する見 込み予定でございます。 平成 29 年度は元金と利息合わせまして 1 億 2,573 万 1,000 円でご ざいましたけれども平成30年度は元金利息合わせまして1億2,606万2,000円の償還の予 定でございます。今後の見通しでは元利合計いたしまして平成33年度が償還のピーク、元 金のみでは平成34年がピークと見込んでございまして当分の間元金利息合わせまして1億 2,000万円代の償還が続くことになります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 高山係長

○高山水道工事係長 引き続き私の方からご説明をいたします。先ほど小林からも案内がありましたが主要事業の概要等につきまして説明をしたいと思います。主要事業の概要等調書の水道事業分ですが、48ページをお願いいたします。こちらにつきまして 30 年度に行われる例年にないものを中心にご説明をいたします。9111 資本的支出、配水設備工事事業になります。こちらの配水管布設替工事ほかということで 4,573 万円の計上になっております。内容につきまして右側の欄にございますが、下水道関連の工事それから耐震化等の布設替工事、こちらは例年通り行っているもので、記載の箇所を候補に計画しております。北島水源の流量計の取替については、経年によるもので取替を行います。一番下の不断水バルブの設置工事ということでこちら送水ポンプの補修のために既存の管の水の流れを止めなければならないということで、310 万円ほどになりますけれども断水をしないで設置をするバルブをつくるということでこちら 30 年度計上してございます。

続きまして 9113 の第 5 次拡張事業のご説明をいたします。こちら上水道管布設工事の計画ということで 4,159 万円の計上となっております。こちらの中で一番下にあります、アセットマネジメント策定ということで記載がありますが、約 9,990 万円の計上でございますがこちら説明書きにありますように、長期資産管理計画策定により将来的な施設更新費を把握・平準化し、安定的な事業経営のため経営戦略に反映させ、経営の健全化を図るとあります。資産を一通り把握をして更新等の優先順位を作ってそこから工事の計画ですとか工事の整備計画ですとか、また料金改定の基礎となるものですとかそういったものを整える事業として計画をしております。私の説明、水道事業につきましては以上になります。〇13番 中澤総務産業常任委員長 これで全てでいいですか。それでは質疑を行いたいと思います。ただいまの説明に対しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。浦野委員

- ○8番 浦野委員 さっき人件費を振替えたと。それによっていろいろ変わってきたんですが、これ何か理由とかあるんですかね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小林係長
- ○小林水道管理係長 これにつきましては第5次拡張事業でございますけれど、30年度はアセットマネジメントがあるので前年よりも若干多い数字が計上されておりますけれど、実際今までのところ、いわゆる3条予算、収益的収入及び支出、こちらのほうで2人、4条予算の資本的収入及び支出、こちらのほうで3人計上していたわけですが、実際に事業量が4条の工事、事業自体がだいぶ縮小化されてきていて、実際には維持管理のほうに主、人があたっているということで、工事事業が少ないのにいつまでも4条にあてていていいのかというところがありまして3条のほうに見直しを行うものでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。よろしいですか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますか。 (「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第29号 平成30年度箕輪町水道事業会計予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは議案第29号は原案のとおり決したということで報告してまいりたいと思います。

続きまして議案第30号 平成30年度箕輪町下水道事業会計予算を議題といたします。 課長から説明を求めます。課長

〇日野水道課長 それでは議案第 30 号 平成 30 年度箕輪町下水道事業会計予算について説明をいたしたいと思います。予算書の 27ページ、予算書です。27ページをご覧ください。第 1 条はご覧をいただきまして第 2 条 業務の予定量でありますが排水戸数が 7,890 戸、年間の総排水量は 198 万 7,096m³を予定をしております。また主要な建設改良事業は施設整備事業費 1 億 5,268 万 1,000 円と雨水排水施設整備事業 2,274 万 6,000 円を予定をしております。第 3 条の収益的収支は 10 億 1,403 万 7,000 円で前年と比較しまして 2,453 万 8,000 円、2.4%の減であります。

主な理由は収入では下水道事業の収益について使用料の値上げ改定によりまして、2,880 万円の増を見込んだ一方で営業外収益のうち一般会計の補助金を6,057 万4,000 円減額したことによるものであります。支出では企業債の利息の減額及び有形固定資産の減価償却の減が主な理由になります。第4条の資本的収入及び支出につきましては収入が6億4,378 万4,000 円でありまして前年度と比較をいたしまして3,700 万5,000 円、5.4%の減になります。主な理由は箕輪浄水苑の長寿命化改修工事及び雨水排水事業に係る企業債及び補助金の減であります。支出は9億9,449 万9,000 円で前年度と比較をいたしまして4,386 万6,000 円、4.2%の減であります。主な理由は箕輪浄水苑の長寿命化開拓更新料及び雨水排水施設の整備事業費の減であります。第4条の本文中の括弧書きでありますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,071 万5,000 円は当年度分の消費税資本的収支調整額及び当年度分の損益勘定留保資金で保全をするものであります。

次に第5条 企業債でありますが起債の目的は下水道事業で限度額が3億2,315万7,000円であります。起債の方法それから利率についてはご覧をいただければと思います。第6条の一時借入金ですが限度額を5億円と定めるものであります。第7条と第8条は経費の流用について定めるものでございますのでご覧をいただきたいと思います。第9条の他会計からの補助金でありますが一般会計から補助を受ける額は6億5,900万。前年度と比較しまして3,600万円の減であります。細部にいたしまして、続きましては係長の方から説明をさせますのでよろしくお願いをしたいと思います。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小林係長
- ○小林水道管理係長 それでは私から説明をいたします、緑の30年度の箕輪町予算に関する説明書こちらの下水の1ページをおめくりいただきたいと思います。下水は最後のピン

クの紙から始まる項目になります。こちらに 4 ページにわたりまして予算実施計画が記載 されてございますが、後ほど明細の方で説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。 財務諸表が続きます。5 ページは平成 30 年度の予定のキャッシュ・フロー計算書になりま す。6ページは平成30年度の予定の貸借対照表、7ページは本年度、29年度の下水道の予 定の損益計算書でございます。おめくりいただきまして8ページ、こちらは本年度、29年 度の予定の貸借対照表でございますので予算を作成するに当たりまして計上してございま すのでご覧いただければと思います。9ページに参ります。注記事項でございます。重要な 会計方針ということで固定資産の減価償却の方法、先ほどの水道事業会計と同様に定額法 によるものでございまして主な耐用年数はお示しのとおりでございます。引当金の計上方 法につきましては先ほどの水道事業会計と同様でございます。消費税等の会計方式は税抜 き方式によっているということと一番下のローマ数字のⅡ.予定貸借対照表関連といたしま して貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は63 億2.089万8.000円であるということでよろしくお願いいたします。10ページに参ります。 おめくりいただきまして 10 ページ、ローマ数字のⅢ.セグメント情報の開示でございますけ れども下水道につきましては公共下水道事業、公共と申し上げます。特定環境保全公共下 水道事業、以後、特環と申し上げます。農業集落排水処理施設事業、農集と申し上げます けれどもこの3つがございます。2番に報告セグメントごとの予定営業収益等ということで ご覧いただければと思いますが、予算は 1 本で出ておりますけれどもこちらにつきまして はそれぞれ 3 つのセグメントについて予定の収益等をお示ししてございます。営業収益に つきましては前年度の決算収納率を考慮して計上しておりますのでよろしくお願いいたし ます。

それでは 11 ページから予算の内容につきまして説明申し上げますけれども、先ほどの水道事業と同様に全体的な説明を私の方からさせていただきまして、事業の内容ですとか工事等につきましては後ほど主要事業の概要にて高山係長から説明していただきますので、よろしくお願いいたします。まず 11 ページの収益的収入及び支出、収入でございます。下水道事業収益 10 億 1,403 万 7,000 円を計上いたしました。前年度比で 2,453 万 8,000 円の減でございます。まず営業収益の下水道使用料でございますけれども、改定を行ってございます。本年度の予算額は 3 億 8,420 万円を計上いたしまして前年度比 2,880 万円の増収の予定でございます。平成 29 年度ベースで 6 月検針からの 10 ヶ月間分の改定分の収入増の見込みとなってございます。

その下、他会計の負担金でございます。492万8,000円を計上してございます。こちらは雨水の起債の利息の償還に充てるものでございまして一般会計からの繰入金でございます。雨水の関係ですので負担金というところに計上いたしております。その他工事収益といたしまして40万円増額で167万円を計上してございますのは指定工事店の手数料、更新予定数増の見込みで増やしてございます。2項の営業外収益でございますけれども、6億2,223万9,000円で5,208万2,000円の減でございます。受益者負担金につきましては増額を見

込んでございます。1,660 万円を計上いたしました。前年度比 1,160 万円の増でございまして公共で 10 件、特環で 18 件、農集で 2 件程度の新規加入を見込んでございます。他会計補助金でございますけれども、これは汚水に対する一般会計からの繰入金になります。3 億8,479 万7,000 円を計上いたしました。前年度比で 6,057 万4,000 円の減でございます。長期前受金の戻入、こちらが 311 万3,000 円減少しておりますが収益化が進んだことによるものでございます。一番下の特別利益のその他特別利益ということでマイナスの 190 万円ということで、前年度は 190 万円計上あったものが今年度 30 年度は 0 になってございます。平成 29 年度では浄水苑の長寿命化によります除却に伴う長期前受金の未収益化分を一括受入していたものが、30 年ではその予定がないため 0 で計上で差し引きマイナスが大きく表示されるものでございます。

おめくりいただきまして 12 ページでございます。引き続き支出でございますけれども下水道事業費用、すみません、今度は支出でございます。支出で下水道事業費用、こちらが 10 億 1,403 万 7,000 円を計上いたしました。前年度比 2,453 万 8,000 円の減でございます。 事業ごとに見てまいります、7011 の管渠事業、前年度比 320 万円の減でございますけれども委託料の管路清掃業務委託料、こちらを 320 万円減らしてございます。 処理場事業 7012 でございますけれども 442 万 9,000 円の増となってございますけれども、動力費につきましては 3,684 万 7,000 円ということで主として電気代でございますけれども前年度比 199 万 6,000 円の減少でございます。 これは新電力による減額の見込みでございます。

修繕費でございますけれども 107 万円増やしまして 1,628 万 5,000 円を計上してござい ます。手数料でございますけれどもこれは若干減ってございます。11 万 8,000 円計上して ございますけれどもこれは浄化槽の法定検査の手数料でございまして農集の処理場のあれ は浄化槽とカウントされますので、浄化槽の法定検査1年に1度受けなければいけないわ けですが西部中の処理場を廃止することによりまして、前年度比2万2,000円減額となっ てございます。18の委託料でございますけれども1億2,013万5,000円を計上いたしまし た。前年度比で委託料だけで 524 万 1,000 円の増でございます。処理場の維持管理でござ いますけれども、4,563 万 4,000 円とございますがこちらは昨年から 469 万 7,000 円減って ございます。汚泥の収集運搬処分が 1,168 万 5,000 円増えております。農集の処理場西部 中と西部南でございますけれどもこれを統合廃止に向けて今進めているところですけれど も、そこからの引き抜きが大きく掛かってまいりますので 5,880 万 7,000 円ということで 前年度から約 1,200 万円ほど多い数字が計上となってございます。マンホールポンプの維 持管理でございますけれども、農集から公共に移ったことによりまして 162 万円ほど増え て 396 万 4,000 円を計上してございます。減額で 99 万 9,000 円を計上してございます。新 規といたしまして新電力のプロバイダー業務 9 万 1,000 円を計上してございます。13 ペー ジに参りまして負担金でございます。このうち伊那中央行政組合負担金とございますけれ どもこれが増えてございまして 307万 8,000円増えまして 553万 5,000円となってござい ます。農集の処理場廃止、持ち込む費用等が含まれてこの値段で計上をしてございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長さん、ちょっと若干早くしていただきたいと思います。

○小林水道管理係長 では 13 ページに参りまして 7013 の受託工事事業は県道関係の補修 で 100 万円同額を見込んでございます。総係事業 7014 でございますけれども 111 万 1,000 円の増額となってございますけれども特に大きな要因はございません。人件費の昇給等に よる増等でございます。14ページにまいりまして下の方ですね。節でいいますと40、41、 48、この引当金の関係につきましては先ほど水道事業でご説明申し上げましたので同様で ございますのでよろしくお願いします。減価償却費 7020、997 万 4,000 円償却が進みまし て 30 年度は 5 億 7,108 万 8,000 円を計上してございます。15 ページに参ります。資産減 耗費 7021 でございますけれども昨年度は 550 万円計上しておりましたが、これは浄水苑の 長寿命化に伴うばっき気の更新のため計上していたものですが 30 年度はございません。で は 7031 の支払利息事業でございますけれども 1,455 万 4,000 円減りまして 1 億 9,949 万 5,000円の償還となります。これは利息の償還が進んでいるものでございます。補助金でご ざいます。補助金事業 315 万円増額いたしまして 370 万円を計上してございます。右側を ご覧いただきたいと思いますけれども、新規といたしまして接続推進の補助金ということ で 315 万円計上してございます。30 年度から 3 年間に限り接続工事に対しまして 1 件 10 万円を上限に交付を予定してございます。町内の指定工事店が実施します、既存の住宅が 対象となってございます。

7035のその他営業外費用30万円で10万円減ってございますけれどもこれは特定収入の消費税に係る費用でございます。一番下の過年度損益修正損事業7045でございますけれどもおめくりいただきまして下水道の使用料の不納欠損でございます、前年度同額を見込んでございます。予備費につきましては前年同額計上いたしております。17ページ参りまして資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、資本的収入6億4,378万4,000円、前年度比3,700万5,000円の減でございます。企業債ですけれども前年度比で398万7,000円減らしてございますけれども資本費平準化債は2,000万円増額いたしております。一方で事業減少に伴う借入額の減少による差し引きの減少でございます。他会計への負担金でございますけれども、これは雨水に関するものでございまして756万4,000円増えまして3,009万1,000円となります。雨水処理費の負担金でございますけれども30年度で完了と供用開始を目指す関係で補助事業の完了によりまして全額が町の繰入金となるための増でございます。他会計の補助金でございますけれども、これは汚水に関するものでございます。1,676万6,000円増えまして2億3,918万4,000円となります。企業債の元金の償還に要する費用増によるものでございます。国庫補助金につきましては事業の終了に伴いまして5,734万8,000円の減となってございます。

おめくりいただきまして下水の 18 ページ支出でございます。資本的支出 9 億 9,449 万 9,000 円で前年度比 4,386 万 6,000 円少ない計上でございます。内訳でございますけれども、7111 施設整備事業、こちらは前年度比 6,808 万 5,000 円の減少を見込んでございます。人

件費でございますけれども前年度は、29 年度につきましてはここがもう一人多くついてございました。職員が現在におきましても 1 人減になってございます。年度途中の異動で一人減となっておりまして職員 1 人分の減で 986 万 3,000 円のマイナスでございます。委託料でございますけれどもこれが浄水苑の長寿命化の業務委託、これが 1 億 1,400 万円ということで前年度比の減、農集の接続の測量設計の委託、これが 400 万円の前年度比の減ということで合計いたしまして委託料だけで 1 億 2,363 万 4,000 円の減で計上してございます。工事請負費は 6,400 万円増額して 1 億 3,000 万円を計上してございます、後ほど説明申し上げます。

雨水排水施設整備事業 7115 でございます。2,939 万 4,000 円減りまして 2,274 万 6,000 円を計上いたしております。これは雨水の補助事業が完了いたしまして前年度比ということになりますと減ってまいるものでございますけれども、04 の報酬といたしまして 9 万円計上してございます、雨水排水計画の再検討委員の報酬、これを 9 万円、3 回分計上してございます。委託料としてしまして雨水排水計画の再検討委託で 300 万円、工事請負費は前年度比で 3,000 万円減らしまして 1,000 万円の計上でございます。主要事業が平成 29 年度までに完了したためによるものでございます。企業債の償還事業でございますけれども5,361 万 3,000 円増えまして 8 億 1,607 万 2,000 円となります。平成 30 年度がピークでございます。平成 28 年度の決算時点で未償還元金が 106 億 4,123 万円ほどあったわけでありますけれど、平成 58 年度まで償還予定でございます。予備費につきましては前年同額を計上してございます。私からは以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございました。高山係長

○高山水道工事係長 引き続き私の方から事業の詳細についてご説明をいたします。資料 については主要事業の概要等調書、こちらの下水道事業分の52ページ、53ページ、こちら でご説明をしたいと思います。お願いいたします。まず一番右の欄ですけれども、事業対 象区域ということで記載してありますけれども 30 年度については変更等はございません。 認可等の変更はございませんで変更はありません。 真ん中あたりの 2012 処理場事業こちら になります。52 ページ、53 ページです。それでは 7012 の処理場事業でございます。こち ら右の欄にあります、処理場機械設備修繕、それから処理場管理業務委託、それから汚泥 収集運搬処分業務委託ということでこちらいずれも西部中処理場、先日接続が終了しまし て運転がまもなく停止をするところであります。つきまして予算につきましてもこちら修 繕委託、それから汚泥の処分に係わるもの、運転に係わるものについては除かれたものに なっております。汚泥の処分としましては浄水苑に係わるものが 3,240 万円、それから西 部南の処理場は 145 万 6,000 円、農集排全体で 910 万円、こちらが運転に係るものですけ れども西部中の運転停止、それから30年度に予定しております、西部南処理場も停止をし ますので、その後の汚泥等の処分としまして西部中については 648 万円、西部南につきま しては921万円を計上してございます。こちらにつきましては30年で西部南につきまして も30年度で全て撤去が終わりましたら単年度のみの計上となる見込みです。

続きまして53ページになります。7111施設整備事業、こちらの管渠埋設工事になります。その前にその上でですね、国庫補助金につきまして5,135万2,000円、それから企業債8,315万7,000円、こちら財源としまして国庫補助の事業を主に進めていきたいということで予定をしております。工事箇所につきましてはここ数年整備が人口、宅造等増えております、三日町田中城の地区、それから今年度整備をした続きになりますけれども沢の南荒井地区、こちらが主になります。それから農集排の接続の工事、西部南につきまして引き続き今年度一部着手をしておりますが引き続き30年度の完成を目指して行っていきたいと思います。こちら概ね4,000万円の当初の計上でございます。その他単独分として(聴取不能)の確保をしてございますが汚水の整備としてはこちらを予定をしております。続きまして委託料ですけれども不明水調査業務ということで432万円の計上をしております。今年度、町内全域の主要な管渠を委託調査をしまして怪しいところ、絞り込みの箇所が幾つか絞られております。おそらく松島地区、一番怪しいところということで松島地区の線路からバイパスまでの間で南北については6号線から帯無川のエリア、その辺りを行う予定でおります。

その次の農集処理場機能強化調査・計画業務ということで、こちら北小河内処理場の改 修に向けた前段の調査計画業務なんですけれども、農村整備の交付金の事業として手を挙 げておりますけれどもそちらの予算措置があるという前提にはなりますけれども 450 万円 ほどの計上をしてあります。こちら調査計画ができましたら、引き続きそれに基づいて交 付金を使いながらの改築のための設計、詳細設計を次年度以降かかっていきたいというこ とで予定をしております。続きまして7115雨水排水施設整備事業でございます。こちらの 雨水排水幹線整備事業でございますが、工事費として天竜川は右岸第 2 配水区雨水幹線整 備ということで30年度は1,000万円の計上をしてございます。主な第2配水区につきまし ては先日ご覧をいただきました、あちらの現場の工事で概ね幹線の整備は終了になりまし て一番上流の雨水を実際に取り込む、そちらの工事を来年度予定をしております。そちら の完成を持ちまして供用開始ということで整えていきたいと予定しております。それから 委託料につきましては雨水計画再検討業務ということで300万円の計上をしてございます。 今年度の業務、手をつけておりますけれども主に第 3 排水区、松島の地区ですけれどもこ ちらの計画の見直しということで進めております。当初の計画では天竜川に雨水を落とさ なければいけないということで、6億、7億ということでボックスカルバートも大きなもの を町の中に入れていくという計画になっておりますけれどもそちらの詳細について検討を 再度行うというものでございます。私の方からの説明は以上になります。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いします。浦野委員
- ○8番 浦野委員 15ページの接続の補助金というのがあったよね。前にリフォームの補助金で接続をすごい勧めたんだけど、あれがなくなるからっていうことの代替えなのかその辺どうですか。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小林係長
- ○小林水道管理係長 タイミング的にそれもございますけれど、実際のところリフォーム 補助金も下水道の接続に使うことが出来ておりました。それを使うことによって、下水の 接続にも使えますよという案内もしてきておりまして、それがここでなくなってしまうと いうものもございました。それに代わるものとして、今回導入するわけでございますけれ ど、ただ、ずっとこの1件あたり10万円という金額が果たして財政の体力的に続くかと言う と難しいものがございます。ですので3年間に限りということで実施するわけでございます けれども、使用料を改定する際に、審議会で答申をいただいております。その中で普及促進 に向けた努力をするようにということで、下水道事業は使用者の増加による収支改善効果 が高い事業であることから、引き続き未接続世帯の接続推進に積極的に取り組むとともに、 先進事例を研究する等効率的で実効性のある接続推進を検討されたいということで、今ま での中では供用開始から何年ということを謳っていたわけですけれどもその辺を取り外し まして、とにかく接続率をあげようということで実施したいと考えております。
- ○8番 浦野委員 ちょっと心配をしていたものでね、リフォームもなくなっちゃうから接続が進まないかなと。大変良いことだと思います。
- ○1番 小島委員 最後の説明で雨水排水計画の再検討ってあるんだけど、松島地区って 言われたと思うんだけど、前、大まかな計画はあったんだけど、根本的から考え直すのか あるいは部分修正か、そこら辺はどうなんでしょうかね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 高山係長
- ○高山水道工事係長 今のところはですね、大本の計画、排水範囲ですとか降る雨の量ですとか、そういったものの前提は変えずに、その中でどれだけの見直しが出来るかってところをまず手を付けております。その中でですね、なかなか改めて見直しをしても現状として大きく変えられない部分も多そうなので、そうなった場合は検討委員会の皆さんのご意見もいただきながら、どういったことで雨水の対策を考えていく、その方向性も含めてということにもなるかもしれませんけど、まずは現状を変えずに検討を今進めているところです。
- ○小島委員 (聴取不能)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論ございますでしょうか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。では議案第30号 平成30年度 箕輪町下水道事業会計予算について採決を行います。本案は原案のとおり決することにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。本案は原案のとおり決しました。

【水道課 終了】

【3 日目】

○13番 中澤総務産業常任委員長 おはようございます。総務産業委員会 3 日目の審議 ということで大変ご苦労さまでございます。ご覧いただくように全員出席ということで会 議を開催してまいります。

⑦会計課

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計 予算、会計課分についてを議題といたします。課長の方からお願いいたします。
- ○松村会計管理者 それでは議案第 25 号 平成 30 年度箕輪町一般会計予算の会計課に係る分の説明をいたします。箕輪町予算に関する説明書緑色の表紙のものとそれから主要事業の概要、これのみで説明をいたします。説明の方は小松係長の方でいたしますのでよろしくお願いをします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小松係長
- 〇小松会計係長 それでは歳入からご説明いたします。説明書 33 ページお願いいたします。会計課につきましては収入部分 2 科目に記載があります。22 款 諸収入のうち 02 預金利子、こちらが町預金利子といたしまして 3 万 4,000 円計上しております。また 05 雑入のうち、02 証紙売捌手数料こちらは県の収入証紙の販売手数料といたしまして 10 万円を計上しております。以上です。続きまして歳出の説明に参ります。ページにつきまして 51 ページをお願いいたします。会計課、歳出予算といたしましては 02 総務費といたしまして科目 0231 会計管理費が該当となります。節の部分の 02 から始まりまして 04 までにつきましては総務課に属している関係もありますので省略させていただきたいと思います。11 需用費 01 消耗品 13 万円、04 印刷製本費 22 万 6,000 円、決算書、また日計報告書等の印刷が該当となります。続きまして 12 節 役務費 04 の手数料、総額が 442 万 8,000 円、内訳といたしましては口座振替の手数料が 111 万 9,000 円、窓口収納手数料が 132 万 9,000 円、各種手数料が 15 万円、コンビニ収納手数料が 175 万円となっております。続きまして、おめくりいただきまして 52 ページを願いいたします。13 節 委託料、01 委託料といたしまして指定金融機関、こちら八十二銀行さんになりますが指定金融機関への派出業務の委託料といたしまして 216 万円となっております。以上で説明を終わります。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑を行いたいと思います。ただいまの説明に対してご質疑ある方は挙手をしてお願いいたします。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 手数料の件ですけど、口座振替、窓口収納手数料、各種手数料、コンビニ、これは各単価的にはみんな異なる金額ですか。もし分かれば、どこがいくらかお願いしたいと思いますが。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小松係長
- ○小松会計係長 こちらの金額、単価になりますけど、口座手数料につきましては1件10円、窓口の収納手数料につきましては30円としております。コンビニにつきましては60円になりまして、こちらは毎月それぞれの金融機関さんが取りまとめをしていただく中で支払い

をしています。各種手数料につきましては、こちらは振り込みの際にですね、一旦依頼をかけたものの例えば口座番号が違っているだとか、相手方が亡くなっていて振り込みが出来なかった等そういった諸事情があった場合に再振替をお願いしておりまして、その時には手数料がどうしてもかかってしまうということがあるので、その手数料としてこちらを見込んでいます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 いいですか。
- ○14番 伊藤委員 もう一個、コンビニはわかりますか。
- ○小松会計係長 コンビニは60円になります。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 最後のね、指定金融機関派出業務委託料216万円なんですけど、これ今あれ八十二から1人で来てもらってるの?
- ○小松会計係長 窓口で1人お願いをしております。特定の方ではなくて、八十二銀行さんの中でどなたかお1人来ていただいております。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 いずれにしろ毎日で見れば1人来ているってことだね。これって、他の辰野町とか南箕輪村と比べても同じ様な金額なんですか。課長
- ○松村会計課長 そういうことは聞いてないですので、扱いが違うと思います。辰野は入ってはいるんだけど、うちとは収納方法も違うと思います。伊那市みたいな大きなところは派出所でなくて出張所自体が入ってます。税金や料金の収納だけではなくて、例えば今日の公金の支払だとかそういうのの小切手の支払だとかそういう事務も一括してやっていただいておりますので、結構幅広い、慣れないとできないかなと。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 箕輪の八十二の皆さんが1人来てやっているのは知ってます。知っているんですが、その利用頻度というかね、町民から行った時には結構忙しいのか、普通なのか、たまに来るのかその辺のところはいかがです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○松村会計課長 いてくれるのが9時半から、お昼はいません。それから1時から3時までということですので、全部全部じゃないんですが、会計課の職員が普通におりますので、会計課の職員と八十二銀行さんとで対応すると、いっぱいいっぱいですね。レジが二つしかない、八十二に1個と会計課側に1個レジがありますのでレジが二つしかないのでそれ以上絶対さばけませんので、でも銀行さんみたいに並ぶということはないです。箕輪の税金しか扱わないということと、当然所得税とかそういうものは一切扱いませんので、振り込みもしませんし、ATMもないですし、並ぶってことはないですが、約半々ということで。以上です。
- ○6番 下原委員 (聴取不能)
- ○松村会計課長 よく知っている方は、銀行の窓口ってすごく混むじゃないですか、そこだとすぐやってくれるんですよ。だから知ってて来る人がいます。ただATMでお金を下してとか、他の用事をしてっていうのはどうしても銀行でないとダメなんで、納付書1枚持っ

てポッと払う人たちは、多分役場の窓口が一番早いし、土日ならコンビニ窓口の方がはるかに早い、そういうことになります。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にありますか。荻原委員
- ○3番 荻原委員 県の公金とか、こないだもちょっと行ったら、これは銀行に行ってもられないと困ると言われた。せめて県の払うお金くらいはどうにか窓口って訳にはいかないですかね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 課長
- ○松村会計課長 例えば先ほども言いましたけど、所得税のような国税、自動車税のような県税、それから事業所税みたいな、当然会計課の窓口では駄目ですし、八十二銀行さんの箕輪の派出所ではダメです。銀行さんの方行けば納められます。これはもう決まりみたいなものですね。だからどうにもならない、収納する仕組みになってない。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 収納代理機関になってない。
- ○松村会計課長 なってないってことですね。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。よろしいですか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。それでは討論ございますか。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算、会計課分についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決したものとして報告してまいります。

【会計課 終了】

⑧議会事務局・監査委員事務局

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは議会事務局の審査を始めたいと思います。 はじめに、議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)、議会事務局分に ついてを議題といたします。局長より説明を求めます。局長
- ○笠原議会事務局長 それでは議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号) 議会事務局に関する部分につきましてご説明いたします。詳細につきまして次長よりご説明いたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長
- 〇田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 それでは議案第 4 号 補正予算につきまして議会事務局に関係する説明をさせていただきます。補正予算書の22ページをご覧いただきたいと思います。議会費でございます。補正額につきまして補正前の額が1億779万2,000

円ですが補正額 17 万 5,000 円でございます。詳細につきましては 08 の報償費を 14 万円、11 の需要費を 3 万 5,000 円ということでございます。この報償費につきましては研修の増に関係する講師の謝礼、あと行政視察の運転代行の謝礼、また研修等に掛かる謝礼等を執行するにあたりまして不足額が生じたため補正をするものでございます。続いて消耗品でございます。消耗品 3 万 5,000 円の増ということの補正でございますが、こちらにつきましては参考図書の追録、また新聞購読料、災害対応用の腕章購入等を予定をする中で不足額が生じたため補正をするものでございます。説明は以上でございます。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑を行いたいと思います。ご質疑ある方は挙手をしてお願いいたします。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 さっき説明で行政視察と研修のそっちの方のことでというようなことでしたけど、これから3月までに行政視察か講習会なんかがあるということで取ってあるのですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長
- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 ただ今ご質問いただきました、行政視察の運転代行の関係並びに研修会の講師の謝礼ということでございますが、こちらにつきましては、まず1点目の行政視察の運転代行の謝礼につきましては、これから計画をしているものではなく、総務の視察の際に運転代行として毛利さんをお願いをいたしました。その関係が1点でございます。それと、研修会の関係でございますが、12月20日に行ないましたファシリテーション研修、これ活性化の関係で行ったわけですけれど、これ当初、研修会場に出向いて実施をする予定だったんですが、協会の方から講師を招いてこちらの方で研修が受けられるということになりまして、こちらについて研修が増えたということで、当初予定してなかったものですから、この分の金額が増加したもので、これからまた講習会を行なったりして講師の謝礼が増えたということではございません。以上でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 そうすると、これまだあの時に行ってもらった毛利さんとか払ってないってことですか。これから払うってことですか。ファシリテーションのこちらに来ていただいた報酬をこれから払うということで取ったっていう補正ですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長
- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 支払は、ファシリテーションの関係は請求 の関係がありましたので、まだこちらの方へは精算ついてません。運転代行の毛利さんに ついては支払が完了しております。全く予算がゼロになってしまったということではない ので、3月までの支払予定を見る中で、金額を補正したということで運転代行の支払については完了してございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 局長
- ○笠原議会事務局長 補足いたします。運転代行ですけれども総務の皆さん視察に行かれたのが11月半ばでございます。従いまして12月補正にどうしても間に合わないと。事務局と

いたしましてはなるべく早く予算措置をしたいのは山々でございます。12月のご予定ということで12月にはできるかなと踏んでおったんですけど、謝礼が必要なふうになったと。当初の計画では九州の方に行かれるといったことでございましたが、そういったことで運転代行とその経費が必要になりました。合わせまして、先ほど総務課の審査の方でバスの運転代行、非常に状況厳しいと、そういった話も質疑の中でご説明受けられたと存じますけど、そういった状況でバスを取るのが大変難しいと、そういった中で運転代行、リースでお借りしまして運転手さんを付けて、当初事務局、それから議員さんで交替で行った部分もございましたが、執行部よりそれはちょっと危ないので運転手の方を代行したらどうだと。そういったこともございましてやった次第でございます。ですので、これは3月までに地方創生の謝礼、若干払うのがあるんですけど、そちらの方をまだ払わないで運転代行の方は11月ですので、行ったのが。払わないわけにはまいりませんので払ってございます。従いまして、これから3月末までに、まだまだ地方創生の方出張ございますので、それに必要な経費、それプラス地方創生の分析の謝礼、それを先食いして払ってございます。ですのでここで補正をすると。12月でやりたかったところですが、そういった事情でできなかったと、そういったことでございます。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 今まで自分も年に1回総務産業でやってきていて、総務産業でやるというのは前々から予定にあったことで、ファシリテーションもそうだったし地方創生も急にって話は、まさしくそれはいろいろやってくるうちに大変な事だって急な研修があったりとかいうのは分かるけど、総務だとか福祉で行く研修ってのは最初から本来予定であることであって、そのことでどうのっていうのは確かに活性化で自分は委員長やってファシリテーションで来ていただいたりもして、そういったのも急遽の話だもんでしょうがねえなと思うけど、そこら辺のところって十分局長たちがそこら辺は我々のことをわかっていて、福祉も総務もそういった研修には行くってことはわかっていたことだと思うんだけど、たまたま総務の方のボリュームがでかくなったっていう、そういう解釈もあるんですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 局長

○笠原議会事務局長 29年度の予算から組み方が変わっております。どのようにやっているかと言いますと、まず委員会の方で計画を作っていただいて、それに基づいて事務局で積算します。例えば九州に行かれるということであれば飛行機代、そして向こうのレンタカー代、そこで移動する、そういったふうに科目で組んでいきます。おっしゃるように、計画つくっていただきましてどの委員会も視察があることは事前の計画でなっているわけですが、計画と実施段階で違うことがあります。例えば今回で言うならば、飛行機代の旅費はかかりませんでした。しかし、そちらのバスが取れないということから、バスが取れると総務課のお金で行けますので大丈夫ですが、取れない場合はレンタカーを借りて運転代行の方をお願いするという経費が新たに生じるわけです。ですので、そこの部分は計画通りにいかないために補正若しくは予備費から持ってくる充用が必要になります。出来る

だけ計画と実施段階が一致していただければ補正したり充用したりしなくて済むんですが、ただし議員の皆様の研修ということでございますので、1年前に計画を作ったものをそのまま実施しろなんていうことは事務局レベルとしてはとても申し上げられないと。その辺はそれこそ忖度させていただいておりまして、実行どおりにいかなかったらその都度その都度、例えば九州に行かなかったから旅費を何十万減らしてこちらの方へ持って行くと、そういったふうに補正をするのか、あるいは12月、3月まで執行状況を見て補正をして合わせていくのがいいのかという判断になりますと、その都度その都度では説明をしなければならなくなりますので、年度末、できましたら12月には補正をして睨みつつ執行していくという状況がよろしいかと思います。

ただ、計画と実施の間に齟齬がある場合ですね、委員長さんたちの中には「予算ある?」というふうに聞いていただける委員長さんもいるんですが、委員会、委員会で使っている経費がどうだっていうよりも、委員長の皆さんには実際の仕事の方に集中なさっていらっしゃるのでそういった事は事務局でやらせていただければいいのかなと、そういうふうに思います。ですので事務局としてはできるだけ計画と実施があっていただきたいと思うのはやまやまですけど、そうも言ってられないと。ですので予算のことはそういったことで出来ましたら実施段階、時期的なものは出来るだけそうしていただいた方がいいのかなと思ってます。以上です。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 今、説明をなさったんですけど、うちの委員会自体は飛行機だったのが違くなったとかそういう話をされてるんだけど、要は1回計画したのは1回で済んでて、九州行くよりは多分安かったはずなんだよね。そうしてみると、いわゆる総務委員会で盛った部分はどっかに使われたってことだよね、理屈は。それを使っても尚且つ足りなくなったから増額補正をするってことだよね。
- ○笠原議会事務局長 まさにおっしゃっているとおりでございまして、それをですね、計画で例えばうちは九州に行く、だけど九州に行かなくなった、そこで減額が生じました。じゃあその予算は減額補正します。だけど他のところで事業が増えました。そこでそこの分の経費が増えました。そしたらそこのところの経費はやりくりします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 じゃあ増えたのはどこになるのよ。
- ○笠原議会事務局長 増えたのは地方創生です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員
- ○1番 小島委員 総務のことを言われているんだけど、他の委員会、福祉の方が後、年 が明けてやってるんだけど、これは支払できてるわけ?
- ○笠原議会事務局長 福祉の方はバスが取れたんです。これは町の町有バスを使うものですから、総務費の方の支払になるんです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 ちなみに運転代行っていうのは1日いくらっていう形で謝礼をあげる と思うんですが、どのくらいですか。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長
- 〇田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 29年度に規定を設けまして、伊那バスの運転の、総務で契約しているものを準用したということで、1日あたり6時間45分で、1万5,000円。それを超える超過分は、1時間あたり3,000円と、宿泊が伴った場合は実費を見るという形で規定を設けています。以上です。
- ○8番 浦野委員 宿泊料も実費ってことで、謝礼の中に含んだりしてる計算なのか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長
- 〇田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 視察の時にはご負担いただきますが、報償 費のほうに含めて精算しております。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 やりくりをして云々ていうのはさっきの説明で理解はできたんだけど、普通に考えると予算もないのに先にやっちゃうのはおかしいんじゃないの。
- ○笠原議会事務局長 厳密にいうならばおっしゃるとおりです。ただし、議決の内容はどこまでなのかという問題が生じます。ここに書いてありますが予算の中に載っているのは旅費って書いてあるだけです。ただし、そこのところをもちろん厳密にやるといった方法もございます。先ほど申し上げましたが委員会ごとに計画をつくっていただいています。例えばある委員会でこの経費が足りないと、総額は旅費250万だよと。委員会ごとになっております。その中でやりくりをすると、例えばA委員会がB委員会のやつを使わせてくれないかといったことも確かにそういってやっていけばできます。ただしそれは非常に煩雑なると思いますので、それならば250万円の中でそれぞれがやっていかれた方がよろしいのではないかと。ただし、あまり劇的に足りなくなる場合は見ておりますので申し上げます。以上でございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 議決された予算は、款項で議決されてるからその中でやりくりするというのはそのことは分かるんだけど、結果的に増額するってことはその中でやりくりしてるわけじゃなくて、足りなくなったので増やしてるわけじゃん。やりくりというならそれはそれで理解できるけど、無い状態で執行しちゃってるってことじゃないの?局長
- ○笠原議会事務局長 そうです。無い状態で執行しているということです。そちらの方を、地方創生の報償費の方を食ってやっているということです。それがもし正すのであれば、そういったことで計画と実施段階で損が生じた場合は委員会、委員会の中でやっていただくしかないのかなと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員
- ○3番 荻原委員 地方創生の提言があったり、確かに活発にやってこられったってのは すごくわかるし、これは唐澤委員長からの要請があって、どうしても必要だからというこ とでこういった地方創生の会議ってのが研修なりが増えたってことでいいんですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 局長

○笠原議会事務局長 といいますか、委員会の中でやり方を決めております。例えば前半でRESASで検討すると、その次に省庁それから関係のところに行きましょう、といったところで決めております。それぞれ部会ごとにご紹介したように観光ですとかスポーツですとか、そういった所に分かれておりますので、その中で例えばこういう所はないかと話があればそういうのを探します。それでそこに行くと。そういったことでございますので、東京何回分ということ、それから負担金が必要なところはこういったのが要るのかなと、そういった積算になっております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 十分局長の言ってることは分かるし、そうはいっても自分も特別委員会の委員長をやって、当然委員長が当然そういったことに関わって、必要だよっていうこと、どうしても行きたいからなんとか局長お願いしますっていう話で頼み込んでするっていうことで、それならでも予算がある程度分かっていながらそれを食い込んで委員長がそれをやるっているのは、ありえるの、それって。そこら辺は私は初めてだもんでよく分からないけど、過去にもそういうことってあるのかな。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

- ○8番 浦野委員 かつて会計で旅費を出したりする立場にあったんだけど、おそらく事務局の立場としたら、行きたいというものを金がないのでダメだというのが一番簡単なんだよ。それは言いづらいような気がするんだよ。私はダメって言ったけど、なるべく委員さんの意に沿ってやりたいというところからきてるんじゃないかなって、予想は。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ただ、予算がないのに執行するというのはまずいぞと。どういう理由があったって基本的に。基本的にそれはまずいと思うよ。むしろ無い時にはブレーキかけるしかないと思うよ。下原委員
- ○6番 下原委員 ちょっと今皆さんの話を聞いていて理解不足で申し訳ないけど、改めて聞きますけれども、いずれにしたって地方創生のことっていう部分で使われてきて、バス代だ何だっていう恰好で足りなくなってここの補正ってなったんだよ。時期とすればもう少し早く補正をすれば良かったけどそのタイミングを失して、こうなってきているんで既に払っている部分もありますよということなんですけど、そういう理解でいいのかどうかということが一つと、地方創生の部分でいった場合には確かに年度当初からきちっと予算を立てる範囲のところまではいってなんだと思うわけね、そういうことで進んできている中で、ここで急遽という言葉は問題があるかもしれないけど、そういうことの必要性が生じてきたためにやってきてる。ということで食い込んじゃっているんだっていう、そういう理解でいいのかね。今の説明をずっと聞いていて理解不足があっちゃいけないのでそのん辺のところ、そういう事でいいのかね。私の解釈はそういう解釈をしているんだけど。どうですか委員長、聞いてみてください。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 局長
- ○笠原議会事務局長 さようです。そのとおりです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 もう一つ、講師謝礼とかそういうものについて、謝礼だとかそういう ことで不足したということですが、そういう金額っていうのは、県の場合、町はわからな いけど、大学の教授並みだとか、このくらいは1時間あたりいくらとか決まってるんですが、 この町には、今回は大学教授とかそういうところにもお金使ったと思うんですが、そのへ んの基準はどうなってるか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 局長

○笠原議会事務局長 まず、講演等の謝礼なんですけれども、これは相対の部分が大変ありますんで、講師の先生が売れっ子だったり、遠くからくる人だったりするとどうしても相対でいくらでしょうかというところで、そんなにお金がないのでという計算はします。

もう一つ、例えば分析して諏訪理科の奥原先生にお願いしたと、そういった場合はその 単価でですね、分析にかかった時間、そういったものを基にして積算をしてきりのいいと ころでそれをまけて、どうしてもそれをやっちゃうと何十万とかになってしまうので申し 訳ないけどこれで何とかしていただけませんかという話はさせていただいていて決めてい るといったところでございます。ですので、講演会の先生でない先生につきましては、そ ういった積算に、あと割り落とさせていただいて申し訳ないというふうにはさせていただ いております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 今私が聞いた話でいくと、ある程度お金がないことを承知の上で進めざるを得なくてやってきたという解釈でございますので、そういう理解の元で進めていくとなった時には、そういうようなことっていうのは別に議会事務局がどうだとかいうことじゃなくて、町の予算の中でそういうようなことっていうのは、方々でもそういう(聴取不能)というのは発生する可能性はあると思っているわけね。そういうことがこの議会事務局のこの一件に限って起きているんじゃないような気がするんだけど、その辺のところは知りえる範囲で担当じゃないで分からんじゃなくて、知りえる範囲の中でお尋ねをするんですけど、今までそういうところまで突っ込んだ委員会に出ていたわけじゃないので何とも言えないんだけど、ここが初めてそういうような状況があって、良い悪いは置いといて、そういう状況は出てたというのを聞いたのは初めてでいるものですからあり得ることかなと思いつつも他にもそういう例があったのかなという質問に対してはどうですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 局長

- ○笠原議会事務局長 今どうかは知りませんが、何年か役場にいますが、何回かあります。 ○13番 中澤総務産業常任委員長 私は今の議論を聞いていて思うんだけど、うちは議 会費なんだよね。自分達のことを決める立場にあるんだよね、余計襟を正さないと。自分 達は使っといて補正すればいいじゃないかって見られたら非常にまずいんじゃないかなと 私は思うんですけどね。
- ○6番 下原委員 関連ですけど、今回そういうことが起きてるということに対しては議

会事務局のほうは分かって説明してくれたとおりだと理解をしてますけど、このことに対して議会の立場って、議長はそのことを承知の上で許可をしていろいろやっているのか聞いてみたい。議長ここにいるわけじゃないか申し訳ないんだけど、議長に説明をしながら事を運んでいるのかどうかということについてはどうなんです?

○13番 中澤総務産業常任委員長 局長

○笠原議会事務局長 これも予算が決まった時に、29年度当初予算ですけれど、執行部の方で査定をさせてくれと、他との均衡もあるんで査定をさせてくれと、そのときにそういった内示があるんですけど、議長との間でそれならそういった状況も分からないでもないので、ただし補正をさせてくれという話はしております。こういった執行状況であって、これは補正が必要になりますねと、あるいは充用が必要になりますといったところは、予算の執行につきましては議長の印鑑ではなく私の印鑑というのが自治法の決まりなもんですから、執行は私、額によっては副長までいきますけど、議長のほうには報告はしております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 これ、自分もいつも怒られるような立場で偉そうなことは言えない、ただやっぱり地方創生、要するに必要だってことで、単純に言えば仲間、仲間でって言えばおかしいけど、使っているやつだもんで、あんまりどうのって言うのはちょっと、ただこういうふうになったって唐澤委員長にはある程度そこらの事情を聴いた方がいいと思う、どうしても必要なんだというふうに言われれば、私たちはダメじゃないかと、それも言えないような気もするんで、そこらは委員長として仲間の中で聞いてはどうなのかと思いますけど。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 今荻原委員からそういう話も出て、それも必要かなと思ったり、さっと考えたりしている中で、ここの意見も明確になってないんだよね、今言うのは。他の人の意見、他のというか当事者の意見も聞いたらどうだいっていう中で、皆そのやむを得なしとかダメだとかいうことを言ってる訳じゃないですから、委員長、今ここでまだ言うことがあれば言ってもらって一人の考え方をね、こういう状況だったもんでやむを得ないじゃねえかという意見だとか、そうはいってもこうだよとかそれぞれ発言をしてもらったらいかがでしょうかね。その時期かどうかは知らんけど、ここでのね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

- ○14番 伊藤委員 これ、そのお金の流用するときに議長の印鑑は必要ないんですか、 まずその辺をお聞きしたいんですが。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 局長
- ○笠原議会事務局長 議長ですか。例えば支払ありますよね、議会費の。そういうのは予 算の使う執行っていうんですけど、議長の印鑑はいらないんです。執行は私の印鑑です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

- ○14番 伊藤委員 この話は議長は承知してるという話でしたけど、印鑑を私が打って 支払いに回すってことで済んでるってことで理解していいですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 局長
- ○笠原議会事務局長 支払についてはそうです。ただし、予算の編成権は議会費の予算をつくる権限は町長が持っていますけれど、議会費をどのようにするかっていうのは議長です。予算をどうするかは。ただし、議会費としてこういう予算を作りたいっていうのを最終的にお決めになるのは議長です。それを執行部の方に出すわけですね。ですが、編成権は町長が持っているので、これはこうにしてもらえませんかというのは政治的に行われると。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○伊藤委員 そうするとその話は議長から町長にいっているってことで理解していいですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 局長
- ○笠原議会事務局長 いっているというか、要求する中で要求書を出しますので、最終的な査定は町長が行ないますから町長は知っているということです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 執行伺とか支出負担行為とか旅行命令とかいろいろあるんですが、そういう段階において議長の印鑑はいるんじゃないかな。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 局長
- ○笠原議会事務局長 次長からお答えいたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長
- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 先ほどのご質問ですけれど、局長が説明したのは伝票処理の関係は局長、また副町長の決裁が必要になるんですが、その前の執行段階また旅費の請求の伺い云々につきましては議長の印鑑をいただいた上でこういう出張に参加また旅費については旅行命令が各議員さん誰々いくらっていうのは議長が印鑑をついて決裁をしたうえで執行しているということでございます。各種講習会や研修会に参加とか開催についても全て議長が執行の確認をしております。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員
- ○1番 小島委員 この話を聞いて思い出したのは、総務で来年から伊那バスじゃなくて 箕輪の業者をお願いしたいということも聞いたんだよね。というのは、多分年間基準があ るんだよね。契約してると思うんだけど、1回いくら何時間いくらって。それの金額的な問 題があって増えてきちゃったとかそういうことはないわけ全く。箕輪の業者に代わったっ ていう、そこら辺を皆さんに聞いても分からんかもしれんけども、そこら辺の絡みがある のかな。伊那バスがやらないってのは忙しいようなこと言ってるんだけど。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 さっき私も言いましたけれど、基本的にこういうことっていうのは、基本的には認められないことなんだよね。予算がなくて執行するってい

うことは。予算の議決があってやるってのが原則的なんですよね、何でも。例えば、議会 費だもんで非常に頭を皆さん悩ませてると思うんだよね。例えばこれが建設課でなんか先 に事業をやっちゃって、後で予算をつけてくれって言われても、これはなかなか、なかな かっていうかそれこそ議会軽視で認められないはずなんだよね。そういうことも含めて、 今回予算を提出されてるっていうことでいいの?局長

- ○笠原議会事務局長 予算がないけれども、足りなくなったら補正してくださいと、そういった話がなされております。ですので、ここで提出をさせていただいたということでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ということは、今言ったように先やっちゃってるんだけど、予算がないんで補正してくださいっていうことを了解済みってことなんだね。
- ○笠原議会事務局長 さようです。
- (聴取不能)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 そういうこと。とにかく町民の人たちから説明を求められても説明できないんだよね、なかなか。お前たちお手盛りでやっているのかってなっちゃうもんな。下原委員
- ○6番 下原委員 今これだけいろいろ皆さんで意見を出してもね、私を含めて正しいと いうか、実態の理解が出来ていそうで出来ていない、こういうのはいけないからとかいい よという話だけがなっていて、ああそうかな、そういうものかな、という聞いたり言った りしている範囲のことだと私は今理解して、みんなそれぞれ考え方とか思いが違っている んだと私は思っているわけ。議会事務局のほうなり委員長なり、他の委員のそれぞれの皆 さん方が、そういうことかいっていう話のものがあると思うので、その辺のところを含め て私は皆さんの意見を一つ取りまとめるという意味の中でも、何かのアクションが必要じ ゃないかと、こんなにこっちか、こっちかと言ってるだけじゃ、私はダメだと思うので、 こういう中で関係の皆さんはここの総務だけでやることだけじゃなくて、さっき唐澤委員 長という例がさっき出たけれど、そういう部分のところも踏まえて、何か知恵があるんな ら出してみんな意見を言えばいいと思うんだけど、知恵がここまでよという話になると、 関係者に意見を聞かざるを得ないんじゃないかとか、それが必要性があるかどうかも問題 なんだよ。総務の委員会でそれだけのことをやっていて、本当に意見を聞かなきゃいけな い状況なのかということも問題なんだけども、そういうような状態でこれだけ聞いててみ んなそれぞれ意見が中途半端な理解をしていると思う。その辺のところを統一的に持って やっていった方がいいような気がするものですから、何らかの知恵を出したらどうだいと いうその知恵は総務の人は総務としての意見を、今いう話をだいたい聞くことを聞いて、 質問のことを聞いたんだから、それをこういうとではないという念押しをしながら事に当 たっていくってことが大事だと思うので、実際問題としてこういう補正の在り方から踏ま えてどういうふうに持っていっていったらいいかなって、それも議会費の話だからね。議 会ってのは少なくともチェック機関であるので、チェック機関がそういう中途半端だって、

我々が中途半端な形でいちゃいけないと思うので、そういうとこをはっきりした上でどう こうという部分を持って行くべきだと思うだけど皆さんどうですか。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 要は、今やるこの時期にというのがおかしいて話ですが、他のところの人、委員長の話を聞くとか、17万5,000円の補正ですよ。その中で内容が今分かったので、これからなるべく、12月補正でやるとか時期的なものとかそういうことなので、最終的に使ってしまったという中で、これ補正を認めないでと言えば今度逆におかしなことになってしまうので、それは大体皆さんいろいろ質問したので、そこまで広げる必要はないと思います。またこれから唐澤委員長に出てきてくださいとか、そんな必要はないと思う。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 少なくも、金額が多いとか少ないとかじゃなくて、財政規律なので、少なくも、しかもはっきり言って異常なことをやるわけなので、執行者、町長とか議長とか、それからここの委員会でもそういう意見も聞いて意見を一致した上でやらないとまずいんじゃないかな。そうはいっても大手を振って大きい顔をできるようなことをやってる訳じゃないので、少なくもどういうことに決めていくにしてみても、少なくも議長、町長の意見を一致させとくのがいいんじゃないかなと私は思うんですけどね。○8番 浦野委員 私は県でやってきた中で、節内流用は認められている中で、流用禁止科目をこっちから違うところから出したとかいう話じゃないので、補正でやってきちんとなっていればいいわけで、最終的に。私見ていて、本当に役場なんてすごく真面目にやっている方だと思っているので、何千万も流用を掛けたりしたことを思えば、今話を聞いて
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

大体内容が分かったんのそれで私はいいと思いますが。

- ○14番 伊藤委員 そこまで大げさにする必要もないような気も私はするけど、議長が 今日来てると思うんで議長くらいにはそういう話をちょっとして、どういう状況からどう なったのかということだけ聞いてもいいような気がしますが、どんなもんでしょうか。
- ○8番 浦野委員 (聴取不能)
- ○3番 荻原委員 でも、議長が一応そういった執行で判子ついてる、議長が認めてるってことだもんで、議長がきちんとこういうことで必要だったんだからこうにしたってくらいの話はないとおかしいわな。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 とりあえず議長に入ってもらいますかね。議長いたら呼んでもらえますかね。ただいま補正予算を審議している中で、やっちゃったものに対してお金が無くなっちゃってるで補正しろという話が見えてきたわけです。基本的に予算のないことに事業を執行して、はっきり言って議会軽視でもあるし、ただおきていることは議会費でおきてるもんで、たまたまほかの費目でおきた時に、単純に認められるようなことじゃないってことがあって、いろいろ議論が出てきているんです。その辺について議長の見解をお伺いしたいということで来ていただいたと。
- ○15番 木村議長 基本的には1年間の計画を立てるものですから、その計画をもって予

算執行というか、今回の場合ですと旅費の関係だと、出張等1年間の計画の中で実施していることだと思いますし、たまたまその中で予算が足りなくなっちゃったということで、今回の場合はたまたま出張とかした時に、本来ですと車で行く時には全額町のほうでやってくれるわけですけれど、レンタカーを借りた場合には運転手の分とか全て議会費のほうから出さなきゃいけないということもありまして足りなくなったということで、そうはいっても議会の中で研修に行かれるとか、そういうのはなるべく1年間の計画もありますし、認めていかなければいけないなということで、認めさせていただいたところです。その結果、こういうことになってしまったと。当初計画の中では、年度当初、予算的には減額されたわけですけれども、その時にも足りなくなったら補正をするよということは言っていただいていたわけですけれど、安易に補正をするのがいいことじゃないものですから、たまたまその中で議員さんたちも一生懸命勉強してくれているし、なるべく認めていきたいなということでやってきた結果こういうことになってしまったということで、よろしくお願いします。

- ○3番 荻原省三委員 議長の言うことは多分にわかって、局長からの話だと地方創生の研修とかが結構多かったってことで足りなくなったということのようで、当然去年1年間見てても地方創生のみなさんたちは本当にいろいろ努力しているのは十分わかっているし、だから必要だったという解釈を我々はすればいいと。
- \bigcirc 15番 木村議長 すればいいということではなくて、是非ご理解をいただきたいということです。
- ○6番 下原委員 内容的なことと、もう一つは時期的に何故1月へって話を聞いてるわけ。 12月のことについては、局長からも話があって12月にって話もあったんだけど、タイミング 的な問題があるわけで、補正を出す。そういう問題についても話が今出てて、議長の見解 はそれで、そのことを承知の上で1月だかでやむなしという判断をされたという理解でいい ですか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 議長
- ○15番 木村議長 順番がどうこうということもありますけど、旅費を報酬で、研修講師謝礼とかで食ってしまったというか、その分を旅費で食っちゃったということがございまして、たまたま、まだここで報酬の方が支払いの請求が来ないような状況だったものですから、本当でしたら12月にやるべきだったと思いますけれど、たまたまそういうわけで今回にずれ込んでしまったということです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 議会を開くにあたっては、理事者側からいつ、こういうことで議会を開きたいんだよ、という通知が議長あてに来て招集されてやるんだけど、議会側からだって議長はこういうことで議会を開いてください、ということだってできるはずなんですよ。そういうことが今回感じていらっしゃるなら、何か別の理由があってできなんだのか、12月も1月もえらい変わらないでいいわと、言葉は悪いけど申し訳ないけどそういう解釈なの

- か。一方的に議会を開くのは理事者側からだけでなくて議会側からだって要求は出来るんですから、その辺のところの解釈は議長いかがですか。
- ○15番 木村議長 確かに議会も依頼することは出来ます。今回の場合は金額的にもそういうことがあって、本当は出来れば一番良かったと思ってますけどね。たまたま今回そういうことで1月までずれ込んでしまったということはお詫びしなければいけないなと思っております。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 とにかく議会費だからさ、自分達で議決できる立場でいるじゃんね。余計襟を正してというか、しないとまずかったんじゃないのかなと、問われた時にね。そういう思いが非常にあるんですよね。
- ○15番 木村議長 確かに議会費ですから色々な面からお手盛りとかそういうことを言われる可能性もありますけど、今回の場合はそういうことで予算も一生懸命やっていただいてということで、確かにこの時期に来ちゃったということはあれかもしれませんけど、今後の参考にしたいと思いますのでよろしくお願いします。
- ○6番 下原委員 今ここの委員会で言ってることはわかると、議長はわかって喋っている。局長もわかって喋っている。要するにここにきて補正をやって、あと残りは3月ったってそんなにないんじゃないかと、日が。どうしてここにきて補正が必要なんだっていう中から話が出て、実は前にこれこれしかじかがあって払い込んじゃってる、あるいは払い込まなきゃならない状況が発生してるのでこうだというふうになるので、補正を出す時期ということについては課題として残っても不思議じゃないと、私はそういう理解をしている。それで、今回そんなことを取り消すってそんな時間の過ぎたことを言ってる、そんなちゃちなことを言っているつもりは毛頭ございませんけど、そういう基本的な部分を普通で考えればこれが出て、18日に可決されたって残りが普通ではあと幾日もないんですよ、3月。だからどうしてかなという疑問から出てきて、いろいろ話を聞いていったら、これこれしかじかだという話の中からきて、そういうことが過去にも、議会費ばかりじゃなくて他にもそういうことがあったのかいとか、そういうことが調去にも、議会費はかりじゃなくて他にもそういうことがあったのかいとか、そういうことが調査にも、ただ闇雲におかしいんじゃないかとやってるんじゃないということだけは承知してほしい。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 木村議長
- ○15番 木村議長 今回どうしても盛らなきゃいけなかったということだけはご理解を、 時期的なことは問題として、盛らなきゃいけなかったということはご理解をいただきたい と思いますけど。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 このことについて、議長から町長の方には補正の部分の金額を承知をしていると理解していいですか。
- ○15番 木村議長 補正は見積もりを出すので、あとは最終的には町長が了解している

ということだと思います。見る見ないは別として。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 議長の意見は聞いたで、町長にも聞くじゃんかね、 とりあえずは一言。提案者は町長だからね、そうはいっても。
- ○6番 下原委員 委員長として必要と認めるのであれば。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 私は一応聞いた方がいいと思います。
- ○15番 木村議長 町長のところに聴きに行けば、町長はこちらから議会の方なんで、 思いました。ということと、町長はここまで細かくは見てませんよ。見てないということ はないけど、最終的に見ると思いますけど、予算はもう総額で、大きなものは査定すると 思いますけど、もうそれはこの金額だったら課長査定で行くということですので。
- ○6番 下原委員 どういう結論になるかは別として、こういう意見があって、こういう 議論をしてこういう説明があってこういうことになったけれども、こういう課題があって、 よく聞いたらこうだったと、改めてきちんとして町長ののところへ行って言うほどのこと じゃないんだけれども、話の過程としては出ても不思議じゃない。(聴取不能)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 休憩の間に伊藤副委員長と一緒に、町長の見解を聞いてきました。その中では基本的には好ましいことではないという見解を持っていました。ということでございます。

それでは元に戻りまして補正予算の審議に戻ります。引き続きご質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。議案第4号 平成29年度箕輪町 一般会計補正予算(第8号)、議会事務局分についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

 \bigcirc 1 3番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決することとして報告してまいります。

元へ戻します。議案第4号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第8号)議会事務局分 についてを討論ございますでしょうか

- ○6番 下原委員 正式な討論になるかどうかですが、こういうことが起きているという 事実のことに対して、今後こういうことを極力少なくし、なくす様な努力をする中で事に あたってもらいたいというお願いをしたり、そういうふうに持って行くべきだと私は思い ますので、私は賛成の中でも、一つちょっといれて話をもってく、別にこれが議会事務局 だからじゃなくて、総合的に町としてもそういう方法をやっていくべきじゃないかという ことを執行者が気を付けて配慮しながらやっていくべきだと思って、そういう意味で今回 の場合はそんなにあれじゃないんで、賛成討論なんですけれど、但し書きがつけばそうい うことですと、こういうことです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 賛成はそれでいいんですが、適正な執行を求めると

いうようなことにつきましては、具体的にいくつかの方法あると思うんですけど、口頭で 申し入れるということでよろしいですか。

- ○6番 下原委員 何でもいいですよ、方法論は。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか、討論。 (「なし」の声あり)
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。本 案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。平成29年度箕輪町一般会計補 正予算(第8号)につきましては本案は原案のとおり決することにいたしました。

続きまして議案第 25 号 平成 30 年度箕輪町一般会計予算を議題といたします。このうち議会事務局に係る部分を議題といたします。局長から説明を求めます。局長

- ○笠原議会事務局長 それでは議案第 25 号 平成 30 年度箕輪町一般会計予算議会事務局 それから監査委員事務局に関する部分につきましてご説明申し上げます。詳細、次長の方からご説明いたします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長
- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 それでは平成30年度の一般会計の詳細について説明をさせていただきます。恐れ入ります、歳出から説明をさせていただきますので予算に関する説明書の40ページをお願いをいたします。議会費でございます。0101議会費でございますが0101の報酬でございますが議員報酬ということでございます。0103の非常勤職員報酬でございますが今年度は当初から非常勤2名体制ということで2名の体制ということでございます。お二人とも20日間勤務ということでございます。0201につきましては給料でございますので人事係の方での計上ということでございます。0301職員手当、こちらにつきましては議会議員期末手当は議員さんの関係するものでございまして、一般職の諸手当につきましては人事の方で計上ということでございます。続いて0404の共済費でございます。こちらにつきましても一般職員共済費につきましては人事係の方で計上をさせていただいております。ほかに議会議員さんの共済費、非常勤職員2名の社会保険料及び雇用保険料を計上させていただいております。

続きまして報償費でございます。こちらにつきましては各委員会からの実施計画に基づきまして行政視察、謝礼、研修会等の講師謝礼等を計上させていただき、すみません、金額を申し上げてなかったです。報償費につきましては 124 万 3,000 円を計上させていただいております。続きまして 0901 の旅費でございます。256 万 6,000 円でございますが旅費といたしまして議会議員の普通旅費、職員の普通旅費、計で 248 万 5,000 円、議会議員の皆さんの旅費に関しましては 236 万 8,000 円を計上させていただいております。こちらにつきましても事業計画を提出いただきましたものに基づきまして算出をさせていただいております。09 - 02 の費用弁償 8 万 1,000 円ですが、こちらにつきましては非常勤職員の費

用弁償ということで通勤手当ということでございます。10 - 01 交際費 40 万円でございますが、議長交際費でございます。

続きまして需用費、11 - 01 消耗品でございます。52 万 5,000 円でございますが各事業に基づく消耗品、また参考図書の追録、あと事務の消耗品等を計上させていただいております。11 - 04 の印刷製本費 188 万 2,000 円でございますがこちらにつきましては議会だよりの印刷代、また名刺等の印刷代ということでございます。またこの議会だよりにつきましては広報委員会の方で検討していただきました結果、今までは年間 4 回の発行で、14 ページ2 回、16 ページ2 回ということで実施をしてきましたが 30 年度につきましては 20 ページ2 回、22 ページを 2 回の年 4 回ということでページ数が増えてございます。発行する部数に関しましては広報の方と調整をしまして 9900 部を予定をしております。またクリニックの方に提出するものも増刷分として 10 万強計画を予定をしております。また地方創生の関係で若者アンケートを計画しておりまして、そのアンケート用紙の印刷の関係も 2 万 1,600 円ほど計上をさせていただいております。11 - 06 の修繕料を 5 万円でございますが、これ毎年計上させていただいております、議場放送設備等の修理が必要になったときのものとして計上させていただいております。

続きまして役務費、12 - 01 通信運搬費でございます。こちらにつきましては地方創生の関係の只今アンケートの話をさせていただいたんですが、このアンケートを郵送するための郵券料として 46 万円を計上させていただきました。12 - 03 の広告料でございますがこちらにつきましてはいわゆる例年行っています、年賀、暑中見舞い等の新聞広告の手数料を計上させていただいております。続いて 12 - 04 手数料でございますが、こちらにつきましては議場のですね、課等の名前が変わった場合の名札の入れ替えですとかそのほかに傍聴規則の説明看板を今年設置をすると、今まで紙ベースの古いものだったんですが傍聴規則を見直しましたので、ここで綺麗なものを、看板的なものということで整備をいたしまして設置をしたいということで計上させていただいております。

続いて委託料 13 - 01 でございます。105 万 3,000 円でございますがこちらにつきましては会議録のデータベース化の委託料、会議録作成の支援のシステムパッケージ保守点検の委託料、議場の放送設備の保守点検等の委託料でございます。それと図書館にあります、図書室ですか、図書室にありますカラー複合機の保守委託料というものを計上させていただいております。また 29 年度に委員会室に支援システムを導入いたしましたので本年度、委員会室の音響設備の保守点検の方も計上させていただいております、7 万 6,000 円ほどでございます。続いて 14 - 01 の使用料及び賃借料でございますが、自動車の借上料、これはタクシーの借上ということ、また先ほどもちょっとお話があったんですが、伊那バスの町のバスの契約の関係が当時不明瞭なところがはっきりしないところがございまして議会としてバスが使用できない場合にレンタカーを議会として借上げるということも必要ではないかという中でレンタカーの借上を 19 万 8,000 円ほど計上させていただいております。ただ、その後バスの契約の関係がありましたので状況に応じると思います。続きまして議会

の会議録検索システムの使用料として 129 万 6,000 円、会議録作成システムリース料として 16 万強、あと図書館の複合機のリース料、これはコピー機ですがそういったものを計上させていただいております。また官庁速報 2 ライセンス、i JAMP の関係ですが引き続き計上させていただいております。それとこれ年間の事業計画の中で会場使用料として 10 万 8,000 円ほど計上させていただいているんですが、女性の意見交換会の会場使用料ということで地方創生に絡む意見交換会、女性をターゲットとした意見交換会を実施をするという中で、会場使用料及びそれに付随する機器等の借上げということで計上させていただいております。続いて 18 - 01 備品購入費でございますが、こちらにつきまして委員会の計画の中で示されてきました、研修用のプロジェクターとスクリーンの方を購入をしたいとということで 17 万 2.000 円計上させていただいております。

続いて 19‐01 負担金でございます。こちらについては県の議長会等の負担金、例年支払 いを行っている負担金並びに各議員さんが研修の際に掛かる研修会の負担金として全国市 町村国際文化研修所、滋賀の関係ですがその関係の研修会の負担金を計上をさせていただ いております。議員さんの各種研修会の負担金については 43 万 3,000 円を計上させていた だいております。大変失礼しました、議会費につきましては総額で 1 億 408 万 9,000 円で ございます。前年度 448 万 5,000 円の減ということでございます。大きな減額の内容はこ の委員会のシステムの導入の委託をしたんですが、それが終了しておりますのでそれが 300 万ほど掛かりましたのでそういったのがないということで減額ということになってござい ます。すみません、歳入の方に移らせていただきますので30ページをご覧になっていただ きたいと思います。20款の繰入金ございます。一番下の18目 ふるさと応援基金繰入金で ございますがこのふるさと応援基金の繰入金の方から議会費の方に 5 万円充当をしていた だいております。こちらにつきましてはイベントで行うものに充当をさせていただくとい うことでご了承いただきたいと思います。続きまして予算書の34ページをご覧いただきた いと思います。諸収入でございますが 09 の雇用保険本人負担分ということでございまして 議会費で 1 万円計上させていただいておりますが、非常勤職員の 2 名分の雇用保険の本人 負担分ということでございます。議会費に関する内容につきましては以上でございます。 続いて監査委員事務局の関係も説明してよろしいですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 お願いします。

〇田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 それでは監査委員事務局に関する歳出について説明をさせていただきますので 69 ページ、70 ページになります。69 ページ最下段になりますが、監査委員費でございます。本年度予算額 1,076 万 9,000 円、前年度比較で 10 万 1,000 円の増でございます。70 ページをご覧いただきたいと思いますが 0102 の委員報酬でございますが、こちらにつきましては監査委員報酬ということでございます。給料、職員手当につきましては人事係の方で、すみません共済費までですね、人事係の方での計上ということでございます。0801 の報償費でございますが 10 万円計上させていただいておりますが、これ法律相談の謝礼ということで住民監査請求等あった場合の弁護士等の法

律相談ということの謝礼を盛り込ませていただいております。続いて 09 - 01 の旅費でございますが、職員の普通旅費。 09 - 02 の費用弁償でございますが監査委員費用弁償ということで、監査委員さんの研修に掛かる旅費を計上させていただいております。監査委員につきましては全国の研修会への参加、また NOMA 等の研修に参加をしてございますのでその費用弁償を計上させていただいております。続いて 11 - 01 需用費、消耗品費でございますがこちらについては参考図書の追録、また事務消耗品等の経費でございます。 11 - 04 印刷製本費、3,000 円ですが名刺の代金を計上させていただいております。負担金でございます、19 - 01 の負担金でございますが県監査委員協議会への負担金、行政管理講座参加負担金、これが今まで研修に行っているのは名古屋の NOMA の研修に参加をさせていただいております、これが 6 万 3,000 円。また先ほどお話ししました全国の研修会、監査委員研修会に参加しております。これが負担金として 6,000 円ということでトータル負担金が 7 万 4,000 円ということでございます。ざっぱくな説明で申し訳ないですが、よろしくお願いいたします。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑を行いたいと思います。ご質疑ある方は挙手をしてお願いいたします。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 先ほど30ページで、ふるさと応援基金から5万円の歳入があって、議会費としてのイベント分というご説明だったんだけど、イベント分てどういうイベントの具体的に分かればお願いします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 局長
- ○笠原議会事務局長 先ほど会場使用料等々で女性の関係ですね。意見交換会のほうを予定しておりますので、ふるさと寄附金をどこからか5万円していただいた方がいらっしゃいまして、議会費というご希望ですので、そちらのほうへ充当するということでございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。浦野委員
- ○8番 浦野委員 職員を増やしていただいたんですが、臨時ということで正職員化はなかなか難しいんですかね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 局長
- ○笠原議会事務局長 そうですね。本当でしたらその方がよろしいんですが、前に田口先 生の講演会でもありましたが、議会自体には職員を採用する権限がありますので、そうい ったこともご検討いただければと存じます。よろしくお願いします。
- ○8番 浦野委員 国の補助金をもらうことはダメだと思いますが、国で進めている施策ですので、議会の方から進んで職員の正規雇用化を図るようにしてもらいたいと思います。
- \bigcirc 13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。いいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。では討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

平成30年3月定例会総務産業常任委員会審査

○13番 中澤総務産業常任委員長 ないですか。では議案第25号 平成30年度箕輪町一般会計予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

 \bigcirc 13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。では、原案のとおり決するものといたしました。

【議会事務局・監査委員事務局 終了】

⑨請願・陳情

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは引き続き陳情請願について審査をいたします。

最初に受理番号 1 番 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを審査いたします。事務局から説明をお願いいたします。田中次長

- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 陳情1号 朗読
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 説明の終わりのようでございます。あれですか。既 に議会済んでいるところの状況は分かってますか。次長
- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 実はですね、この 3 月議会の日程が非常に 町村でまちまちで、南箕輪のみ確認ができました。南箕輪につきましては現在、委員会レ ベルで採択ということでございます。それ以外の町村すべて陳情出てるんですが、まだ審 議に入ってないということで確認が取れていません。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございました。そういう状況のようでございます。それではご意見をいただきたいというに思います。荻原委員
- ○3番 荻原委員 陳情提出者の上伊那地区労働組合連合会議長、寺澤さん、これはどういう組織か分かりますか。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長
- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 確認してません。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 役場の労働組合も入ってるんだよね。労働組合のほとんど主要なところはほとんど入ってる。他に質疑ございますか。浦野委員
- ○8番 浦野委員 賃金が安いので東京へ行ってしまうとか、東京に一極集中の原因だとは私は考えないんだけれど、それから最低一気に 1,000 円までもってけと、大変いいことなんだけど雇い主の関係もあるので、その辺が確かにこれ現在の最賃でいった場合、約800円でいった場合 15万くらいにしかならない。25日ぐらいじゃないと。確かに厳しいとは思うんだけれど、一方ではここら辺は小さな(聴取不能)でね。小規模あるいは零細企業が多い中で、賃金を上げることによって今度は経営が成り立たなくなってしまうという、ちょっと心配はあります。もちろんこういう人たちが労働者の側から言ってるので、当然の

話だと思んだけれども。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 これ全員からご意見を聞いて、その上で採決をしていきたいと思いますので全員で。伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 労働者と雇用者とは考え方が違うのであれだと思うけど、確かにこう言われてみれば生活の中ではこういう金額的には難しいという部分は、確かに低すぎるという分はあったんですけどそうかといって、ある程度そういうものを出していかなければ元からの部分から聞いてもらえないということがあると思います。そんな面から私は採択するべきかなというふうに思っております。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員
- ○1番 小島委員 考え方は分かるのでそうだよなという部分もあるけども、浦野委員の 言われように確かに、雇う側の立場もあるんだけど、そこまであんまり考えてるとこうい うものは改善がなかなか難しいかもしれないのでこれを私は採択をしていいんじゃないか なと私は思います。
- ○8番 浦野委員 さっきも申し上げたんですが、確かに 15 万円ではなかなか生きていけれない、これ最低ですからね。最低賃金の今までの経過から見ると本当に 10 円ぐらいずつこうやってできたものを安倍さんは 3%というような言い方をすると 20 何円と。ただ言ってるように、なかなかそれじゃ 1,000 円にいかないということなんだろうけれども、何年もそういった最賃のあり方、地域格差あって当然だと思うんですが物価の関係も違うので私はちょっとこれを 1,000 円にすべきだというような形で意見を出すというのはちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思ってます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員
- ○6番 下原委員 大手の方でもとかその他の企業でもまだベアがですね、色々な部分で問題があるというようなことがあったりあるいはやるよと言ったりそんなには無理だよと言って今動いてるのが世の中なんですよね。そういう部分に対して最低賃金のことだけが先行していくことはいかがなものかなというふうに思うし、最低賃金のことを先やってベアの方へ結びつけるという方法もあります。だけども、そういうことだけでできるわけじゃなくて当然のことながらベアがある程度になれば最低賃金は附随する事項として今までもやってきているはずだものですからね。ベアの方向を見しな、もう少し時間を見る中でことに当たっていった方が私はいいんじゃないかという、ここで、はい採択、不採択という論理じゃなくてですね、もう少し見ていった方がたいいような気がしますと、こういうことです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 そうすると継続して…。
- ○6番 下原委員 ええ、そうです。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員
- ○3番 荻原委員 自分はやはりそれぞれ今の、このままでいいという気持ちなのでやっぱりある程度最低賃金って引き上げていく方向というのは絶対に必要だと思ってるし、た

だ先ほど浦野委員からもおっしゃってましたけれども、払う側の問題もあったりするので一概にだめだということも言えないと思うんですよ。でも方向性とすると、やっぱり上げていくべき方向だというふうに思っているので、自分はそういった前向きな考えからいくと趣旨採択でいいんじゃないかなと思います。以上です。

○8番 浦野委員 私はこの結論付けの意見書の方をちょっと見たんですが、一気に 1,000 円に引き上げると、これは意見書ですから私はどうでも変えれるんだけどというような言い方をしているんですね、ちょっと極端かなと、分かるけどね。それから全国一律にしろと、最低賃金、これもいわゆる物価の関係とか暮らし向きの関係からするとちょっと大変無理があるということで、意見そのものがどんなものかなという、ちょっと疑問を感じます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 全員の方から意見をいただきました。若干意見が分かれた感じがします。その中で継続及び趣旨採択という意見も出されております。ということになりますので、もう一度採決するに当たって確認をしておきますけれども、まず継続を一番先に採択をします。これ全員参加してください。自分が趣旨採択と思っていた人も継続にも参加をしていただいて、継続が成立すればもうそれで継続です。継続が不成立だった場合、やはり5人で趣旨採択にするかどうかを採決します。そこで趣旨採択が成立すれば、それでおしまいです。これも成立しなかった場合、継続とか趣旨採択と言われた方も含めて採択か不採択かの採決となります。そういうことだよね。ということでよろしくお願いしたいと思います。一番最初に継続とすべきということに賛成の方。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 お二人です。ということで継続については意見少数 ということで継続とはいたしません。もう一度趣旨採択にすべきという方は賛成の方挙手 をお願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 1名ということですので趣旨採択はいたしません。本 陳情を採択すべきという方は挙手をお願いします。

【賛成者举手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 3人、賛成が多数ということであります。本陳情については採択するものと決します。

続きまして意見書について審査をいたします。まず事務局朗読をお願いします。田中次 長

- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 意見書 朗読
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございました。意見書案が今示されたわけであります。冒頭でいいかな、田中さん。最初に言っておくけど安倍首相は阿部守一の阿部じゃない?それと多分次のページに移るところね、一番下のライン、一番下に「政治決断で最低賃金をすぐに1,000円以上引き上げること」となってるけど「1,000以上に」の

間違い、「に」を入れた方が良い。それでは質疑を行いたいと思います。浦野委員

- ○8番 浦野委員 さっきも言ったんですが今 795 円かな、それから一気にということ、それから全国一律にせよということで、それからあとの方になってくると社会保険料を負担しろとか税の減免という、今も社会保険料については税の減免とかはやってますが、これはどうも今度は本当に雇用主の負担というのはものすごい増えてしまうと思います。このままこれを意見として出すのは問題があるんじゃないかと思います。「できるだけ」とかそういう文言を使わないと全然無理なことを言っても議会として出すわけですから。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 今そんなご意見が出されました。今の意見に対して とりあえず意見があったらお願いしたいと思いますが。小島委員
- ○1番 小島委員 考え方を言っていてこのとおりやれって、命令的なものじゃないと思 ので考え方を言っているので私はいいんじゃないと思いますけど。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員
- ○8番 浦野委員 これは当然陳情者が言ったもので、当然これは今度は議会が出すということになれば、やっぱりこれは精査して出す必要があると思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 ほかにございますか。今お二人から意見、これでいいんじゃないかという意見と直せという意見ですけれども。荻原委員
- ○3番 荻原委員 この意見書の中に安倍首相は「最低賃金を毎年 3%上げて加重平均で 1,000 円を目指す」ということを言っているということになれば、要するにできるとかできないとかじゃなくて、これを目標としていくんだよということを書くということは今すぐこれ 1,000 円に上げるという解釈じゃなくて、先ほど小島委員が言ったようにやはりそういった目標というかそういったものを目指してやっていくということで、あまりここに拘る必要はないんじゃないかなと思います。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 どうでしょうかね、ほかには。こういうことなので 多数決というのもどうかと思うんだけれども浦野さんどうだね、そんなに拘らなくてもい いんじゃないかという話も出てるところなんだけど。
- ○8番 浦野委員 私の考えはいずれにしてもいつでもでもそうですが、今回これに限らずやっぱり私たちの意見も出すんですから、入れた方がよろしいんじゃないかというふうに今までもそうやってそういうふうに、そのまま向こうから来たものを出したことはかつてというか、前はなかったと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 そういう姿勢はそれでいいと思うんだけれども、これについてやはり直さないといけないのかどうかというのはどうですか。
- ○8番 浦野委員 全国一律最低賃金ということは 1,000 円から始まると今度は東京の方は 1,200、300 円となってくるような気がするので、地域格差はなくすというのは大事だと思うけど、私はいつも言ってるようにむしろいわゆる賃金という形でこうやって 1 時間あたりでやるんじゃなくて、正規雇用化を図って月給という形でもっていくというのは一番、正規雇用化を図るのが一番いいと思ってるんですが、今まではこの最賃というのはパート

平成30年3月定例会総務産業常任委員会審査

とかそういう人たちのものを主体として考えてこられたもので、本当に 10 円ぐらいずつ上 がってきた経過はあることを思うとね。

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員どうですか。聞いてて、いろいろ3人ほどの意見を。
- ○6番 下原委員(聴取不能)
- ○14番 伊藤委員 世界各国からというところを読んでみるとこの「世界各国のグローバルスタンダードに近づけるために最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅引き上げが必要でもありますよ」と言ってるので、全国一斉に全部を一律に1,000円にしろということを言ってるわけではないと思うんだよ。だからこういう部分に目指していけるようにしていけという部分の中からこの話が出ているのでやっぱりこのままで私は良いような気がします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 今全員から意見を一応聞いたところで、このままで もいいんじゃないかという意見が主流になってるので、どうですかね。
- ○8番 浦野委員 例えば最低賃金を「すぐに」というのはいわゆる 30 年度からやれということですので、その辺を「できるだけ早く」とか「速やかに」とか、そんなような口調を直すということを私は言ってるわけです。いずれは 1,000 円になってくるだろうけど「できるだけ早く」とかね、という言い方で議会としたらいいんじゃないか、もう全然無理なことを言ったって、「すぐに」なんて無理に決まってるので。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 これ記のところの下の一番最初の「すぐに」でいいんですか。それではここを「できるだけ」というふうに修正するということを言ってますけど、どうですか。田中次長、「すぐに」を「できるだけ早く」、そういうことでよろしいですね、皆さん。
- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 大変申し訳ありません。今私も読んでて気がついたんですが、この記の上、「以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する」、ここでも意見書を提出してありますのでここは「意見書提出」を削除して、「早期実現を求める」という文言で最後に「以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する」というまとめ方だと思いますので。そこもちょっと修正をさせていただきます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 そういうことで何点か若干修正はあったけれどもほかにももしかしたら詳しく読んでるうちにもう少し出てくるかもしれないけども大筋はこれでお願いします。
- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 これを修正をかけて、修正をかけたものを 委員長さんに確認をしていただきますのでお願いします。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それではその確認を私に一任させていただきたいと 思いますのでよろしくお願いします。

次に受理番号 2 番 「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出

に関する陳情、事務局から説明をお願いいたします。

- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 陳情第2号 朗読
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 説明を、これについても南箕輪どうなってたんでしょう。
- 〇田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 こちらにつきまして、南箕輪は継続審議等 審査となっております。以上です。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 上記を踏まえましてそれでは審議してまいりたいと 思います。始めにご意見ある方は挙手をしてお願いしたいと思います。浦野委員
- ○8番 浦野委員 南箕輪もおそらくそうなんだけど、これ草案の段階で今審議している、この前も実際にやってたような自衛隊を何とかというような、そんな草案の段階でこうだからこうなるんだと言っても、いわゆる想定してこういう意見書を出してるんだけど、それはまだ時期尚早じゃないかなと、様子を見た方がいいと、どんなふうになるか。もうちょっと草案の内容がもっとはっきり外へ出せるようになってからの方が良いと思います。ということで継続だね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員どうです。
- ○1番 小島委員 全部まだその確認が私もそうだなというところが分からないわけ。も うちょっと考えないとわかりにくいなと思ってるので、かなり難しい部分があるので本当 にこうなると断定してるんだけどちょっと難しいんじゃない?それはどうかなという、案 自体がまとまってるところじゃないみたいなので継続の方がいいかなと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員
- ○14番 伊藤委員 難しくてよくわかりません。本当にこれ浦野さんが言ったようにまだ国会の方でね、審議をまだ途中の部分のとこでこれから出てくるところがあるものですからお二人の意見と同じ、継続的にいった方がいいんじゃないかなと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員
- ○3番 荻原委員 この (聴取不能) からみてるとやっぱり色々書いてあってこれ、それ じゃすぐ採択というわけにはどうみてもいきそうもないので、皆さんが継続でと言うなら 継続でいいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 お願いします。
- ○6番 下原委員 ことを図ることというのは想像をしちゃう話があるわけです。具体的なことがない、というようなことがあるものですからね、私はむしろね、極端ですけれどもこれはね、考えてみれば廃案にしたっていいくらいに思う。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 不採択ということ?
- ○6番 下原委員 ええ、不採択にするというぐらいに継続だとね、できてからというのではなくて草案ができていろいろ議論をしたらね、(聴取不能)の材料が揃った上において議論をすべきであって、この時点においてはむしろ私は廃案の方がいいんじゃないか、こういうふうに思うわけでございます、以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 一応全員からご意見を伺ったところでございます。 継続というご意見と不採択というご意見出されたところでございます。ということでまず 継続について採決をし、継続が成立した場合はそれでおしまい。不成立の場合は、全員で もう一度採択するか否かを採決したいと思います。それで陳情第2号につきまして、採決 をいたしますが継続ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 挙手 2名でございまして継続は成立いたしません。 ということで陳情第2号につきまして採択に賛成の方は挙手をして。

【賛成者举手】

 \bigcirc 1 3番 中澤総務産業常任委員長 賛成 0 でございます。念のためにお伺いしますが不 採択とすることに賛成の方。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 ということで全員不採択ということで陳情第2号につきましては不採択と決定させていただきます。

それでは受理番号 3 番 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保 全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する陳情書を審査いたします。 事務局から説明をお願いいたします。田中次長

- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 陳情第3号 朗読
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 それではどうぞ。
- ○6番 下原委員 恥ずかしいこと聞いていいかね。要するに種子法はテレビで見たり新聞で読んだりしてるけどいまいち私には理解ができない、それをやると何がどうなるんだという部分について誰か分かる人、分かるように説明してくれないかね。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 この前ね、農協の下村常務からちょっと説明聞いた ところですが、私もうろ覚えですので荻原さんの方からちょっと。
- ○3番 荻原委員 前回のときもちょっと趣旨採択にさせてもらったんだけれど、これ間違いなく種を要するに一つの企業が独占する可能性も出ていることも事実なんですよ。ただし、このことに関してはそれぞれの地域、特に長野県なんかは一番そこら辺はしっかりしているんだけども、そこら辺のところがすごく守られてるところが当然そこに県もお金を出していることも事実だし、そういった意味ではあえて議会として意見書を出すほどの決議ではないと。もちろんこれが外へ、外国へどんどん出てしまったりとか、そして大きなアメリカの企業が種子を独占するとかということが懸念はされるけれども、でも今これを出してどうしてもここで採択をして出さなければならないかというほどの内容ではないという、ですので…。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 この前私も話を聞いて全然知らなかったのであれなんだけど、ここにも書かれてるんだけど、お米と麦と大豆というんですよ。その種というのはどうもずっと長野県でいえば長野県で用意をしてちゃんと信大の農学部かどっかで原

種を管理しているというような説明したよね、この前。県の農業なんとかというところと、 農業試験場、そういうところで全部種子というのはこの米と麦と大豆を管理して、しかも 用意してくれているらしいんですよね。それをなくしてしまってどこでも作っていいです よみたいなことになってくると、民間企業が今野菜の種がね、結構Fなんとかというのは ああいうふうになってそこから買うしかなくなってしまうみたいなそういうおそれがある ようだけど、ただ、先般も長野県の場合はそういう体制をつくってずっとやってくという ことが出された、新聞の記事で。浦野委員

○8番 浦野委員 今話が出ましたが、長野県は本当に進んでいた方で、守ってきた方で、 しかも長野県は引き続き同じように守っていく施策を講じるということが出ましたので、 言ってみればそれをもって趣旨採択にしてありますので、ここへ上がって文書配布という のは要らないけど上がってきてしまったから本当は文書配布でも良かったようなものだと 思うんですが、引き続きやるんだったら趣旨採択ということかなと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 JAとしてもこれをどうしても採択としてほしいというような考えではなく、要するに内容的にはその通りですけれども、でも、あえてそこまで要求はしなしと。 県の方、やっぱね、要は意見書を出した。(聴取不能)

○6番 下原委員 要するに前にやったことがそのまま引き継がれていないと、趣旨採択 であるということはね、前にやったもの、そういうことが代表者の関島さんのところにも 伝わっているかというと伝わっていないんだよね。違う人が出してくるわけ、今度はね、 また今回それを決めてもまた違う人が出てくる可能性があって、そういう時にはこの前や ったから文書配布でこういうことを済ましちゃうのでって、事を済ましちゃうという言い 方おかしいけどもそういう方法でやってくということになるので、これは今も荻原委員の お話を聞いているとどうしてもという、県の方でもね、あれしてるわけじゃないというこ とになるとね、やっぱりよくやっても趣旨採択でこの次からこういうものできたものにお いては文書配布でしていったらいいんじゃないかなと、私はそういうふうに思いますがね。 ○13番 中澤総務産業常任委員長 ただこれ見るとあれだね、前回のものは県に予算措 置をするようにしろということと種子を民間に委ねることがないよう対策を講じること、 今回言ってるのはもうちょっと新たな法整備だの、積極的な政府だの、展開しろだの、逆 に言えば前回と同じ趣旨採択じゃなくてもいいような気も…。不採択でもいいような気は するけれどもね。今回の方が全然広く言ってるよね。「新たな法整備と積極的な施策を行う ことを求める」、前回は県へそういう予算措置をしろというものと民間会社に種のあれを取 られないようにしろということなんだけど、今回のは例えば、陳情事項というところを見 てもらうと「新たな法整備と積極的な施策を行うことを求める。」

~ (聴取不能) ~

○13番 中澤総務産業常任委員長 だそうですが、それでは前回にならって趣旨採択するかそれとも、採択は不採択ということになるかと思いますけれども、まず趣旨採択から

平成30年3月定例会総務産業常任委員会審査

採決をさせていただきたいと思います。趣旨採択に賛成の方。

【賛成者举手】

- ○13番 中澤総務産業常任委員長 全員でございます。趣旨採択ということで。という ことで陳情3号につきましては趣旨採択ということで決定をいたしました。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長
- ~ (聴取不能) ~
- ○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 こちらの12月に継続したものでございますが、12月の関係、辰野町、南箕輪村、宮田村にこの陳情が出ておりまして、辰野町が趣旨採択を、南箕輪村が継続審査、宮田村が採択ということになってございます。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 だそうでございます。
- ○3番 荻原委員 本当に米農家もこういった困っていることも事実です。できることだったら趣旨採択していただければありがたいと思います。
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 以上です。ということで今荻原委員からそういう意 見が出されました。他にはございませんね。採決をいたします。本案につきましては趣旨 採択することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

- ~ (聴取不能) ~
- ○13番 中澤総務産業常任委員長 大変ご苦労さまでございました。以上で案件はすべて終了いたしました。本日の委員会を閉じます。

午後 12 時 10 分 閉会